官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省令〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務五二）　一
〔公告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続不開始決定関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事開始、日本私立学校振興・共済事業団令和七事業年度財務諸表、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者、弁理士登録関係　三八
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　六五
会社その他
会社決算公告　七三

省令

○法務省令第五十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号、第七条の二第一項及び第二項、第二十条第二項並びに第二十一条第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十六日

法務大臣　山下　貴司

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
活動	基準
［略］	
法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動	一　申請人が医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は言語聴覚士としての業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。 二　［略］ 三　申請人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は言語聴覚士としての業務に従事しようとする場合は、本邦の医療機関、薬局その他の保健医療サービスを提供する施設又は歯科技工所に招へいされること。
［略］	

改正前	
活動	基準
［同上］	
法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動	一　申請人が医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。 二　［同上］ 三　申請人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合は、本邦の医療機関又は薬局に招へいされること。
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第四（第六条の二関係）	
本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
［略］	
法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動（医療）	本人が契約を結んだ本邦の医療機関、薬局その他の保健医療サービスを提供する施設若しくは歯科技工所又は本人が所属して医療業務を行うこととなる本邦の医療機関、薬局その他の保健医療サービスを提供する施設若しくは歯科技工所の職員
［略］	

改正前	
別表第四（第六条の二関係）	
本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
［同上］	
法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動（医療）	本人が契約を結んだ本邦の医療機関又は本人が所属して医療業務を行うこととなる本邦の医療機関の職員
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記第六号の三様式申請人等作成用２　Ｕ（その他）を次のように改める。

申請人等作成用２　Ｕ（その他）

22　活動内容

①【　□外交　□公用　□弁護士　□司法書士　□土地家屋調査士
□外国法事務弁護士　□公認会計士　□外国公認会計士　□税理士
□社会保険労務士　□弁理士　□海事代理士　□行政書士　】

②【　□医師　□歯科医師　□薬剤師　□保健師　□助産師
□看護師（EPA看護師を除く。）　□准看護師　□歯科衛生士
□診療放射線技師　□歯科技工士　□理学療法士　□作業療法士
□視能訓練士　□臨床工学技士　□義肢装具士　□言語聴覚士　】

③【　□家事使用人　□家族と同居（外交官の家族を含む。）　】

④【　□ワーキング・ホリデー　□外国弁護士　】

⑤【　□アマチュアスポーツ選手　】

⑥【　□インターンシップ　□サマージョブ　□国際文化交流　】

⑦【　□外国人建設就労者　□外国人造船就労者
□製造業外国従業員　□家事支援者（国家戦略特区）
□耕種農業支援者（国家戦略特区）　□畜産農業支援者（国家戦略特区）　】

⑧【　□日系四世　】

⑨【　□起業活動　】

⑩【　□その他（　　）　】

（22で選択した区分に応じ以下の項目について記入）

○ ①を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23,32及び「署名欄」を記入

○ ②を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23,24,32及び「署名欄」を記入

○ ③を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32及び「署名欄」を記入

○ ④を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27,32及び「署名欄」を記入

○ ⑤を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23,25,32及び「署名欄」を記入

○ ⑥を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26,32及び「署名欄」を記入

○ ⑦を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23,32及び「署名欄」を記入

○ ⑧を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27,32及び「署名欄」を記入

○ ⑨を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24,28～32及び「署名欄」を記入

○ ⑩を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27,32及び「署名欄」を記入

別記第六号の三様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務（経営者を除く）
3	調査研究
4	技術開発（農林水産分野）
5	技術開発（食品分野）
6	技術開発（機械器具分野）
7	技術開発（その他製造分野）
8	生産管理（食品分野）
9	生産管理（機械器具分野）
10	生産管理（その他製造分野）
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育（教員免許を有する者が行う教育）
20	教育（小学校・中学校・高等学校における語学教育）
21	教育（専修学校）
22	教育（各種学校）
23	教育（インターナショナルスクール）
24	教育（教育機関を除く）
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務（マーケティング，リサーチ）
28	企画事務（広報・宣伝）
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育（大学等）
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客（販売店）
52	接客（飲食店）
53	接客（その他）
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	弁護士
66	司法書士
67	弁理士
68	土地家屋調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国弁護士
86	サマージョブ
87	国際文化交流
88	EPA看護師
89	EPA介護福祉士
90	EPA看護師候補者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA就学介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者（国家戦略特区）
95	耕種農業支援者（国家戦略特区）
96	畜産農業支援者（国家戦略特区）
97	起業活動
98	その他のサービス職業従事者（他に分類されないもの）
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者（金属製品）
101	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
102	機械組立従事者
103	機械整備・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）
107	その他の建設・採掘従事者（他に分類されないもの）
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
111	歯科技工士
112	言語聴覚士
999	その他

別記第三十号様式申請人等作成用２　Ｕ（その他）を次のように改める。

申請人等作成用２　Ｕ（その他）

17　活動内容

①【 □ 外交　□公用　□ 弁護士　□ 司法書士　□ 土地家屋調査士
□ 外国法事務弁護士　□ 公認会計士　□ 外国公認会計士　□ 税理士
□ 社会保険労務士　□ 弁理士　□ 海事代理士　□ 行政書士 】

②【 □ 医師　□歯科医師　□ 薬剤師　□ 保健師　□ 助産師
□ 看護師（EPA看護師を除く。）　□ 准看護師　□ 歯科衛生士
□ 診療放射線技師　□ 歯科技工士　□ 理学療法士　□ 作業療法士
□ 視能訓練士　□ 臨床工学技士　□ 義肢装具士　□ 言語聴覚士 】

③【 □ 家事使用人　□ 家族と同居（外交官の家族を含む。） 】

④【 □ ワーキング・ホリデー　□ 外国弁護士 】

⑤【 □ アマチュアスポーツ選手 】

⑥【 □ インターンシップ 】

⑦【 □ EPA看護師　□ EPA介護福祉士　□ EPA看護師候補者
□ EPA介護福祉士候補者　□ EPA就学介護福祉士候補者 】

⑧【 □ 外国人建設就労者　□ 外国人造船就労者
□ 製造業外国従業員　□ 家事支援者（国家戦略特区）
□ 耕種農業支援者（国家戦略特区）　□ 畜産農業支援者（国家戦略特区） 】

⑨【 □ 日系四世 】

⑩【 □ 起業活動 】

⑪【 □ その他　（　　） 】

（17で選択した区分に応じ以下の項目について記入）

○ ①を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,27及び「署名欄」を記入

○ ②を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,19,27及び「署名欄」を記入

○ ③を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・27及び「署名欄」を記入

○ ④を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入

○ ⑤を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,20,27及び「署名欄」を記入

○ ⑥を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・21,27及び「署名欄」を記入

○ ⑦を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,19,22,27及び「署名欄」を記入

○ ⑧を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,27及び「署名欄」を記入

○ ⑨を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入

○ ⑩を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・19,23～27及び「署名欄」を記入

○ ⑪を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入

別記第三十号様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務（経営者を除く）
3	調査研究
4	技術開発（農林水産分野）
5	技術開発（食品分野）
6	技術開発（機械器具分野）
7	技術開発（その他製造分野）
8	生産管理（食品分野）
9	生産管理（機械器具分野）
10	生産管理（その他製造分野）
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育（教員免許を有する者が行う教育）
20	教育（小学校・中学校・高等学校における語学教育）
21	教育（専修学校）
22	教育（各種学校）
23	教育（インターナショナルスクール）
24	教育（教育機関を除く）
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務（マーケティング，リサーチ）
28	企画事務（広報・宣伝）
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育（大学等）
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客（販売店）
52	接客（飲食店）
53	接客（その他）
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	弁護士
66	司法書士
67	弁理士
68	土地家屋調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国弁護士
86	サマージョブ
87	国際文化交流
88	EPA看護師
89	EPA介護福祉士
90	EPA看護師候補者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA就学介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者（国家戦略特区）
95	耕種農業支援者（国家戦略特区）
96	畜産農業支援者（国家戦略特区）
97	起業活動
98	その他のサービス職業従事者（他に分類されないもの）
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者（金属製品）
101	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
102	機械組立従事者
103	機械整備・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）
107	その他の建設・採掘従事者（他に分類されないもの）
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
111	歯科技工士
112	言語聴覚士
999	その他

申請人等作成用２　Ｕ（その他）

17　活動内容

①【 □ 外交　□公用　□ 弁護士　□ 司法書士　□ 土地家屋調査士
□ 外国法事務弁護士　□ 公認会計士　□ 外国公認会計士　□ 税理士
□ 社会保険労務士　□ 弁理士　□ 海事代理士　□ 行政書士 】

②【 □ 医師　□歯科医師　□ 薬剤師　□ 保健師　□ 助産師
□ 看護師（EPA看護師を除く。）　□ 准看護師　□ 歯科衛生士
□ 診療放射線技師　□ 歯科技工士　□ 理学療法士　□ 作業療法士
□ 視能訓練士　□ 臨床工学技士　□ 義肢装具士　□ 言語聴覚士 】

③【 □ 家事使用人　□ 家族と同居（外交官の家族を含む。） 】

④【 □ ワーキング・ホリデー　□ 外国弁護士 】

⑤【 □ アマチュアスポーツ選手 】

⑥【 □ インターンシップ 】

⑦【 □ EPA看護師　□ EPA介護福祉士　□ EPA看護師候補者
□ EPA介護福祉士候補者　□ EPA就学介護福祉士候補者 】

⑧【 □ 外国人建設就労者　□ 外国人造船就労者
□ 製造業外国従業員　□ 家事支援者（国家戦略特区）
□ 耕種農業支援者（国家戦略特区）　□ 畜産農業支援者（国家戦略特区） 】

⑨【 □ 日系四世 】

⑩【 □ 起業活動 】

⑪【 □ その他　（　　） 】

（17で選択した区分に応じ以下の項目について記入）

○ ①を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,27及び「署名欄」を記入

○ ②を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,19,27及び「署名欄」を記入

○ ③を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・27及び「署名欄」を記入

○ ④を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入

○ ⑤を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,20,27及び「署名欄」を記入

○ ⑥を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・21,27及び「署名欄」を記入

○ ⑦を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,19,22,27及び「署名欄」を記入

○ ⑧を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,27及び「署名欄」を記入

○ ⑨を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入

○ ⑩を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・19,23～27及び「署名欄」を記入

○ ⑪を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入

別記第三十号の二様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務（経営者を除く）
3	調査研究
4	技術開発（農林水産分野）
5	技術開発（食品分野）
6	技術開発（機械器具分野）
7	技術開発（その他製造分野）
8	生産管理（食品分野）
9	生産管理（機械器具分野）
10	生産管理（その他製造分野）
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育（教員免許を有する者が行う教育）
20	教育（小学校・中学校・高等学校における語学教育）
21	教育（専修学校）
22	教育（各種学校）
23	教育（インターナショナルスクール）
24	教育（教育機関を除く）
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務（マーケティング，リサーチ）
28	企画事務（広報・宣伝）
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育（大学等）
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客（販売店）
52	接客（飲食店）
53	接客（その他）
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	弁護士
66	司法書士
67	弁理士
68	土地家屋調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国弁護士
86	サマージョブ
87	国際文化交流
88	EPA看護師
89	EPA介護福祉士
90	EPA看護師候補者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA就学介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者（国家戦略特区）
95	耕種農業支援者（国家戦略特区）
96	畜産農業支援者（国家戦略特区）
97	起業活動
98	その他のサービス職業従事者（他に分類されないもの）
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者（金属製品）
101	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
102	機械組立従事者
103	機械整備・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）
107	その他の建設・採掘従事者（他に分類されないもの）
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
111	歯科技工士
112	言語聴覚士
999	その他

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式（次条において「旧様式」という。）による申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

第三条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続不開始決定公告

令和８年11月16日　長崎地方検察庁佐世保支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第８条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始しないこととしたので公告する。

記

1　不開始決定番号　長崎地方検察庁佐世保支部　令和８年第１号
2　不開始決定の年月日　令和８年11月16日
3　犯罪被害財産の没収又は追徴の裁判
⑴　裁判所名　長崎地方裁判所佐世保支部
⑵　裁判年月日　令和８年６月18日
⑶　確定年月日　令和８年６月24日
⑷　被告人の氏名又は名称　本田　瑞希
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、氏名不詳者らと共謀の上、令和８年１月14日、氏名不詳者らが、長崎県五島市内に居住する被害者方に電話をかけるなどし、被害者に対し、電話の相手が被害者の息子等であり、被害者の息子が現金100万円を至急必要としているので、被害者の息子のため代わりに行く弁護士に現金を渡してもらいたい旨うそを言い、さらに、同日、被告人が、長崎市内において、被害者に対し、前記弁護士になりすまして、被害者に、電話の相手が被害者の息子等であり、被害者の息子が現金を至急必要としており、前記弁護士が被害者の息子のために現金を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、被害者から現金100万円の交付を受け、もって、人を欺いて財物を交付させたものである。
（罪　　名）
詐欺
4　不開始決定をした理由
犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管できず、今後もこれを保管することとなる見込みがないと認めるため。
5　この公告に関する問い合わせ先
〒857―0801　長崎県佐世保市祇園町21番１号
長崎地方検察庁佐世保支部　犯罪被害財産支給手続担当
電話番号　0956―23―1131

○　上記犯罪被害財産支給手続を開始しない決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（長崎地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記５のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　犯罪被害財産支給手続を開始しない決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（長崎地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２００号
群馬県太田市西新町48番地３　メイプルハイムＣ―101号
債務者　平井　尚基
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　真明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１８５６号
福岡市中央区長浜１丁目３番25―814号　オーベルウェルス天神
債務者　高崎　信芳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９８０号
福岡県大野城市南ケ丘７丁目21番２号、前住所福岡県大野城市南ケ丘７丁目21番１号
債務者　渋谷　直之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９８１号
福岡県大野城市南ケ丘７丁目21番２号、前住所福岡県大野城市南ケ丘７丁目21番１号
債務者　渋谷　由美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９４３号
仙台市宮城野区車町101番地の２　ミッドタウン第百ビル203
債務者　富田　真人
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３４１号
群馬県伊勢崎市韮塚町1177番地４　カーサ・エクセルＤ201
債務者　加藤さとみ
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　和良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４８２号
新潟市西区大学南１丁目6696番地９　みなみ101、前住所新潟市中央区川端町２丁目11番地３　ダイアパレス川端町703号
債務者　石田　憲紹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１号
岩手県釜石市定内町２丁目18番11号
債務者　梅木美穂子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉水　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第７４１号
仙台市若林区中倉３丁目18番10―203号、従前の住所仙台市若林区かすみ町13番24号
債務者　松崎　友洋
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　衛昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９８５号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山４丁目４番27―301号　県営アパート１号棟301号
債務者　大和　知佳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細矢　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１４３号
仙台市宮城野区高砂１丁目143番地の４　カーサ高砂503
債務者　早坂　克義
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　颯馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２７９号
茨城県稲敷郡阿見町本郷一丁目29番地23
債務者　小林　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞鍋　涼介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１９６号
滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬269番地３
債務者　前田　秀人
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５６３号
兵庫県姫路市白浜町寺家２丁目100番地　ノーブル寺家207
債務者　猪澤　一範
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第６５１号
岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍847番地67
債務者　谷口　　純
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１２３号
広島市東区牛田新町２丁目１番１―306号
債務者　佐々木道子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田由美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４１号
福岡県柳川市西浜武485番地　楓206号
債務者　古賀誠一郎
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第１５１号
福島県いわき市常磐湯本町上浅貝19番地　県営住宅６―26
債務者　生田目孝子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　学人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第９９４号
神戸市中央区雲井通４丁目１番27―403号
債務者　石原　智幸
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　和哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１９号
埼玉県川口市西青木２丁目４番41―308号
債務者　石澤　宏之
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　吏恭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後３時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０８０号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目６番15―103号
債務者　渡邉　一正
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７４４号
福岡市南区大平寺１丁目52番２号　ビッグガーデンⅠ（Ｂ棟）208号
債務者　高濱　裕紀
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０９４号
福岡市博多区須崎町８番２―502号　ＧＲＡＮＤＳＴＡＴＵＳ古川
債務者　近藤　広志
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴山林太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９１号
茨城県古河市けやき平二丁目２番地４
債務者　増原　宏政
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６０５号
大阪府和泉市今福町二丁目８番２―304号
債務者　石川　夢香
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６２０号
大阪府泉南市信達牧野280番地の７、前住所
大阪府阪南市黒田586番地の９
債務者　石橋　徳人
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　侑士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１００号
広島県三原市本郷南２丁目15番８号　リバーコートＣ棟202
債務者　児玉　孝臣
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　竜哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２１２６号
札幌市南区澄川４条１丁目５番２―316号
債務者　髙田　祐輔
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　直毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後３時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３３７号
埼玉県羽生市東８－３－６　レオパレスルミエールⅢ　104号、住民票上の住所埼玉県幸手市南３丁目８番24号
債務者　香取　充浩
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下永吉純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４６６号
神奈川県秦野市入船町８番７号
債務者　森川理紗子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５７０号
神奈川県秦野市堀山下341番地の９
債務者　三上　佑弥
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山梨　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４３９号
愛知県大府市朝日町３丁目33番地の１　ＬａｋｅＰｒｏｕｄ602号
債務者　西岡　亮志
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　麻緒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７９７号
埼玉県上尾市春日一丁目２番17号　エビデンス上尾105
債務者　塚田　啓一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　太平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１９３号
北海道広尾郡広尾町会所前２丁目58番地、住民票上の住所札幌市白石区本郷通７丁目南３番20―402号
債務者　柏原　明奈
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
岐阜県大垣市今町１丁目30番地３
債務者　傍嶋　丈博
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後４時
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１１０６号
堺市中区八田北町351番地11
債務者　嶋田　洋貴
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城之内太志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９７４号
兵庫県尼崎市南塚口町４丁目１番30号　サウンドグレースパートⅢ311、住民票上の住所神戸市北区道場町日下部675番地
債務者　ｍｙｍｅｍａｉこと　上垣　進
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０９号
北海道旭川市東光11条６丁目１番16号
債務者　福本　雅仁
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤村　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後４時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５１３号
横浜市西区中央２丁目31番12―403号
債務者　野山　輝博
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根本　雄司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０４号
札幌市清田区清田５条４丁目１番17号
債務者　氷室　信康
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日和　優人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２４号
愛知県安城市東端町南用地50番地１、旧住所
愛知県岡崎市上三ツ木町字北稗田６番地
債務者　中村　武志
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９００号
札幌市中央区南９条西12丁目１番43―707号
債務者　岩本　空大
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8395番地２、前住所宮崎県都城市蓑原町2409番地８
債務者　久木迫　博司
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二石　祐太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１３２号
山口県宇部市東小羽山町３丁目５番１号
債務者　冨田宗一郎
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第２２９号
長野県木曽郡木曽町新開1516番地
債務者　中島　俊博
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　威明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２８８号
岐阜市粟野西１丁目188番地
債務者　笠井　　拓
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２３２号
愛知県岡崎市矢作町字羽城12番地７
債務者　福山　　慧
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋吉　一秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５３４号
愛知県豊田市大林町16丁目16番地５　エコルデバリス203号
債務者　立花　秀一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年２月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７６号
北海道北見市北斗町３丁目１番25号　プレステイジ105号
債務者　安藤　健人
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野呂　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１７８８号
札幌市北区篠路８条７丁目４番20―114号
債務者　鏈政　信昭
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２７号
札幌市北区北23条西７丁目２番１号　ジャスミン23―101号
債務者　長南　祐美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６４号
札幌市中央区南９条西13丁目２番２―402号
債務者　笠原　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６５号
札幌市中央区南９条西13丁目２番２―402号
債務者　笠原　理恵
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８９２号
札幌市清田区平岡４条３丁目５番８号
債務者　山川　訓史
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２７号
札幌市中央区北６条西20丁目１番30―503号
債務者　桂木　晴香（旧姓中島）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２００９号
札幌市北区北34条西10丁目１番５号　アクイール麻生207号
債務者　倉俣　梨久
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０４２号
札幌市北区麻生町１丁目５番９号　シェーンブルン麻生Ｂ棟103号
債務者　高橋美穂子（旧姓髙橋、小野、漆原）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０６３号
札幌市中央区南13条西６丁目５番１―502号
債務者　小原　楓菜
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０９８号
札幌市白石区南郷通１丁目南９番16―301号
債務者　田村比佐恵
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１０４号
札幌市白石区川下３条７丁目１番７号　リラコートⅢ―202号
債務者　名越麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１０５号
札幌市白石区川下３条７丁目１番７号　リラコートⅢ―202号
債務者　名越　秀明（旧姓田部井）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１１６号
札幌市北区北27条西６丁目１番25―102号
債務者　松久　秀穂
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３号
北海道岩見沢市６条東12丁目６番地１　市営住宅６条中央団地１号棟201号室
債務者　近迫香代子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１０４号
北海道岩見沢市６条東12丁目６番地１　市営住宅６条中央団地１号棟201号室
債務者　石光　智子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１０５号
北海道岩見沢市かえで町３丁目１番５―104号　道営住宅５号棟　104
債務者　神　　千秋
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１０８号
北海道岩見沢市大和２条２丁目６番地１　フラワーテラス１―D
債務者　山中　梨紗（旧姓青木）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１１２号
北海道美唄市東６条南１丁目７番10号
債務者　小林　靖雄
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２０３号
福島県いわき市泉滝尻三丁目13番地の２
債務者　江尻　あき子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２５０号
群馬県高崎市上佐野町1096番地１　県住Ｄ棟1901号
債務者　柏葉　広美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番38号　アーバンハイツ札元103号
債務者　小髙峰　賢
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第７７号
北海道室蘭市水元町46番７号　ハイツキャロット　101号室、前住所北海道室蘭市知利別町２丁目13番３―103号　蘭東コーポ
債務者　川内谷　竜
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第７９号
北海道登別市若草町１丁目８番地10
債務者　石澤　千尋（旧姓　奈良﨑）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１９１号
北海道帯広市西１条南７丁目10番地６　ハイツＳＫ301、前住所北海道中川郡幕別町札内暁町281番地の５
債務者　刈谷　慧寧
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第６４５号
栃木県宇都宮市東峰町3014番地23　コーポ山形202、前住所栃木県矢板市東町1203番地47
債務者　高瀬　宗弘
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５３号
栃木県宇都宮市若草１丁目６番１号　県営若草住宅１号棟712号室、前住所栃木県宇都宮市若草１丁目６番３号　県営住宅３棟13号室
債務者　福田　　裕
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６７２号
栃木県日光市板橋1878番地151、前住所神奈川県横浜市港北区日吉本町三丁目３番８号　コートグランディ日吉Ⅱ　201号室
債務者　手塚　愛七
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６８７号
栃木県鹿沼市見野1179番地
債務者　廣田　浩二
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９０号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅48号棟4485号室
債務者　川口　宰子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７００号
栃木県宇都宮市石井町2887番地２　サンガーデンＤ棟
債務者　菊地　ラッケルこと　キクチ　ラッケル　ピサン
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７０１号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目２番５号　県営江曽島住宅５号棟　20号室、前住所栃木県宇都宮市江曽島４丁目221番地10
債務者　小島　里香
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２６号
群馬県前橋市広瀬町二丁目27番地１　102号
債務者　遠藤　ロサリンダこと　ＥＮＤＯ　ＲＯＳＡＬＩＮＤＡ　ＭＡＲＱＵＥＺ
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３３７号
群馬県伊勢崎市下触町855番地１　ゴッドサワーメゾンＢ105
債務者　宮崎　久和
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４５号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越1612番地７
債務者　髙島　包充
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３５１号
群馬県前橋市鳥羽町642番地２　ハイツフレンド鳥羽　203号、旧住所群馬県北群馬郡吉岡町大字南下914番地３
債務者　笹澤真由美
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８７１号
川崎市宮前区宮崎102番地１　マリオン宮崎台　308
債務者　藏座　祐一
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３４１号
岐阜市日置江１丁目47番地１、前住所岐阜県瑞穂市穂積739番地２
債務者　森田　靖志
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３９６号
静岡県沼津市大塚978番地　県営原団地１－207、前住所静岡県沼津市青野199番地の１　アヴェニール309
債務者　太田　孝司
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４００号
静岡県沼津市本字千本1910番地の217、前住所神奈川県川崎市中原区井田１丁目18番６号　グリーンコート井田　103
債務者　千葉　萌花
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１７０３号
福岡市中央区春吉３丁目26番12―709号　エンクレスト天神Ⅲ
債務者　今島　瑠征
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８８４号
福岡市東区唐原２－５―20―201、住民票上の住所宮崎市南花ケ島町279番地３　ニューコーポラス大宮602号
債務者　黒木　脩平
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４７号
福岡市早良区原団地54番502号
債務者　井上美代子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５３号
福岡市早良区原３丁目９番53―202号　ポピンズ、前住所福岡市城南区別府６丁目14番32―101号　コンファートみかさ
債務者　栖本　美幸
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９９５号
福岡県大野城市瑞穂町２丁目６番９号　フルールドゥソレイユ瑞穂702号
債務者　宮崎　智子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２００２号
福岡県筑紫野市原田６丁目１番地９　スペランツァ筑紫野201号
債務者　阪本亜紀子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２００７号
福岡市南区大楠２丁目23番９―202号　ＬＡＮＤＩＣ　Ｏ2239
債務者　坂田　玲奈
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２００９号
福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目21番３―333号
債務者　池永　初子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０４６号
福岡市東区筥松１丁目４番31―102号　フォレスト筥松Ａ棟
債務者　枝次　美恵
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０７４号
福岡県春日市光町１丁目40番地１　宝満荘208号
債務者　米倉　和也
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０８９号
福岡市南区横手３丁目31番26―202号　エルメゾンⅠ
債務者　井星　公男
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１０５号
福岡県福津市星ヶ丘16番23号　星ヶ丘団地82号
債務者　池田　雅奈
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１０６号
福岡市西区愛宕２丁目16番32―702号　パンルネックスディア室見Ⅱ
債務者　宮崎　晴子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１２１号
福岡県朝倉市一木846番地
債務者　平野　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１３１号
福岡市南区弥永２丁目19番２―102号　ファミール新飼弐番館
債務者　本川　龍次
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１３４号
福岡県筑紫野市二日市北１丁目17番７号　エクセレント筑紫野103号
債務者　安部　秀矢
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１４０号
福岡市南区向新町１丁目９番18―305号　藤ビル
債務者　井浦　祐樹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１４１号
福岡市中央区黒門６番33―903号　ダイアパレスグランパーク大濠
債務者　安原　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１５２号
福岡県宗像市日の里８丁目４番地10
債務者　吉田　久美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１６０号
福岡市中央区高砂２丁目14番19―603号　アソシアグロッツォ薬院サウスシーン
債務者　岡本　妃奈
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１６２号
福岡県糸島市二丈深江四丁目８番15号
債務者　古田美和子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１７５号
福岡県柳川市東蒲池564番地１　ふるさとホーム
債務者　吉田　哲夫
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１９４号
福岡市南区柏原１丁目11番13号　ソエルガーデン福岡南
債務者　上田　正司
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１９５号
福岡市西区今宿東２丁目27番３－201号　アルファデイオ今宿
債務者　早田由利子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３号
福岡県みやま市瀬高町山門1898番地、前住所福岡県北九州市小倉北区上富野１丁目１番11－1002号
債務者　横尾　朱里
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第１４４号
鹿児島県曽於郡大崎町益丸1221番地３、前住所千葉県印旛郡酒々井町中央台１丁目17番16ブルーフォレスト101号室
債務者　本松　幸也
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿屋市札元２丁目3772番地２　サンモールＮⅢ101号
債務者　濱田　将太
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿屋市大姶良町113番地１　大姶良市営住宅１号、前住所岐阜県各務原市尾崎西町３丁目１番地　（尾崎団地Ａ２棟　242）
債務者　坂元　勝武
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第９６号
北海道苫小牧市拓勇西町５丁目２番29号　エトワール101、前住所旭川市東光１条３丁目１番15号　東光１．３ハイツ103号室
債務者　小笠原己代志
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１４１号
北海道苫小牧市東開町３丁目15番３号
債務者　吉田　和恵
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第７４号
青森県三沢市千代田町１丁目140番地419号　繁荘Ｃ
債務者　山本　昭裕
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第１１７号
岩手県北上市立花26地割14番地96
債務者　三浦　千代
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１３１号
岩手県北上市町分２地割100番地３　セーフティハウス７号
債務者　熊谷　梨緒（旧姓葛西）
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１３２号
岩手県北上市和賀町長沼５地割392番地２　市営長沼住宅Ｂ－205号、旧住所岩手県北上市本通り二丁目４番42号　ラポール本通り１－101号
債務者　髙橋　義賀
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第４２号
岩手県釜石市鵜住居町第29地割18番地78　日向復興住宅204号
債務者　松村つる子
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第１１５６号
仙台市青葉区みやぎ台１丁目21番17号
債務者　佐々木きよみ
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２４３号
宮城県塩竈市新浜町２丁目16番６号
債務者　佐藤和歌子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３２号
福島県南相馬市原町区西町三丁目27番地の12　西町ハイツ２号室
債務者　池田　秀喜
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第３４号
福島県相馬市沖ノ内二丁目３番地の10　沖ノ内レジデンス106
債務者　鈴木　昌男
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第３８８号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町3517番地の６
債務者　清水　敦仁
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９６号
茨城県土浦市並木一丁目９番13―３号
債務者　原島みずほ（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第６９６号
栃木県日光市明神1007番地31
債務者　高秀　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２６号
新潟市中央区東堀通１番町501番地１パークサイド白山209号
債務者　大川原祐輝
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５号
富山県魚津市緑町５番11号　セルーラ緑町パートⅠ　201
債務者　植田　久恵
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第３８号
富山県黒部市前沢2427番地１　プラッツクロベ　105号
債務者　朝倉　繁幸
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第３０８号
福井県坂井市春江町江留上大和１番地11
ヴィクトリアコート　307号室
債務者　平瀬　　遊
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１０号
福井市グリーンハイツ10丁目111番地
債務者　川瀬　真一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７５号
長野市大字高田34番地14　メゾンココロ１
債務者　衣川　弘明
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
長野市大字小島412番地　コーポマルミヤＡ102
債務者　安部　広樹
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８４号
長野県佐久市前山113番地８　市営泉団地Ａ―104
債務者　日向　翔海
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第３５５号
滋賀県野洲市乙窪175番地２
債務者　辻　　陽香
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６２号
滋賀県栗東市高野641番地１（202号）　ビバリーマンション
債務者　森下　照美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６９号
滋賀県草津市青地町236番地14
債務者　脇坂　和美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７５号
滋賀県栗東市川辺532番地（Ａ―304）　川辺県営住宅
債務者　橋本　美香
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９０号
滋賀県草津市青地町368番地１　メゾンローズ　106号
債務者　紺谷　伊宏
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２７号
滋賀県高島市新旭町北畑三丁目４番地４　北畑団地７号
債務者　田中　良一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３５号
大津市螢谷５番34号、前住所滋賀県草津市西渋川２丁目10番29号　西田ハイツＡ　３号
債務者　澤田　五雄
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６０号
大津市音羽台８番１―301号
債務者　武田　美春
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８８号
滋賀県彦根市後三条町376番地６（Ｄ号）、前住所東京都練馬区桜台６丁目18番27号
債務者　川野　洋志
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第６６号
滋賀県長浜市長田町116番地26
債務者　藤井　心希
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第１０４３号
神戸市長田区真野町３番23―１号　ルネッタ新長田Ｂ棟101号、従前の住所神戸市須磨区神の谷７丁目８番26号　ウイング須磨403号室
債務者　地引　駿介
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８号
鳥取県米子市西福原８丁目10番15―401号
債務者　宮崎　妙子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第９２号
広島県呉市東中央４丁目５番11号
債務者　門脇　美羽
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１２７号
広島県呉市押込５丁目11―５―202、住民票上の住所広島県江田島市大柿町大原73番地
債務者　向井　寛
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２７７号
広島県福山市大門町大門532番地シティハイツ大門Ｂ102
債務者　岡田　寛美（旧姓大町・西島）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２８２号
徳島県徳島市川内町小松西88番地　ジュネス・ウェール８号室
債務者　岡　　祐里
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６号
徳島県阿南市富岡町寿通８番地５
債務者　南谷　広子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第１９２４号
福岡市東区香椎浜２丁目３番５―308号　市営香椎浜団地
債務者　林田　恭将
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５９号
福岡市早良区田村３―５―15　レオパレスエミネンス104号室、住民票上の住所福岡市早良区四箇田団地５番904号
債務者　田川　良輝
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９６０号
福岡市早良区四箇田団地５番904号
債務者　田川智恵子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１４号
福岡県筑紫野市大字筑紫841番地３　アベニュー筑紫201号
債務者　宮原　仁美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０７３号
福岡県糸島市曽根230番地６
債務者　日高　繁弘
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１３５号
福岡市早良区重留６丁目６番10号　メディケア癒やし弐番館
債務者　大庭　鈴子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１６８号
福岡市南区長住５丁目15番409号
債務者　津田　漢久こと　ＳＯＮＧ　ＨＡＮＫＯＯ　宋　漢久
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１８１号
福岡県福津市花見の里３丁目11番５号
債務者　宮木　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１８３号
福岡市城南区長尾３丁目29番20―304号　五反田アパート
債務者　中村美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６６号
福岡県三潴郡大木町大字前牟田626番地１　サン・フォレスト106号
債務者　井口　幸作
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第６９号
福岡県柳川市三橋町高畑85番地１　パークサイド廻り町201号、前住所福岡県柳川市大和町栄182番地
債務者　上地　一博
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第４５５号
宮崎市恒久１丁目４番地15　奥野アパートＢ棟202号
債務者　有里みよ子（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４６０号
宮崎市大字田吉1361番地10　井崎アパートＢ棟201号
債務者　釘本　真幸
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７５号
宮崎県東臼杵郡門川町上町３丁目40番地　有料老人ホーム　かぞく、住民票上の住所宮崎県延岡市瀬之口町１丁目２番地１　２Ｆ
債務者　山田　隆志
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８４号
宮崎県延岡市昭和町３丁目1886番地７　市営住宅60―２―２―33
債務者　岸本　武美
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８５号
宮崎県日向市中堀町２丁目103番地　林田住宅Ｂ号棟
債務者　羽座川　稔
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８７号
宮崎県延岡市春日町１丁目11番地８
債務者　中村　英司
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８８号
宮崎県延岡市昭和町３丁目1948番地１
債務者　岡澤美智子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１６２号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠3529番地３
債務者　石塚　富美子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第３２７号
沖縄県沖縄市高原３丁目12―33　島袋勉アパートＢ―７、住民票上の住所沖縄県沖縄市高原３丁目12番28号　島アパート201号室
債務者　宮里　佳代
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
福島県いわき市錦町鵜ノ巣23番地　市営住宅１―202
債務者　松本　直人
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１９０号
福島県いわき市錦町鵜ノ巣23番地　市営住宅１―202
債務者　松本　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２０１号
福島県いわき市小名浜字林ノ上57番地の６
メゾン内山102、従前の住所福島県いわき市小名浜字吹松13番地の38
債務者　臼澤　圭亮
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２０７号
福島県いわき市平下神谷字馬洗１番地の９
第３双藤コーポＡ102、従前の住所富山県富山市稲荷元町１丁目２番12―102号　プルメリア
債務者　長谷　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２１１号
福島県いわき市勿来町関田西一丁目11番地の４　マイステーション202
債務者　江渡志津香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２１２号
福島県いわき市錦町江栗一丁目20番地
債務者　阿部　　実
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２１３号
福島県双葉郡川内村大字下川内字原25番地の３
債務者　児玉　雅実
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１４５６号
東京都八王子市大楽寺町576番地１第２新野荘205号
債務者　金田　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８４号
東京都国分寺市戸倉一丁目22番地都営戸倉一丁目アパート８―103
債務者　篠田　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６１４号
東京都多摩市鶴牧１丁目11番地の10レジデンスクレイン213
債務者　安藤　桃子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７１４号
東京都八王子市緑町952番地10コーポこだま102号
債務者　西城　愛莉
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４４号
東京都府中市清水が丘３丁目32番地の７若草ハイツ102
債務者　小原士美夫
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７９６号
東京都府中市本宿町３丁目29番地の４ルミエール本宿四番館103
債務者　髙山　　遥
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２２号
東京都清瀬市下宿二丁目486番地４
債務者　諸根　千秋
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２００１号
東京都町田市東玉川学園１丁目３番80号シャトル玉川学園102
債務者　世羅　芳徳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０７５号
横浜市鶴見区駒岡４丁目21番８―204号
債務者　野里　一成
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１７５号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
債務者　大谷　幸司
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２５６号
神奈川県大和市福田1807番地６　ポートディスカバリー101
債務者　脇　里奈子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３７号
横浜市中区松影町３丁目10番地５　第三浜松荘326号室
債務者　波田野　彩
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４１号
横浜市金沢区大道１丁目18番４号
債務者　朝倉　芳明
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４９号
横浜市青葉区若草台10番地２　プラトゥサイド２番館102
債務者　渡邉　純夫
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５７３号
横浜市青葉区すみよし台15番地25　エミネンスすみよし台２号館403
債務者　小川　雅之
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７０７号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目25番21号　花物語あやせ208
債務者　山上　富子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００８号
広島市安佐南区毘沙門台東２丁目８番19号
債務者　福原　拓起
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１２１号
広島市西区己斐上３丁目28番21号
債務者　洲脇　琴美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３１号
広島市中区吉島東１丁目24番１―201号　第２クリスビル
債務者　山本　文一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７号
島根県出雲市平田町950番地８
債務者　森山　尚子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第１０５０号
広島県東広島市西条大坪町７番18―202号　ＪＲＢハイツ西条
債務者　高取由香利
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０９３号
広島市安佐北区可部７丁目14番30号　児玉病院、住民票上の住所広島市安佐南区八木８丁目６番13―102号
債務者　柴崎　清人
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１号
広島県豊田郡大崎上島町大串320番地
債務者　矢野　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１８８号
千葉県富津市青木二丁目13番地５　Ａ
債務者　ＭＡＴＳＵＤＡ　ＡＮＡ　ＬＹＡ（マツダ　アナ　リア）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１９０号
千葉県君津市人見１丁目13番６号　201
債務者　中野　正志
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１９２号
千葉県木更津市文京５丁目４番33号、前住所埼玉県川口市戸塚東１丁目14番21号　スカイハイツ302号
債務者　佐藤　孝則
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１９３号
千葉県君津市北子安２丁目23番17号
債務者　川越友起男
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第２０２号
千葉県袖ケ浦市福王台１丁目16番地１　サクラパレスＢ202号
債務者　兼田紗耶華
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２９号
宮城県大崎市古川江合寿町一丁目４番11号　サンヒルズラベンダー101号、従前の住所宮城県遠田郡美里町北浦字天神前４番地　株式会社ＶＩＣＴＯＲＹ
債務者　竹沢　　歩
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第９４６号
神戸市垂水区塩屋町字大谷638番地の11、従前の住所神戸市垂水区霞ケ丘６丁目５番13号
債務者　伊藤　真実
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１０号
兵庫県三田市加茂426番地１　103号
債務者　仲　　由華
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１１号
神戸市兵庫区菊水町６丁目１番20―301号
債務者　松本　伸二
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０３７号
神戸市兵庫区西橘通２丁目１番18―701号、従前の住所神戸市西区高雄台16番５号
債務者　岡田　彩佳
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０５０号
神戸市兵庫区下祇園町36番１―102号
債務者　藤本　真美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３１号
岡山市南区福富西一丁目20番７号　村川コーポ１号
債務者　左達テル子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４９号
神奈川県横須賀市御幸浜４番１号　横須賀教育隊第391期練習員、申立時の住所青森県むつ市大字城ヶ沢字中丁塚27番地235
債務者　久保田颯司
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７６号
青森市大字安田字近野35番地22
債務者　桑田　　樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３０号
青森県黒石市追子野木一丁目233番地17
債務者　豊巻　靖子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１８０６号
東京都東村山市富士見町２丁目３番地116レオパレス富士見Ⅱ305
債務者　岩田　　淳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５４０号
神奈川県秦野市柳町２丁目５番31号
債務者　佐々木佳愛
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６１６号
神奈川県小田原市浜町１丁目１番17号　なごみの家浜町
債務者　杉崎　弥六（成年後見人　松浦　加代子）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６４号
島根県松江市黒田町50番地１　コーポ多賀栄202号
債務者　アスリードこと小脇　隆司
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４７号
山口県美祢市伊佐町伊佐4563番地
債務者　藤田　芳夫
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第１２８号
千葉県松戸市常盤平陣屋前１番地の９　ラズフィス新八柱505号
破産者　堀越　友広
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３３２号
千葉県松戸市西馬橋３丁目36番地の17
破産者　久松　美貴
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３６９号
千葉県松戸市新松戸３丁目80番地の１　アルコバレーノ301号
破産者　根上　武志
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９６号
千葉県松戸市小金原６丁目５番地２
破産者　株式会社リノベーションホールディングス
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１９号
千葉県松戸市稔台２丁目56番地の５　ウィズハウス202号、前住所千葉県松戸市三矢小台２丁目15番地の２　テラス・パティオ１号
破産者　青木　晃子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２７号
千葉県松戸市松戸2306番地の19　ジュネパレス松戸第141Ｂ－202号
破産者　村山　貴志
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４７号
千葉県柏市増尾７丁目12番９号　グランジュール増尾105号
破産者　藤本　浩人
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５３号
千葉県流山市駒木1080番地の９　チェリーブラッサム306
破産者　阿部　智行
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５８号
千葉県松戸市常盤平５丁目25番地の23
破産者　和泉　智之
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６６４号
千葉県松戸市平賀221番地
破産者　山本　悠紀
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０６号
岐阜市鷺山東二丁目２番33号
破産者　有限会社ジーエスカトウ
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第４３５号
岐阜県美濃市長瀬1158番地２
破産者　株式会社広陽グラビア
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１３３０号
北海道江別市大麻中町26番地の18　大麻コーポ1112
破産者　福見千恵子
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１号
北海道旭川市七条通八丁目38番地50パルク７．８　１階
破産者　株式会社ランド
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２２号
秋田県北秋田市脇神字平崎上岱１番地11
破産者　有限会社アパレル技研
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第２３号
秋田県北秋田市脇神字藤株囲ノ内57番地
破産者　共栄ソーイング有限会社
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第２４号
秋田県北秋田市脇神字上太田表84番地１
破産者　有限会社ニューライフ秋田
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第２８号
千葉県香取市八筋川甲273番地
破産者　鈴木　優作
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和７年（フ）第２０１８号
横浜市戸塚区上矢部町1618番地
破産者　株式会社美雅アッシャー
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２１６８号
岐阜市長住町５丁目４番地10
破産者　株式会社ＭｉａＶｉｔａ
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５５３号
富山県南砺市高堀176番地１
破産者　丸福株式会社
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２１号
神奈川県厚木市金田664番地
破産者　有限会社小峯製作所
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３３４号
東京都新宿区北新宿１丁目１番16号ＪＳビル602
破産者　株式会社ｉ－ｄｅａｒ
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２０６号
名古屋市北区楠味鋺４丁目2245番地
破産者　株式会社オカダ住設
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７号
名古屋市中区千代田５丁目15番22号　ＴＡＣ－1601号
破産者　ワイズブラザーズ株式会社
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７５９号
名古屋市中村区栄生町16番20号
破産者　合同会社モトプラン
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４８０９号
大阪府大東市新田本町８番59号
破産者　ティ・アイ・シィ計測器工業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０１９号
大阪府池田市石橋１丁目15番９号
破産者　株式会社大桜水産
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３５９号
大阪府東大阪市足代２丁目７番27号
破産者　株式会社ＨＩＤＥ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５６５号
大阪市西区靭本町１丁目９番15号
破産者　株式会社ｙａｍａｔｏｙａ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６８号
大阪府松原市天美東３丁目500番地101区画
破産者　株式会社月詠水産
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６９７号
大阪府大阪狭山市大野台六丁目17番４―201号
破産者　有限会社システムウェイブ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１号
熊本市東区花立二丁目16番13号
破産者　株式会社ファンラボ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０５２号
東京都昭島市拝島町１丁目18番19―104号
破産者　竹間加代子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２８号
東京都町田市鶴川３丁目８番地38鶴川ハイツⅡ―202
破産者　坊下　正俊
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２６号
東京都八王子市楢原町1472番地４オリエンタル・アーク302号
破産者　坂井　建太
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５６号
愛知県名古屋市中村区北畑町一丁目28番地
破産者　株式会社プライム・システム・リソーシズ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５７号
三重県四日市市中川原２丁目１番２号　有料老人ホーム花水木、住民票上の住所三重県三重郡川越町大字豊田577番地１　ヴィラ富洲原３－２
破産者　水谷　直樹
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
三重県員弁郡東員町城山三丁目27番４
破産者　株式会社堀田鉄工
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１７１号
三重県員弁郡東員町城山３丁目27番４
破産者　堀田　典史
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第６６９号
大阪府高槻市栄町一丁目２番９―218号
破産者　有限会社西尾メディカルサービス
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１３７号
広島県尾道市御調町丸河南35番地12
破産者　株式会社Ｎエージェンシー
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第１０６３号
福岡市西区石丸一丁目18番14―106号
破産者　ライフアシスト合同会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１号
福岡市中央区高砂二丁目６番４号第10上村ビル７Ｆ
破産者　株式会社アドバンス
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８５１号
福岡市博多区麦野五丁目５番６―502号
破産者　ＲｅＦｌｉｐ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９６号
神奈川県三浦市南下浦町金田17番地５
破産者　株式会社大誠
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第１３９号
富山市向川原町４番24号
破産者　株式会社薬日新聞社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４５号
富山市太田口通り２丁目５－１サワダビル３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地富山市安住町７番14号
破産者　株式会社富山県市町村新聞社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１号
富山市呉羽町6832番地11
破産者　有限会社晃和商事
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０２号
富山市太郎丸西町一丁目４番地14
破産者　株式会社来夢
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０７５号
福岡県みやま市山川町尾野637番地
破産者　株式会社インデペンデンス
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１４６号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代791番地１
破産者　ＩＴＰ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９号
鹿児島県曽於郡大崎町横瀬1652番地
破産者　大弐水産株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第２４号
栃木県栃木市岩舟町静1141－３、商業登記記録上の本店所在地栃木県栃木市岩舟町和泉224番地２
破産者　株式会社ＩＮＡＢＡＦＡＲＭ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第５８７号
栃木県下都賀郡壬生町大字北小林788番地10
破産者　株式会社ＴＨＳ総建
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２４号
栃木県宇都宮市下戸祭１丁目８番16号　ＯＭレジデンス八幡山公園505
破産者　川俣　竜仁
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８０号
栃木県宇都宮市中今泉１丁目８番９号
破産者　金森　晴喜
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３９２号
栃木県宇都宮市今泉町212番地３　エルシオン102、前住所栃木県宇都宮市一番町１番５号ピットインＲ一番館　305
破産者　矢作　　充
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４６０号
栃木県宇都宮市東峰町3112番地５　コーポ中里Ｂ棟201、前住所栃木県宇都宮市下岡本町2110番地77　プロムナード・デニムＡ102
（前々住所）宮城県仙台市太白区西多賀１丁目13番30号　エムアンドエムⅢ－201
破産者　佐野　由理
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０３号
栃木県宇都宮市上野町6071番地　県営うえの住宅５号棟16号室
破産者　荻原　宏之
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３７号
埼玉県草加市手代三丁目15番９号
破産者　株式会社ＢＩＧ　ＢＡＲＮ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６７号
埼玉県越谷市花田一丁目33番地14
破産者　株式会社ファクトリーＺＡＦＴ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４２号
千葉県木更津市中里２丁目９番４号、開始決定時の住所千葉県君津市君津台２丁目４番３号
破産者　甲斐　　修
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１６１６号
横浜市都筑区仲町台１丁目34番３号サニーウィステリア２階
破産者　有限会社コスモノート
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６号
滋賀県蒲生郡竜王町大字橋本603番地
破産者　珠開発株式会社
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第４５号
山口県宇部市浜町２丁目９番11号
破産者　ウィステリアマウントグループ株式会社
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第２１０号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣79番地１　郷鳴町営住宅６－206
破産者　株式会社ベジライフ
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第４１号
新潟県三条市西大崎１丁目11番15号
破産者　栗山　博徳
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第９３号
金沢市畝田西４丁目47番地１ヴァン・プレジールＢ棟105号（別住所）大阪府枚方市交北１－５－５（以前の住所）大阪市城東区鴫野東３－18―22、同区東中浜３－18―18、同区放出西２－19―10、住民票上の住所金沢市神谷内町葵169番地
破産者　前川　真範
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６７号
金沢市森山２丁目26番７号　レジデント元町402号
破産者　太田　　勝
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７１号
金沢市神田１丁目18番18号　ＧｒａｎＶｉｌｌａ神田303号、従前の住所金沢市八日市２丁目354番地
破産者　前田　一輝
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１０号
石川県金沢市池田町２番丁29番地２　フラット93　203号
破産者　東　　克秀
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原18番地７
破産者　樋口　光寿
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１８０号
愛知県稲沢市朝府町17番２―112号
破産者　井奥　　廉
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第６７０号
京都市南区久世中久町705番地１　ルミエール桂川205号
破産者　西尾　豊人
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１３８号
広島県尾道市御調町丸河南35番地12
破産者　延安　孝文
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第５６号
広島県尾道市山波町3067番地２
破産者　徳永組こと　徳永　洋一
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第５３号
愛媛県新居浜市庄内町２－９―40、前住所愛媛県新居浜市政枝町一丁目４番23号　スカール新居浜303号
破産者　藤田　竜伍
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第８４号
愛媛県新居浜市角野新田町１丁目１番28号
医療法人十全会　十全ユリノキ病院、前住所愛媛県四国中央市川之江町2646番地１　ミキハウス21　302号
破産者　石川　和代　法定代理人成年後見人　髙橋　猛
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第７号
高知県香南市香我美町徳王子2126番地７
破産者　鳴瀧　太一
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０８号
高知市薊野北町１丁目10番３号　沢田マンション68号
破産者　戸田　勝喜
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９７号
熊本市東区健軍２丁目17番１―308号　メゾン・ド・ロジェ、転入前住所熊本市中央区八王寺町14番４号　Ｍビル Ⅱ　601
破産者　佐藤　恭子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０号
熊本県菊池市野間口899番地１　テラスハウス六花Ⅰ
破産者　高宗　友子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第５３号
大分県中津市大字大塚188番地４
破産者　萬田　輝久
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第８３号
大分県中津市大字万田265番地11　チェリーコート　205、前住所福岡市南区筑紫丘２丁目24番36―103号　ライフエイド筑紫丘
破産者　原口　江利
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１０６４号
福岡市西区石丸１丁目18番14号　グリーンハイツ山下106号
破産者　川崎　　晃
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２２号
群馬県館林市上赤生田町3416番地の１
破産者　ハウステックこと　田中　利彦
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３６０号
福岡市西区田尻２丁目９番11号
破産者　田中　直光
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５５７号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵339番地１　パインパル須恵Ｂ201号
破産者　北尾　雅美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３９号
福岡市博多区住吉３丁目６番８―208号　サヴォイ　ザ・セントラルガーデン、前住所福岡市南区大楠３丁目５番６―404号　オープンレジデンシア高宮プレイス
破産者　坂本　　風
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８５８号
福岡市早良区西新７丁目６番16―407号　リリーフ西新
破産者　北口　　颯
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０１７号
代替住所Ａ（旧住所福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2052番地３　セトル鞍手403号室）
破産者　梅田　博夢
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３７３号
福岡市中央区天神３丁目７番22―202号　サヴォイ　テンジンスクワイヤー
破産者　高野香緒莉
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４４号
福岡市中央区谷１丁目７番５―2103号　メゾン・ド・ノア103号
破産者　金城　和昭
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５４９号
福岡市博多区千代４丁目14番14―103号　千代町小路レジデンス、前住所福岡県田川郡大任町大字今任原2980番地４　つばき団地22号
破産者　望月　美希（旧姓荒瀬）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１７１号
福岡県古賀市谷山1101番地１　アロサール古賀201号
破産者　小田沙央利
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２３９号
福岡市城南区干隈２丁目１番６号
破産者　長田　侑子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６１８号
福岡市博多区元町２丁目６番１―305号　南福岡ハイツ
破産者　野田　涼斗
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９７号
神奈川県三浦市南下浦町金田998番地11、前住所神奈川県横須賀市公郷町２丁目16番地８　グロリアスハイツ801
破産者　金子　武尊
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１３４号
神奈川県三浦郡葉山町堀内339番地
破産者　吉江　和彦
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第１４４号
富山市中川原147番地
破産者　廣瀬　慶三
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２号
富山市呉羽町6832番地11
破産者　河本　子理　こと　ＨＡ　ＫＡ　ＭＹＵＮＧ　河　佳明
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０３号
富山市珠泉東町100番地106
破産者　奥貫　卓也
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１５号
富山市西荒屋410番地　リバーサイド・ヴィラＢ101号室、開始決定時の住所富山市堀川小泉町二丁目５番２号
破産者　近岡　雄哉
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６０２号
福岡市南区長住２丁目21番22―602号　エスポワール長住
破産者　竹村　英将
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０号
鹿児島県曽於郡大崎町横瀬1652番地
破産者　大和　昌博
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６７号
岩手県花巻市東和町小通１区340番地
破産者　平野　キミ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第７４号
岩手県花巻市松園町一丁目23番11号
破産者　菅原　和誉
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第８２号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割46番地３、旧住所岩手県盛岡市箱清水１丁目18番７号　有料老人ホーム・セカンドきらら
破産者　上祐　広充
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１２７号
埼玉県越谷市宮本町３丁目43番地　霜越マンションＡ303
破産者　遠藤　俊樹
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
埼玉県越谷市宮本町５丁目219番地13　メルローズ202
破産者　ウォーグ充智子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６８号
埼玉県越谷市花田１丁目33番地14
破産者　佐々木　功
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９号
岐阜県多治見市本町４丁目60番地
破産者　松原　敦史
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第８５７号
福岡市南区皿山４丁目２番３―302号　チェリオセンターワン
破産者　市丸　智恵
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８９号
長崎県大村市富の原２丁目460番地１　ティ・グランⅣ102
破産者　西園　来海
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第８０号
福島県郡山市富久山町久保田字我妻53番地の１
破産者　伊藤　彩乃
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
福島県郡山市富田町字上ノ台３番地の２　橋本住宅２号棟
破産者　堀金　忠弘
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
福島県郡山市栄町６番19号　ユニティー・プラスパーⅢＢ棟
破産者　村山　順子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１７１号
福島県郡山市日和田町字財ノ木原12番地　バリュージュＣ102号
破産者　松本　拓也
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６２７号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目21番14―103号
破産者　菅澤　奈菜
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０９号
神奈川県藤沢市遠藤3607番地の10　グリーンプラザ03　Ｃ201
破産者　柳澤　太陽
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１６号
横浜市保土ケ谷区仏向町1037番地18　ベイルーム星川203号
破産者　谷口　哲明
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番７―501号
破産者　真船　えり
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１８号
横浜市都筑区折本町1815番地２　サンセール・エム202
破産者　沖　　龍也
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２５号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川437番地２、本店所在地滋賀県彦根市高宮町1221（支店所在地）
岐阜県本巣市上真桑2061―21
破産者　ＭａＮａこと　前田　優美
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５４号
滋賀県蒲生郡日野町大字大窪872番地　ゼファーハウスＫⅡ101号
破産者　嶋崎　千佳
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第３７号
兵庫県洲本市桑間624番地　エスポワール107号
破産者　高橋　祐輝
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

免責許可決定

令和８年（フ）第６０号
青森県上北郡おいらせ町鶉久保33番地26
破産者　山本　千穂子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第１３２８号
福岡市東区城浜団地24番203号
破産者　永山　　学
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１６号
福岡市早良区西新１丁目１番21―607号　ロマネスク西新オレンジ通り
破産者　内藤　建治
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６７５号
福岡市南区井尻４丁目10番24―302号　ヴェルドミール井尻
破産者　河野ヤス子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３９号
福島県いわき市平下平窪字笹ノ田45番地　コーポスズキＡ１－１
破産者　金成　直樹
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１４６号
福島県いわき市平中神谷字大年19―２　有料老人ホーム和の里、住民票上の住所福島県いわき市常磐白鳥町竜ケ崎２番地
破産者　大井川久代
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１５０号
群馬県太田市強戸町341番地１
破産者　間々田知津
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１３７２号
福岡市西区姪の浜５丁目10番38号　グレイシー井上　103号
破産者　徳丸笑美子
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５４２号
福岡市南区高宮５丁目４番25―301号　ソフィア高宮Ａ館
破産者　植東　玲子
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６１９号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目８番16号　第46川崎ビル211号
破産者　小林　由依
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３６号
福岡県春日市下白水南７丁目99番地　シャルムシェソワＣ―103号
破産者　本郷　貴子
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６４１号
福岡市東区唐原５丁目７番12―403号　市営丸尾住宅　12棟、旧住所佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2458番地４
破産者　岡田　美里
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６４５号
福岡市中央区港１丁目３番３―210号　エンクレスト大手門ＩＩＩ
破産者　大川　結愛
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６５８号
福岡市東区名島２丁目27番26―101号　Ｃｒｅｏ名島
破産者　高橋　明香
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６５９号
福岡市南区市崎２丁目５番20―302号　市営上高宮住宅３棟
破産者　佐藤　英則
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６６１号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目８番２号　レントハウス九産大前ビル502号
破産者　岩瀬　繁美
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６６４号
福岡県大野城市大城４丁目19番２号　305号
破産者　斎藤　悠月
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６６５号
福岡市中央区荒戸１丁目８番13号　荒戸池見ビル403号
破産者　中牟田由美
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６６６号
福岡市西区十郎川団地12番301号
破産者　玉城　智穂
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６７２号
福岡市中央区薬院２丁目13番28―802号　ネオルッソ薬院、前住所福岡県飯塚市潤野904番地427
破産者　今田　洋子
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６８３号
福岡県福津市福間南１丁目９番13―201号
破産者　齋藤　　恵
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７１２号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番１号　セレス駅南805号
破産者　山田　優子
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７１７号
福岡市南区大橋１丁目23番10号　ＡＳコートビル302号
破産者　橋口廣一郎
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番県１―102号
破産者　桑波田　淨子
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目１番３号　ＭＯＲＵハイツＡ棟405号
破産者　Ａｔｔｒａｉｔ　ｂｅａｕｔｙ　ｓａｌｏｎこと池之上　テリークリス
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿屋市串良町有里5778番地
破産者　泊　　富弘
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
秋田市土崎港相染町字大谷地４番地　ハイツピーチ206号、前住所秋田市土崎港相染町字大谷地33番地97　松本剛司方
破産者　松本　武志
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７８号
神奈川県横須賀市池田町１丁目１番６―403号
破産者　安原　みち
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１８６号
神奈川県横須賀市田浦町３丁目５番地カミーリヤハイツ101
破産者　黒田　洋充
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿屋市郷之原町12016番地２　Ａ棟
破産者　中原　章悟
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3855番地、開始決定時の住所鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3880番地
破産者　川越　都勝
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１４４８号
札幌市白石区北郷４条５丁目８番22―305号
破産者　佐藤　愛佳
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９１号
札幌市厚別区上野幌２条４丁目１番３号　Ｎ24アグロスＢ―２号
破産者　佐々木夏希（旧姓仲村）
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０３号
札幌市西区発寒11条４丁目11番８号　ローブデコルテ101号
破産者　佐々木しのぶ
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０９号
札幌市西区八軒６条西１丁目１番20号　八軒メディカル中田ビル401号
破産者　中川　美香
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３９号
札幌市北区北26条西２丁目１番13―406号
破産者　佐々木　嶺
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５４７号
札幌市北区北30条西３丁目３番10―406号
破産者　記内　　瞳
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５２号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目14番22号
破産者　守屋佐代子（旧姓田中）
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５９号
札幌市白石区本通17丁目北３番20―211号
破産者　羽田　明子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７５号
札幌市東区北７条東20丁目１番９―208号
破産者　南雲　志保
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８３号
札幌市東区本町１条７丁目１番７―603号
破産者　寺下　嘉弘
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４３号
札幌市西区二十四軒４条４丁目３番10―203号
破産者　工藤　正美
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６８号
秋田県男鹿市船越字一向67番地84　203
破産者　高橋加代子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４号
栃木県宇都宮市下戸祭１丁目８番16号　ＯＭレジデンス八幡山公園505
破産者　川俣　竜仁
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８０号
栃木県宇都宮市中今泉１丁目８番９号
破産者　金森　晴喜
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９５号
栃木県小山市大字粟宮1950番地１　メゾンスタービル201号、前住所栃木県小山市宮本町３丁目４番13号　ジュウィール306号室
破産者　横谷　勇興
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３９２号
栃木県宇都宮市今泉町212番地３　エルシオン102、前住所栃木県宇都宮市一番町１番５号ピットインＲ一番館　305
破産者　矢作　　充
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４６０号
栃木県宇都宮市東峰町3112番地５　コーポ中里Ｂ棟201、前住所栃木県宇都宮市下岡本町2110番地77　プロムナード・デニムＡ102
（前々住所）宮城県仙台市太白区西多賀１丁目13番30号　エムアンドエムⅢ―201
破産者　佐野　由理
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０３号
栃木県宇都宮市上野町6071番地　県営うえの住宅５号棟16号室
破産者　荻原　宏之
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１１９号
群馬県太田市下田島町1243番地49
破産者　栗原　隆成
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１２２１号
さいたま市緑区東浦和３丁目32番地１　ダイアプラザ東浦和102号
破産者　和賀井秀子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０７号
埼玉県上尾市浅間台二丁目24番地14　201、旧住所さいたま市北区日進町２丁目1767番地５
破産者　荻島　重美
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３３３号
埼玉県新座市栄四丁目２番24号　メゾンハルミ202号室、旧住所埼玉県新座市大和田五丁目２番24号　オークヒルズ102号室
破産者　平田　笑子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４０号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針一丁目133番地３
破産者　船戸　祐司
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４５号
埼玉県戸田市美女木北３丁目13番地の９　大島ハイツ305号室
破産者　大和田久美子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４３７号
埼玉県川口市大字安行原1818番地の66　205号
破産者　西澤　大輔
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４８５号
さいたま市岩槻区美園東１丁目３番地５　Ｌｉｂｒａ浦和美園202
破産者　福田由紀江（旧姓阿波連）
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４８７号
さいたま市緑区原山４丁目26番16号　サンライズ原山301号室、旧住所さいたま市緑区原山４丁目33番37号　篠原ハイツ101号室
破産者　山本　美花
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４２号
千葉県木更津市中里２丁目９番４号、開始決定時の住所千葉県君津市君津台２丁目４番３号
破産者　甲斐　　修
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第５６号
千葉県袖ケ浦市神納5093番地、前住所千葉県君津市中野２丁目２番８号
破産者　高橋　良司
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２３号
千葉県君津市宿原621番地１
破産者　伊藤美智子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５０号
千葉県富津市下飯野1219番地８
破産者　大野　幸代
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５３号
千葉県君津市杢師１丁目11番40号　101
破産者　伊藤　順一
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５５号
千葉県木更津市太田４丁目23番３号　恋の森荘102、前住所千葉県木更津市清見台２丁目11番２号
破産者　和智美代子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７９号
神奈川県横須賀市池田町５丁目12番23号　絆ハウス201
破産者　奥田　静香
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２１７号
福井市加茂河原３丁目11番４号　Ｔ－パティオ　203
破産者　古川　雄大
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
福井県勝山市旭毛屋町3609番地　ローザ　アランチオーネ　101号、旧住所福井県勝山市滝波町２丁目615番地５
破産者　廣瀬　健伍
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
長野県松本市大字里山辺936番地３　メゾンヴァンドール302
破産者　田尻　智則
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１７０号
長野県松本市深志３丁目９番14号
破産者　早川　嘉一
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１７２号
長野県松本市野溝西２丁目７番３号　Ｉ－５
破産者　小岩井美咲
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１７４号
長野県松本市寿北１丁目12番29号　サノハイツ202号
破産者　須田　光彦
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第６４９号
愛知県岡崎市六供町字３丁目44番地、旧住所愛知県岡崎市真伝吉祥１丁目30番地２
破産者　鶴田　一志
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３５５号
愛知県刈谷市今川町田地池85番地２
破産者　岡本　圭司
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６５号
愛知県碧南市西山町２丁目28番地６
破産者　川隅　智春
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３７３号
愛知県豊田市平戸橋町石平１番地23　フォーブルいしひら103号
破産者　安井　晃司
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８２号
愛知県刈谷市大正町６丁目103番地　内藤ビル403号、前住所愛知県刈谷市小垣江町御茶屋下４番地25　ミクロカット工業（株）寮
破産者　石田　英樹
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９５号
愛知県西尾市一色町酒手島西中通59番地３、旧住所愛知県西尾市吉良町吉田斉藤久25番地
ＧｒｅｅｎＶｉｌｌａｇｅ　ＫｉｒａＢ103
破産者　新冨　春香
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９６号
愛知県西尾市一色町酒手島西中通59番地３、旧住所愛知県西尾市吉良町吉田斉藤久25番地
ＧｒｅｅｎＶｉｌｌａｇｅ　ＫｉｒａＢ103
破産者　新冨　良磨
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９７号
愛知県刈谷市新富町２丁目31番地１　ＳＯＣＩＯ刈谷新富町211号、前住所愛知県刈谷市泉田町城前68番地１　ティアラ城前102号
破産者　高橋　展士
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９８号
愛知県高浜市湯山町四丁目７番地２（県営葭池住宅９棟707号）
破産者　畠井　夕子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４０２号
愛知県西尾市中畑町向野20番地４　レジデンスペティ202号室
破産者　三河　健太
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４１５号
愛知県岡崎市橋目町字神田11番地　ＤＵＰＬＥＸ神田　102
破産者　山川　美咲
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４２２号
愛知県岡崎市伊賀町字５丁目118番地３
破産者　松田貴与枝
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４３４号
愛知県岡崎市大西町字仁田６番地１　シャトー岡崎Ⅱ番館　904、前住所愛知県岡崎市井田町３丁目91番地２　ネオシティ岡崎1303
破産者　村上万津子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４３５号
愛知県豊田市朝日ケ丘３丁目５番地３　レオパレスウイング朝日ケ丘102号、旧住所愛知県田原市浦町南松崎７番地　第６田原寮
破産者　橘　　数馬
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４５５号
愛知県岡崎市大和町字牧内23番地１　スイーツガーデン　203
破産者　西谷　麗花
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
滋賀県栗東市高野552番地１（103号）　グレイスフル　シャンティ、前住所岐阜県瑞穂市十九条120番地２　ツーエム　Ａ一102号
破産者　澤田　　晶
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３０号
滋賀県守山市勝部五丁目２番32―209号、前住所滋賀県長浜市八幡東町126番地３　レオパレス　パストラーレ２　105号室
破産者　麻生　治美
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
大津市本宮二丁目６番45号
破産者　伊藤　喜孝
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３９号
大津市今堅田二丁目６番14号　Ｂ202、前住所大津市大江七丁目８番５号　アセンブル高野105号
破産者　曽根　綾野（旧姓森田）
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５２号
滋賀県草津市追分三丁目22番19―103号　草津ロイヤルマンション
破産者　奥野亜和子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５９号
大津市南志賀三丁目21番３―303号
破産者　藤田　憲吾
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６３号
滋賀県野洲市上屋市有地　県営上屋団地Ｃ棟402号
破産者　戸叶　みほ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８２号
大津市木下町３番５―101号　ハウゼエル、前住所高松市屋島西町1918番地１　パラシオ百石201
破産者　中越　　央
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８８号
滋賀県甲賀市水口町八田194番地、住民票上の住所滋賀県蒲生郡竜王町大字綾戸472番地
破産者　角　　一樹
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９３号
滋賀県湖南市岩根499番地146（１―506号）
破産者　中原　マサトこと　ダ　シルバ　ナカハラ　ファビオ　マサト
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９４号
滋賀県守山市梅田町５番20―305号、前住所滋賀県野洲市小篠原1971番地２　シャルマンコーポ野洲・Ⅱ113号
破産者　ＯＮＥ　ＵＰ　こと　松本　拓磨
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９９号
滋賀県草津市野村六丁目９番33―201号　メイプルハイツ
破産者　Ｂｅａｕｔｙ　ｓａｌｏｎ　Ｊ＋ｂｔｃこと　福井栄美子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２０号
滋賀県草津市南笠町1079番地９、前住所滋賀県草津市渋川一丁目４番21号
破産者　涌井　龍一
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４９号
滋賀県湖南市菩提寺東一丁目５番11号
破産者　橋本みゆき
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５１号
大津市三大寺10番５―401号　ビレッジハウス瀬田
破産者　内山　理世
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５６号
大津市杉浦町23番36号
破産者　松吉　幸治
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６０号
大津市皇子が丘三丁目１番６―403号
破産者　大本　貴弘
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６４号
大津市皇子が丘一丁目２番12―204号、前住所奈良県大和郡山市額田部北町539番地２
破産者　徳村　恭子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６７号
岡山県真庭市久世2232番地　アグリホーム久世Ｄ号
破産者　光岡　豊樹
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２０６号
長崎県長崎市新戸町２丁目８番６号　蓑田ハイツ203
破産者　向井　里美
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２３号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3791番地１　シャトー高田Ｎｏ．１　104号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷　1126―５
破産者　伊﨑　眞芳
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３２号
長崎県長崎市新戸町３丁目19番３号　２階、旧住所長崎県長崎市玉園町２番33―206号
破産者　岡﨑　望美
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３３号
長崎県長崎市住吉町12番３号　オルテンシア３階301号、旧住所長崎県長崎市西山４丁目495番地１　田崎マンション左室
破産者　仙野浩一郎
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４１号
長崎県長崎市上戸町１丁目１番50号　ホーエンハイツ302
破産者　中村貴美子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４４号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷222番地６　本多アパート101
破産者　坂本さつき
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８６号
長崎県諫早市若葉町495番地１　ユートピア若葉216号
破産者　溝口　孝輔
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第９０号
長崎県諫早市多良見町化屋1228番地５　諸岡アパートＥ棟101号
破産者　中村　千富
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第９１号
長崎県大村市原口町599番地　原口アパートＣ棟303号
破産者　小島　健也
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第９２号
長崎県大村市原口町599番地　原口アパートＣ棟303号
破産者　小島　幸代
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第９６号
長崎県大村市今津町1419番地16
破産者　谷　　紗雪
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第２３８号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原757番地22　ニューライフ栄口Ａ－２
破産者　高里　知子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２４６号
沖縄県うるま市石川二丁目26番４号　民宿レキオ
破産者　松本　　忠
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２５８号
沖縄県沖縄市与儀１丁目34番25号
破産者　仲宗根世知子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３３３号
函館市昭和３丁目７番８号　サンハイツ７101号
破産者　笹口利津子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３５号
北海道北斗市本町５丁目34番19号　ピュアコートＧＩＮ102
破産者　谷口　利彦
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３６号
北海道北斗市本町５丁目34番19号　ピュアコートＧＩＮ102
破産者　谷口　静子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４２号
函館市弁天町19番11号　ノースヴェッセル101
破産者　田中　友紀（旧姓本多、岡崎）
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４５号
函館市山の手１丁目１番12―605号
破産者　伊藤　禎子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３７５号
函館市日ノ浜町168番地
破産者　山内　裕子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３８４号
函館市富岡町２丁目17番30号
破産者　伊藤　幸則
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５５号
北海道旭川市南１条通26丁目495番地　フラワーマンション202号
破産者　本田　竜治
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６６号
北海道旭川市永山６条９丁目２番20号　国恵ＭＳ202号
破産者　松田　貴憲
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０１号
北海道旭川市東光11条３丁目１番15号　チャップリンＡ－５
破産者　玉井　哲洋
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０８号
北海道旭川市神居５条12丁目１番３－5408号　市住5408号
破産者　金盛まつ子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８号
岩手県遠野市東舘町６番９号
破産者　立花　浩美
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第８０５号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目23番地の２　舞ハイム100
破産者　佐藤　　恵
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７５号
仙台市宮城野区原町５丁目13番21号　ロイスヒルズ原町101、従前の住所仙台市若林区東新丁９番地の２　スターヒルズⅢ－201
破産者　佐々木　吟
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１４１号
山形県天童市駅西２丁目10番25号　レシデンシアピッテイ　201号
破産者　狩野　華奈
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４４号
山形市大字七浦252番地２
破産者　高橋　正光
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４１号
群馬県前橋市元総社町335番地　ＲＣ－306号、旧住所群馬県前橋市前箱田町241番地１
破産者　八木　　章
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４４号
群馬県渋川市上白井2403番地１
破産者　狩野　直也
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２５９号
群馬県前橋市荻窪町1268番地１
破産者　佐々木尚子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１８号
群馬県沼田市利根町大楊1075番地１
破産者　戸丸あすか
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和８年（フ）第１５１号
代替住所Ａ（旧住所　東京都目黒区東が丘１丁目21番15号東が丘荘423）
破産者　山崎　　歩
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１１９号
東京都国分寺市北町五丁目５番地９めぞん・ド・ジュネス国分寺203、開始決定時の住所東京都小平市学園西町１丁目１番18－206号
破産者　山村　沙織
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８８号
東京都小金井市前原町４丁目９番33号グリーンタウン前原205
破産者　久永　翔也
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３９２号
東京都立川市一番町４丁目62番地の３市営一番町北住宅312号
破産者　延寿　人司
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６９号
東京都三鷹市北野４丁目15番35号レクエルド烏山205
破産者　有村　太佑
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３１５号
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目20番11号　小泉ビル302号
破産者　菊地　夏恋
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２２号
神奈川県小田原市早川659番地の２
破産者　森　　博基
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３４４号
神奈川県厚木市上依知2710番地２　グランパルティールＡ－202
破産者　坂井　哲司
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３４６号
神奈川県厚木市上落合425番地５
破産者　中村　　愛
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３５４号
神奈川県平塚市出縄523番地の１　アムール湘南101
破産者　山本　　亘
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３８３号
神奈川県平塚市出縄303番地の２　ハイツ須藤１－202号
破産者　齋藤　秀敏
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３７８号
新潟市中央区女池３丁目13番１号
破産者　近藤　富夫
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７９号
新潟市中央区女池３丁目13番１号
破産者　近藤美千代
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０８号
新潟市北区濁川608番地５
破産者　髙﨑　正輝
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７７号
新潟県三条市東裏館２丁目９番21号
破産者　小川三津代
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第２７５号
静岡県御殿場市新橋1184番地の11
破産者　髙橋　龍登
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２８４号
静岡県御殿場市中山1122番地の１　メゾン・ソレイユＡ101、前住所沖縄県うるま市勝連内間2530番地
破産者　髙久　美海（申立時の姓比嘉）
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３０９号
静岡県田方郡函南町間宮57番地の６　ヌーベルバーグM’Ｓ―103
破産者　濱口　明宏
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１３号
静岡県熱海市中央町10番15号　ニューオオマツビル４Ｆ－Ｂ
破産者　田畑　妙美
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３２４号
静岡県沼津市東原237番地の１　ワンズハウスＥＡＳＴ201、前住所静岡県伊東市宮川町１丁目４番３号　ディアス宮川103号
破産者　中澤　崇至
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第６１号
兵庫県加東市上滝野437番地、前住所大阪府池田市井口堂１丁目８番24―504号
破産者　加東　和磨
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１４１号
鳥取県西伯郡伯耆町福島44番地
破産者　岩田　　智
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第６５号
島根県出雲市知井宮町1264番地１　ウイッシュＢ－101
破産者　渡部　弘美
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第６７号
山口県下関市綾羅木南町３丁目７番１号
破産者　髙島　一将
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第８０号
山口県下関市大字内日下364番地１、住民票上の住所山口県下関市菊川町大字吉賀2410番地２
破産者　田中　翔平
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第８４号
山口県下関市長府金屋町３番３号　金屋市場２Ｆ
破産者　スナック阿蘇こと　安村　朝子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第８８号
山口県下関市秋根新町１番12―208号
破産者　谷村　和幸
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９０号
山口県下関市川中本町１丁目12番10号
破産者　髙橋　良行
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９４号
山口県下関市大字福江867番地、前住所京都府城陽市久世里ノ西20番地の54
破産者　美容室　楽こと　川原　英作
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９６号
山口県下関市菊川町大字楢崎807番地１　市営楢崎住宅　27号
破産者　内田　健一
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
山口県下関市武久町１丁目38番40号
破産者　丹田麻衣子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第４７号
福岡県大川市大字中八院223番地、前住所福岡県大牟田市大字岬77番地１
破産者　三好ちえみ（旧姓渋谷）
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第３５号
長崎県雲仙市国見町神代己177番地
破産者　小畑　真二
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第３１３号
宮崎市大島町平原980番地　サンコート大島Ｃ棟103号
破産者　竹田　昭如
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３９号
宮崎市清武町あさひ２丁目５番地　メゾン・クレール205号、前住所宮崎市大字島之内7575番地４　サントポス103号
破産者　横山のぞみ
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第９号
兵庫県多可郡多可町中区森本207番地１
再生債務者　あまんじゃここと　三浦由美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日　　神戸地方裁判所社支部

令和８年（再イ）第４号
山梨県上野原市八ツ沢488番地８
再生債務者　別井　清美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
甲府地方裁判所都留支部再生係

令和８年（再イ）第２３号
茨城県石岡市総社一丁目11番７号
再生債務者　野口　孝予
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第１７号
福島県いわき市明治団地55番地の３
再生債務者　笠原　　豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第９号
福島県いわき市錦町中央三丁目２番地の９
再生債務者　鈴木　史則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第７９号
さいたま市中央区八王子３丁目５番17号　メゾンベール101
再生債務者　中野　雅貴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第２０号
新潟市西区小新２丁目５番５号
再生債務者　渡辺　広和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第６１号
さいたま市西区大字佐知川48レオパレスアルテⅢ105（住民票上の住所宮城県岩沼市桜四丁目８番８－Ｂ201号）
再生債務者　佐藤　吉一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１５５号
福岡市早良区次郎丸１丁目18番10―201号　ループラインビル
再生債務者　鍋山　千明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８９号
埼玉県朝霞市泉水３丁目７番19―515号
再生債務者　金子　　操
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１０８号
福岡市東区香椎駅前２丁目９番24―401号　花香絽
再生債務者　星田　　明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７２号
埼玉県戸田市下戸田２丁目12番14―502号
再生債務者　木村　葉月
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１４１号
福岡県那珂川市片縄西５丁目14番14号
再生債務者　杉浦　亮太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第５４号
大津市湖青二丁目14番地10
再生債務者　小西　　勇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第１９１号
福岡県大野城市大城４丁目３番７号　セジュールＴＡＫＥⅡ　Ａ101号
再生債務者　吉田　利男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１３号
長崎県佐世保市花高２丁目１番３号　花高団地２－１－３棟101号
再生債務者　里見　昌子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日　長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第４号
鹿児島県鹿屋市輝北町平房843番地２
再生債務者　久冨　和博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

令和８年（再イ）第２７号
青森市大字幸畑字松元79番地13
再生債務者　伊藤　朔矢
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２７号
仙台市青葉区梅田町５番16―204号
再生債務者　芳賀　　崇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５４号
宮城県名取市高舘川上字八反68番地の４
再生債務者　佐伯　直人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３７号
埼玉県加須市久下４丁目43番地12
再生債務者　小出　和寿
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６９号
千葉県市川市堀之内４丁目７番８号
再生債務者　太田　裕希
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１１２号
千葉県船橋市咲が丘４丁目30番38号
再生債務者　宮澤　貴久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２０号
盛岡市下ノ橋町７番29号
再生債務者　北田　弥生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第４１号
堺市中区福田261番地12
再生債務者　庄井　浩平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１３号
岩手県北上市村崎野19地割132番地４　ハウスエンブレムＧ棟
再生債務者　萬﨑美津子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（再イ）第４６号
栃木県日光市板橋897番地66
再生債務者　手塚工業こと　手塚　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第３１号
新潟市南区白根東町１丁目３番40号
再生債務者　高橋　　諭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３７号
岡山県浅口郡里庄町大字浜中1027番地１
再生債務者　眞田桂太朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第１８３号
福岡市博多区博多駅南５丁目27番９－401号　パルコ駅南
再生債務者　荒木　宏美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３５号
栃木県鹿沼市西鹿沼町200番地１　リバレインヒルズⅠ棟203号室
再生債務者　佐々木悠喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第４４号
神奈川県平塚市田村９丁目18番21－１号
再生債務者　佐藤　利明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１４号
愛知県豊田市月見町２丁目８番地17　アーバンハイツ豊田月見町401号、前住所愛知県豊田市月見町３－２－５　レオパレス21上り屋敷ツキミ101号
再生債務者　内山　祐介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第４号
滋賀県長浜市平方町868番地１　エス・バイ・エルマンション長浜　507号室
再生債務者　中橋　誠二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和８年（再イ）第１２９号
札幌市東区東苗穂３条２丁目１番10号　第３高橋ハイツ101号
再生債務者　竹田　有良
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第６号
愛知県田原市浦町南松崎１－１　第２田原寮4512
再生債務者　高橋　宏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第７０号
広島市中区吉島西３丁目16番１－1001号
再生債務者　宇野なおと
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第７２号
広島市佐伯区観音台２丁目５番12号
再生債務者　野坂　麻衣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２３号
愛媛県松山市南久米町11番地15
再生債務者　野上　裕二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日　　松山地方裁判所民事部

高速道路工事開始公告

本会社において高速自動車道の改築工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年11月16日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
近畿自動車道天理吹田線	大阪府柏原市円明町	改築工事	令和８年11月17日
九州縦貫自動車道鹿児島線	熊本県八代市坂本町	改築工事	令和８年11月17日

日本私立学校振興・共済事業団令和７事業年度財務諸表に関する公告

令和８年11月16日

東京都千代田区富士見１丁目10番12号
日本私立学校振興・共済事業団
理事長　福原　紀彦

助成勘定

貸借対照表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金		30,056,862,984	
有価証券		1,301,434,544	
貸付金	485,434,140,000		
貸倒引当金	△ 2,231,059,565	483,203,080,435	
未収入金		23,213,773,781	
棚卸資産		590,837	
未収収益	246,865,866		
貸倒引当金	△ 635,780	246,230,086	
賞与引当金見返(注)		5,467,599	
その他		785,441	
流動資産合計			538,028,225,707
Ⅱ 固定資産			
１ 有形固定資産			
建物	1,595,656,244		
減価償却累計額	△ 1,182,931,604	412,724,640	
構築物	14,425,912		
減価償却累計額	△ 12,087,054	2,338,858	
車両運搬具	9,570,000		
減価償却累計額	△ 1,914,000	7,656,000	
工具器具備品	111,537,076		
減価償却累計額	△ 86,816,132	24,720,944	
土地		663,175,260	
有形固定資産合計		1,110,615,702	
２ 無形固定資産			
ソフトウェア		276,022,117	
電話加入権		44,000	
無形固定資産合計		276,066,117	
３ 投資その他の資産			
投資有価証券		4,512,431,949	
破産更生債権等	2,344,152,650		
貸倒引当金	△ 2,118,053,608	226,099,042	
投資その他の資産合計		4,738,530,991	
固定資産合計			6,125,212,810
資産合計			544,153,438,517

（単位：円）

負債の部			
Ⅰ 流動負債			
預り補助金等(注)		5,467,599	
預り寄附金(注)		23,107,464,241	
１年以内返済長期借入金		35,017,386,000	
未払金		23,241,801,555	
未払費用		82,186,558	
未払法人税等		60,000	
預り金		12,612,338	
引当金			
賞与引当金	113,524,991	113,524,991	
流動負債合計			81,580,503,282
Ⅱ 固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返補助金等(注)	136,443,309	136,443,309	
長期預り寄附金(注)		433,364,087	
長期借入金		344,077,883,000	
引当金			
退職給付引当金	1,428,807,794	1,428,807,794	
固定負債合計			346,076,498,190
負債合計			427,657,001,472

純資産の部			
Ⅰ 資本金			
政府出資金	108,677,863,000		
資本金合計		108,677,863,000	
Ⅱ 資本剰余金			
民間出えん金(注)	5,417,169,385		
資本剰余金合計		5,417,169,385	
Ⅲ 利益剰余金			
積立金	1,444,997,017		
当期未処分利益	956,407,643		
（うち当期総利益	956,407,643）		
利益剰余金合計		2,401,404,660	
純資産合計			116,496,437,045
負債純資産合計			544,153,438,517

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	619,481,034,625	
一般管理費	645,478,505	
雑損	1,178,425,039	
臨時損失	449,178	
法人税等	60,000	
損益計算書上の費用合計		621,305,447,347
Ⅱ　その他行政コスト		0
Ⅲ　行政コスト		621,305,447,347

損益計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
交付補助金(注)	297,870,317,000		
授業料等減免費交付金(注)	291,075,289,500		
借入金利息	2,387,814,124		
配付寄附金(注)	26,535,306,281		
学術研究振興費(注)	80,600,000		
職員給与	654,230,866		
福利費	96,405,194		
業務経費	585,200,837		
減価償却費	123,813,802		
賞与引当金繰入	72,057,021	619,481,034,625	
一般管理費			
役員給与	76,724,542		
職員給与	299,982,616		
福利費	54,443,999		
一般管理経費	151,159,616		
減価償却費	21,699,762		
賞与引当金繰入	41,467,970	645,478,505	
雑損		1,178,425,039	
経常費用合計			621,304,938,169
経常収益			
補助金等収益(注)			
私立大学等経常費補助金収益(注)	297,909,865,278		
授業料等減免費交付金収益(注)	291,075,289,500		
高等教育負担軽減実施体制整備費補助金収益(注)	35,304,123	589,020,458,901	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返補助金等戻入(注)	29,832,000	29,832,000	
貸付金利息		4,593,955,461	
寄附金収益(注)		26,615,906,281	
賞与引当金見返に係る収益(注)		5,467,599	
財務収益			
受取利息	22,250,662	22,250,662	
雑益		1,224,183,218	
経常収益合計			621,512,054,122
経常利益			207,115,953
臨時損失			
固定資産除却損		172,565	
固定資産売却損		276,613	449,178
臨時利益			
貸倒引当金戻入		742,777,620	
固定資産売却益		98,756	
退職給付引当金戻入		6,924,492	749,800,868
税引前当期純利益			956,467,643
法人税、住民税及び事業税		60,000	60,000
当期純利益			956,407,643
当期総利益			956,407,643

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金	Ⅲ　利益剰余金			純資産合計
	政府出資金	民間出えん金	積立金	当期未処分利益又は当期未処理損失（△）	うち当期総利益	
当期首残高	108,677,863,000	5,416,349,385	1,457,681,217	△　12,684,200	—	115,539,209,402
当期変動額						
Ⅰ　資本金の当期変動額						
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額						
出えん金の受入		820,000				820,000
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額						
⑴損失の処理						
損失処理により取崩			△　12,684,200	12,684,200		—
⑵その他						
当期純利益				956,407,643	956,407,643	956,407,643
当期変動額合計	—	820,000	△　12,684,200	969,091,843	956,407,643	957,227,643
当期末残高	108,677,863,000	5,417,169,385	1,444,997,017	956,407,643	956,407,643	116,496,437,045

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
交付補助金支出㈱	△	297,870,317,000
授業料等減免費交付金支出㈱	△	276,867,725,500
補助金等の精算による返還金の支出㈱	△	2,326,526,013
貸付による支出	△	57,098,400,000
長期借入金の返済による支出	△	36,025,816,000
借入金利息支出	△	2,368,554,609
寄付金の配付による支出㈱	△	25,507,594,189
学術研究振興費の交付による支出㈱	△	80,600,000
人件費支出	△	1,306,541,627
その他の業務支出	△	748,376,176
補助金等収入㈱		297,999,697,000
授業料等減免費交付金収入㈱		276,834,726,600
交付補助金の返還による収入㈱		1,026,291,313
授業料等減免費交付金の返還による収入㈱		1,333,233,600
貸付金の回収による収入		46,441,027,973
長期借入れによる収入		48,100,000,000
貸付金利息収入		4,546,263,827
寄付金の受入れによる収入		23,825,926,238
基金運用収入		84,752,466
その他の業務収入		47,077,554
小　　計		38,545,457
利息の受取額		17,826,032
法人税等の支払額	△	60,000
業務活動によるキャッシュ・フロー		56,311,489
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△	10,715,000,000
定期預金の払戻しによる収入		5,716,300,000
有価証券の取得による支出	△	300,000,000
有価証券の償還による収入		300,000,000
有形固定資産の取得による支出	△	4,618,642
有形固定資産の売却による収入		916,140
無形固定資産の取得による支出	△	104,610,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	5,107,012,502

Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
民間出えん金の受入れによる収入(注)		820,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		820,000
Ⅳ　資金減少額	△	5,049,881,013
Ⅴ　資金期首残高		30,015,743,997
Ⅵ　資金期末残高		24,965,862,984

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		956,407,643
当期総利益	956,407,643	
Ⅱ　利益処分額		
助成金	200,000,000	
厚生年金勘定へ繰入	23,337,000	
積立金	733,070,643	956,407,643

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	３～50年
構　築　物	10～15年
車両運搬具	５年
工具器具備品	３～30年

⑵　無形固定資産

定額法により行っております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．賞与引当金の計上基準

役員及び職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上しております。なお、私立大学等経営ＤＸ推進事業に携わる職員及び減免資金交付事業に携わる非常勤職員の賞与については、補助金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

３．退職給付に係る引当金の計上基準

役員及び職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理することとしております。

国との人事交流による出向職員であり国に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが明らかな役職員については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

４．貸倒引当金の計上基準

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、原則として次のように計上しております。

貸付先を、正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分し、破綻先・実質破綻先については、個々の債権ごとに担保等による回収見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先（要注意先の一部を含む）については、個々の債権ごとに担保等による回収見込額を控除した残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮した貸倒れ見積高を引き当てております。

要注意先・正常先については、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づいて引き当てております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

６．棚卸資産の評価基準及び評価方法

出版物　先入先出法による原価法

７．寄付金の運用利益金の計上基準

寄付金の運用利益金は、発生した時点においては負債に計上し、当該運用利益金の使途に充てるための費用が発生した時点において当該費用に相当する額を収益に振り替えております。

８．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

９．重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

⑴　当事業年度の財務諸表に計上した金額　貸倒引当金　4,349,748,953円

⑵　会計上の見積りの内容について、国民その他利害関係者の理解に資するその他の情報

①　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「Ⅰ　重要な会計方針」「４．貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

学校法人の特性を踏まえた指標により、債務者区分及び担保分類を行ったうえで、債務者区分ごとに貸倒引当金計上額を算定しております。

②　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

貸付債権の自己査定基準に基づき、貸付先法人の財務状況、資金繰り、学生等数の推移等により、貸付債権のもつ信用リスクの程度を把握し、その状況等により、正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に債務者を区分しております。

債務者区分のうち、正常先及び要注意先の貸倒引当金算定に用いた予想損失率については、過去に正常先及び要注意先から破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に下落した実績や毀損率（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先債権の元金残高に対する貸倒引当金の割合）等を勘案し、算出しております。

③　翌事業年度の財務諸表に与える影響

債務者区分ごとの元金残高の増減、担保評価額の見直し、貸付先法人の財政状況及び学生等数の推移等により、当初見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅱ　貸借対照表に関する事項

１．金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当法人は、貸付事業などの資金供給業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金からの借入により資金を調達しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、主として国内の法人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。また、有価証券は金銭信託、投資有価証券は債券であり、満期保有目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金は、一定の環境の下で当法人が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当法人は、当法人の融資規程及び貸付債権の自己査定基準に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。

②　市場リスクの管理

ⅰ　金利リスクの管理

あらかじめ業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

ⅱ　価格変動リスクの管理

当法人が保有している債券は、満期保有目的で保有しているものであります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴貸付金	485,434,140,000		
貸倒引当金	△　2,231,059,565		
	483,203,080,435	451,240,105,750	△　31,962,974,685
⑵有価証券	1,301,434,544	1,300,050,000	△　1,384,544
⑶投資有価証券			
満期保有目的債券	4,512,431,949	4,213,305,000	△　299,126,949
⑷破産更生債権等	226,099,042	226,099,042	—
⑸長期借入金			
①１年以内返済長期借入金	（　35,017,386,000）	（　37,950,975,061）	（　2,933,589,061）
②長期借入金	（344,077,883,000）	（319,892,732,704）	（△24,185,150,296）

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

ウ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低い時価を分類しております。

（単位：円）

区分	時価			合計
	レベル１	レベル２	レベル３	
⑴貸付金	—	448,341,357,632	2,898,748,118	451,240,105,750
⑵有価証券	—	1,300,050,000	—	1,300,050,000
⑶投資有価証券				
満期保有目的債券				
国債	101,165,000	—	—	101,165,000
地方債	—	186,660,000	—	186,660,000
社債	—	3,925,480,000	—	3,925,480,000
⑷破産更生債権等	—	—	226,099,042	226,099,042
資産計	101,165,000	453,753,547,632	3,124,847,160	456,979,559,792
⑸長期借入金				
１年以内返済長期借入金	—	37,950,975,061	—	37,950,975,061
長期借入金	—	319,892,732,704	—	319,892,732,704
負債計	—	357,843,707,765	—	357,843,707,765

㈱　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

⑴　貸付金

貸付金の時価については、貸付金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻懸念先については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

⑵　有価証券

金銭信託については短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。また、当法人が保有している社債についても、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、当該時価をレベル２の時価に分類しております。

⑶　投資有価証券

国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当法人が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

①　満期保有目的債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	99,653,643	101,165,000	1,511,357
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	200,000,000	186,660,000	△　13,340,000
	社　債	5,214,212,850	4,925,530,000	△　288,682,850
合　計		5,513,866,493	5,213,355,100	△　300,511,493

② 満期保有目的債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　　分	1 年 以 内	1年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
国　　債	0	100,000,000	0	0
地　方　債	0	0	200,000,000	0
社　　債	1,000,000,000	2,200,000,000	2,000,000,000	0
合　　計	1,000,000,000	2,300,000,000	2,200,000,000	0

⑷ 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合であることからレベル３の時価に分類しております。

⑸ １年以内返済長期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

２．退職給付関係

⑴ 採用している退職給付制度の概要

当法人は、役員及び職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を設けております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。厚生年金基金には加入しておりません。

⑵ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

期首における退職給付債務	1,459,456,886
勤務費用	67,330,344
利息費用	31,917,337
数理計算上の差異の当期発生額	△ 106,172,173
退職給付の支払額	△ 23,724,600
期末における退職給付債務	1,428,807,794

⑶ 退職給付に関連する損益

（単位：円）

勤務費用	67,330,344
利息費用	31,917,337
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 106,172,173
合計	△ 6,924,492

⑷ 数理計算上の計算基礎に関する事項

区　　分	令和８年３月31日現在
割引率	1.29％～4.60％
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	発生年度に一括処理

Ⅲ 行政コスト計算書に関する事項

１．業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	621,305,447,347円
自己収入等	△ 33,206,096,490円
法人税及び国庫納付額	△ 1,177,242,013円
機会費用	2,550,295,387円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	589,472,404,231円

２．機会費用の計上方法

⑴ 政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に、2.345％で計算しております。

⑵ 国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

Ⅳ 損益計算書に関する事項

固定資産売却損の内容

公用車（車両運搬具）の売却により、276,613円を計上しております。

固定資産売却益の内容

公用車（車両運搬具）の売却により、98,756円を計上しております。

Ⅴ キャッシュ・フロー計算書に関する事項

１．資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	30,056,862,984円
定期預金	△ 5,091,000,000円
資金期末残高	24,965,862,984円

２．重要な非資金取引の内容

受配者指定寄付金として受入れた現物寄付金	1,027,712,092円
受配者指定寄付金として配付した現物寄付金	1,027,712,092円

Ⅵ 重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅶ 重要な後発事象

該当する事項はありません。

短期勘定

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金	92,212,794,897		
有価証券	9,800,000,000		
未収入金	24,395,134,015		
立替金	7,300,821		
未収収益	65,318,098		
支払基金委託金	1,990,257,000		
流動資産合計		128,470,804,831	
資産合計			128,470,804,831

負債の部			
Ⅰ 流動負債			
未払金	14,512,438,943		
掛金等振替未払金	1,476,421,383		
前受金	1,976,239,890		
預り金	13,244,457		
仮受金	6,745,726		
流動負債合計		17,985,090,399	
Ⅱ 固定負債			
支払準備金	16,192,047,254		
固定負債合計		16,192,047,254	
負債合計			34,177,137,653
純資産の部			
Ⅰ 利益剰余金			
欠損金補てん積立金(注)	18,225,507,526		
積立金	82,948,662,266		
当期未処理損失	△ 6,880,502,614		
（うち当期総損失	△ 6,880,502,614）		
利益剰余金合計		94,293,667,178	
純資産合計			94,293,667,178
負債純資産合計			128,470,804,831

(注)　これは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用			
業務費	362,225,283,176		
繰入金	4,561,435,000		
臨時損失	16,235,821,327		
損益計算書上の費用合計		383,022,539,503	
Ⅱ　その他行政コスト			0
Ⅲ　行政コスト			383,022,539,503

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
保健給付	172,148,462,053		
直営保健給付	168,190,433		
休業給付	14,949,294,747		
災害給付	16,655,000		
付加給付	3,540,391,423		
一部負担金払戻金	3,481,573,390		
前期高齢者納付金	49,557,184,681		
後期高齢者支援金	82,722,278,626		
病床転換支援金	29,085		
レセプト内容審査費	79,205,882		
介護納付金	35,562,017,856	362,225,283,176	
繰入金			
共済業務勘定へ事務費繰入	4,561,435,000	4,561,435,000	
経常費用合計			366,786,718,176
経常収益			
掛金収入			
掛金	317,962,719,301		
任継掛金	5,643,952,064	323,606,671,365	
介護掛金収入			
介護掛金	35,105,645,352		
任継介護掛金	299,498,417	35,405,143,769	
出産育児交付金収入(注)		217,064,787	
補助金等収益(注)			
高齢者医療運営円滑化等補助金収益(注)	338,039,000	338,039,000	
財務収益			
受取利息	696,551,908		
有価証券利息	10,110,853	706,662,761	
雑益			
延滞金収入	21,847,420		
損害賠償金収入	70,179,977		
雑益	53,539	92,080,936	
経常収益合計			360,365,662,618
経常損失（△）			△ 6,421,055,558
臨時損失			
財産処分損		6,820,350	
支払準備金繰入		16,192,047,254	
前期損益修正損		36,953,723	16,235,821,327
臨時利益			
支払準備金戻入		15,757,356,753	
前期損益修正益		19,017,518	15,776,374,271
当期純損失（△）			△ 6,880,502,614
当期総損失（△）			△ 6,880,502,614

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	利益剰余金					純資産合計
	欠損金補てん積立金	積立金	当期未処理損失（△）	うち当期総損失（△）	利益剰余金合計	
当期首残高	17,358,353,012	95,863,155,455	△ 12,047,338,675	—	101,174,169,792	101,174,169,792
当期変動額						
利益剰余金の当期変動額						
⑴損失の処理						
損失処理による取崩	867,154,514	△ 12,914,493,189	12,047,338,675		—	—
⑵その他						
当期純損失（△）			△ 6,880,502,614	△ 6,880,502,614	△ 6,880,502,614	△ 6,880,502,614
当期変動額合計	867,154,514	△ 12,914,493,189	5,166,836,061	△ 6,880,502,614	△ 6,880,502,614	△ 6,880,502,614
当期末残高	18,225,507,526	82,948,662,266	△ 6,880,502,614	△ 6,880,502,614	94,293,667,178	94,293,667,178

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
短期給付金支出	△	194,806,478,890
拠出金等支出	△	168,319,818,463
共済業務勘定への繰入れによる支出	△	4,561,435,000
その他の業務支出	△	61,214,747
共済掛金収入		323,021,741,331
介護掛金収入		35,533,508,576
出産育児交付金収入		220,030,787
補助金等収入㈱		338,039,000
その他の業務収入		124,726,352
小　　計	△	8,510,901,054
利息の受取額		684,838,810
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	7,826,062,244
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△	544,400,000,000
定期預金の払戻しによる収入		545,500,000,000
譲渡性預金の預入れによる支出	△	16,400,000,000
譲渡性預金の払戻しによる収入		23,000,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		7,700,000,000
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		—
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金の減少額	△	126,062,244
Ⅵ　資金期首残高		2,238,857,141
Ⅶ　資金期末残高		2,112,794,897

㈱　これは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失			△ 6,880,502,614
当期総損失	△	6,880,502,614	
Ⅱ　損失処理額			
欠損金補てん積立金	△	727,133,985	
積立金取崩額		7,607,636,599	6,880,502,614

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

支払準備金

日本私立学校振興・共済事業団に係る財務及び会計に関する省令（以下「財会省令」という。）第33条第２項に基づき、当該事業年度における短期給付額の１／12に相当する金額を計上しております。

令和７年度決算においては、短期給付額の合計が194,304,567,046円となり、その１／12に相当する金額は16,192,047,254円（小数点以下切上げ）となります。

２．欠損金補てん積立金の計上基準

将来の欠損金の補てんに充てるため、日本私立学校振興・共済事業団会計規程（以下「会計規程」という。）第90条第１号に基づき、当該事業年度の利益金を当該事業年度以前３事業年度の短期給付額の平均額の10／100に相当する金額に達するまで欠損金補てん積立金として計上しております。

当該事業年度以前３事業年度の短期給付金の平均額（令和５年度185,186,397,239円、令和６年度189,088,281,031円、令和７年度194,304,567,046円、合計568,579,245,316円の１／３（平均）＝189,526,415,106円）の10／100に相当する額は18,952,641,511円（小数点以下切上げ）となります。

令和７年度期首における欠損金補てん積立金18,225,507,526円に対する不足額は727,133,985円となるため、積立金を取り崩し、欠損金補てん積立金に積み増すこととなります。

３．有価証券の評価基準及び評価方法

財会省令第31条に基づき取得価額で計上しております。

４．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

５．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
支払基金委託金	社会保険診療報酬支払基金との契約及び覚書に基づく委託金
掛金等振替未払金	短期勘定における保健経理及び共済業務勘定分の掛金の未払分
前受金	短期勘定における任意継続加入事前申込者からの振込分掛金等
支払準備金	短期給付額（医療給付）の支払いは、受診から２か月遅れで支払い、掛金は１か月遅れで納入されるため、決算時点では２か月分の債務と１か月分の債権があることになり、この差１か月分の支払いに備えるため、財会省令第33条第２項に基づき、当該事業年度における短期給付額の１／12に相当する金額を計上
欠損金補てん積立金	将来の欠損金の補てんに充てるため、規程に基づき、当該事業年度の利益金を当該事業年度以前３事業年度の短期給付額の平均額の10／100に相当する金額に達するまで欠損金補てん積立金として計上
保健給付	加入者及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡に関する法定給付
直営保健給付	私学事業団直営の東京臨海病院で受診した加入者及び被扶養者の診療にかかった費用の保険者負担分
休業給付	短期給付のうち、傷病手当金、出産手当金、休業手当金といった休業を理由として給与が減額された場合に生活費を補てんする給付
災害給付	短期給付のうち、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金といった給付
付加給付	法定給付の補てんとして行う現金給付
一部負担金払戻金	加入者が保険診療を受けた場合の一部負担金に対して、その負担を軽減することを目的とする給付
前期高齢者納付金	65歳以上75歳未満の人はその多くが国民健康保険に加入しており、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じているため、その調整を行う制度として、前期高齢者医療制度が創設された。調整財源となる納付金は、社会保険診療報酬支払基金に納付
後期高齢者支援金	医療制度改正により75歳以上の人は後期高齢者医療制度が適用となり、現役世代の支援として私学事業団は支援金を社会保険診療報酬支払基金に納付
病床転換支援金	医療制度改正により、医療・介護療養病床を老人保健施設等へ転換することとされ、その事業を支援するため私学事業団は支援金を社会保険診療報酬支払基金に納付
レセプト内容審査費	医療費の過払いを抑制する目的として実施する審査機関へのレセプト（診療報酬明細書）の内容審査費用
介護納付金	私学共済制度の加入者または被扶養者である、介護保険の第２号被保険者の負担部分を介護掛金として徴収し、社会保険診療報酬支払基金に介護給付費納付金として納付
出産育児交付金収入	健康保険法等の改正により後期高齢者医療制度から出産育児一時金の費用の一部を支援する仕組みとなり社会保険診療報酬支払基金より交付
高齢者医療運営円滑化等補助金収益	被用者保険による後期高齢者支援金等の拠出金負担の軽減を目的に、国から短期勘定に交付される補助金

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

短期給付等に必要な流動性を確保しつつ、資金運用は安全かつ効率的に行うこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

金融商品のうち、流動性を確保するための現金、預金及び有価証券（譲渡性預金）は信用リスクを内包しております。また、債権である未収入金は、信用リスクを内包しております。債務である未払金は、１年以内の支払期日であり、流動性リスクを内包しております。これら運用資産等のリスクについては、関係法令等に基づき適切に管理しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における現金は注記を省略しており、預金、有価証券（譲渡性預金）、未収入金、未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	383,022,539,503円
自己収入等	△ 360,046,641,136円
法令に基づく引当金	△ 16,192,047,254円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	6,783,851,113円

Ⅴ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、任継掛金還付等により36,953,723円を計上し、前期損益修正益として、過年度分の過払い給付金の回収等により19,017,518円を計上しております。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	92,212,794,897円
定期預金	△ 90,100,000,000円
資金期末残高	2,112,794,897円

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

厚生年金勘定

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金	129,748,426,748		
有価証券	69,400,000,000		
未収入金	49,208,977,678		
掛金等振替未収入金	643,974,041		
立替金	568,205,296		
未収収益	539,113,328,613		
１年以内回収長期貸付金	8,194,000,000		
流動資産合計		796,876,912,376	
Ⅱ 固定資産			
1 投資その他の資産			
長期性預金	4,930,329,538,935		
投資不動産	16,081,128,861		
長期貸付金	72,322,000,000		
投資その他の資産合計	5,018,732,667,796		
固定資産合計		5,018,732,667,796	
資産合計			5,815,609,580,172
負債の部			
Ⅰ 流動負債			
未払金	8,615,209		
預り金	17,746,333		
子ども・子育て拠出金預り金	963,649,537		
流動負債合計		990,011,079	
負債合計			990,011,079
純資産の部			
Ⅰ 利益剰余金			
厚生年金保険給付積立金㈱	3,255,987,755,604		
経過的長期給付積立金㈱	2,024,444,608,252		
当期未処分利益	534,187,205,237		
（うち当期総利益	534,187,205,237）		
利益剰余金合計		5,814,619,569,093	
純資産合計			5,814,619,569,093
負債純資産合計			5,815,609,580,172

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ 損益計算書上の費用		
業務費	1,062,320,264,476	
繰入金	16,245,335,645	
臨時損失	13,771,741	
損益計算書上の費用合計		1,078,579,371,862
Ⅱ その他行政コスト		0
Ⅲ 行政コスト		1,078,579,371,862

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
業務費		
厚生年金給付	154,641,004,549	
共済年金給付	201,383,099,101	
経過的職域加算相当給付	19,247,476,318	

基礎年金拠出金	310,271,735,887		
厚生年金拠出金	376,731,037,109		
事業雑費	45,911,512	1,062,320,264,476	
繰入金			
退職等年金給付勘定へ加入者等負担軽減分繰入	10,422,129,645		
共済業務勘定へ事務費繰入	5,823,206,000	16,245,335,645	
経常費用合計			1,078,565,600,121
経常収益			
保険料収入			
保険料	579,216,801,578	579,216,801,578	
基礎年金交付金収入		680,598,000	
厚生年金交付金収入		324,585,706,682	
退職一時金等返還金収入		363,354,983	
補助金等収益㈱			
事業費国庫補助金収益㈱	155,768,346,736		
都道府県補助金収益㈱	8,644,092,177	164,412,438,913	
財務収益			
受取利息	2,296,158,848		
有価証券利息	250,649,657		
信託収益	540,823,670,980	543,370,479,485	
雑益			
延滞金収入	33,814,970		
雑益	11,416,400	45,231,370	
経常収益合計			1,612,674,611,011
経常利益			534,109,010,890
臨時損失			
財産処分損		11,389,661	
前期損益修正損		2,382,080	13,771,741
臨時利益			
前期損益修正益		91,966,088	91,966,088
当期純利益			534,187,205,237
当期総利益			534,187,205,237

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	利益剰余金					純資産合計
	厚生年金保険給付積立金	経過的長期給付積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	2,944,685,070,102	1,989,252,210,662	346,495,083,092	—	5,280,432,363,856	5,280,432,363,856
当期変動額						
利益剰余金の当期変動額						
⑴利益の処分						
利益処分による積立	311,302,685,502	35,192,397,590	△ 346,495,083,092		—	—
⑵その他						
当期純利益			534,187,205,237	534,187,205,237	534,187,205,237	534,187,205,237
当期変動額合計	311,302,685,502	35,192,397,590	187,692,122,145	534,187,205,237	534,187,205,237	534,187,205,237
当期末残高	3,255,987,755,604	2,024,444,608,252	534,187,205,237	534,187,205,237	5,814,619,569,093	5,814,619,569,093

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
年金給付支出		△ 375,271,579,968
基礎年金拠出金支出		△ 310,271,735,887
厚生年金拠出金支出		△ 376,731,037,109
退職等年金給付勘定への繰入れによる支出		△ 10,422,129,645
共済業務勘定への繰入れによる支出		△ 5,823,206,000
その他の業務支出		△ 14,059,029,444
保険料収入		577,424,669,797
共済掛金収入		9,627,911
基礎年金交付金収入		680,598,000
厚生年金交付金収入		324,585,706,682
資産運用収入		2,622,039,837
補助金等収入㈱		164,222,688,225
その他の業務収入		13,936,788,589
業務活動によるキャッシュ・フロー		△ 9,096,599,012
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出		△ 2,072,700,000,000
定期預金の払戻しによる収入		2,273,600,000,000
譲渡性預金の預入れによる支出		△ 544,400,000,000
譲渡性預金の払戻しによる収入		634,800,000,000
長期性預金の預入れによる支出		△ 466,675,570,022
長期性預金の払戻しによる収入		194,205,241,925
他勘定への貸付けによる支出		△ 18,700,000,000
他勘定からの貸付金回収による収入		9,031,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		9,160,671,903
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		—
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金の増加額		64,072,891
Ⅵ　資金期首残高		584,353,857
Ⅶ　資金期末残高		648,426,748

㈱　これは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		534,187,205,237
当期総利益	534,187,205,237	
Ⅱ　利益処分額		
厚生年金保険給付積立金	470,699,648,916	
経過的長期給付積立金	63,487,556,321	534,187,205,237

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．厚生年金保険給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、日本私立学校振興・共済事業団法（以下「事業団法」という。）第35条第３項、財会省令第19条及び附則第４項の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、厚生年金保険給付積立金として計上して整理しております。

２．経過的長期給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、事業団法第35条第３項、財会省令第19条及び附則第５項の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、経過的長期給付積立金として計上して整理しております。

３．有価証券の評価基準及び評価方法

財会省令第31条に基づき取得価額で計上しております。

４．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

５．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘定科目	内容
掛金等振替未収入金	厚生年金勘定における短期勘定からの掛金等未振替分
長期性預金	信託銀行等が事業団との金銭及び有価証券の信託契約により運用している事業団の資金
投資不動産	厚生年金勘定で保有する医療施設の土地
長期貸付金	厚生年金勘定から他勘定へ貸付した資金
子ども・子育て拠出金預り金	厚生年金勘定を通じて厚生労働省へ納付する学校法人からの預り金
厚生年金保険給付積立金	厚生年金勘定の厚生年金経理において、将来の年金支払のために積み立てる利益金
経過的長期給付積立金	厚生年金勘定の職域年金経理において、将来の年金支払のために積み立てる利益金
基礎年金拠出金	基礎年金制度を運営するため、被用者年金各制度がそれぞれの第２号被保険者および第３号被保険者の合計数に応じて按分負担する費用
厚生年金拠出金	厚生年金制度を運営するため、各実施機関から拠出する費用
事業費国庫補助金収益	国から年金給付事業を行う厚生年金勘定に対して交付される補助金
都道府県補助金収益	都道府県から私学事業団の共済業務にかかる厚生年金給付事業に要する費用について交付される補助金

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

厚生年金保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

金融商品のうち、流動性を確保するための現金及び預金は信用リスクを内包しております。長期性預金は、長期的な観点から資産構成割合を定めることにより、主に国内外の株式、債券等で構成しており、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを内包しております。これら運用資産のリスクについては、関係法令や管理運用の方針等に基づき適切に管理するとともに、その実施状況を定期的に共済運営委員会等に報告しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期性預金	4,930,329,538,935	6,814,910,259,901	1,884,580,720,966

ウ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（単位：円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
長期性預金	—	6,751,889,783,572	63,020,476,329	6,814,910,259,901

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期性預金

包括信託契約に基づき管理受託機関にその管理を委託しており、時価は契約単位ごとにそれぞれの管理受託機関が算出したものであること、かつ構成物の中には無調整の相場価格が必ずしも入手できない有価証券等があることから、レベル２に分類しております。なお、オルタナティブ資産等の時価については、市場では観察できないインプットを用いて算出されていることから、レベル３に分類しております。

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,078,579,371,862円
自己収入等	△1,448,354,138,186円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△ 369,774,766,324円

Ⅴ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、遡及資格異動に伴う保険料還付等により2,382,080円、前期損益修正益として、過年度分の過払い給付金の回収等により91,966,088円を計上しております。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	129,748,426,748円
定期預金	△ 129,100,000,000円
資金期末残高	648,426,748円

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

退職等年金給付勘定

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金	1,042,122,759		
未収入金	2,794,496,991		
掛金等振替未収入金	45,498,930		
未収収益	4,819,500,086		
流動資産合計		8,701,618,766	
Ⅱ　固定資産			
1　投資その他の資産			
長期性預金	496,327,444,100		
長期貸付金	2,707,614,028		
投資その他の資産合計	499,035,058,128		
固定資産合計		499,035,058,128	
資産合計			507,736,676,894

純資産の部			
Ⅰ　利益剰余金			
退職等年金給付積立金㈱	454,921,873,985		
当期未処分利益	52,814,802,909		
（うち当期総利益	52,814,802,909）		
利益剰余金合計		507,736,676,894	
純資産合計			507,736,676,894
負債純資産合計			507,736,676,894

㈱　これは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行 政 コ ス ト 計 算 書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	3,609,266,368	
繰入金	531,198,000	
臨時損失	156,342	
損益計算書上の費用合計		4,140,620,710
Ⅱ　その他行政コスト		0
Ⅲ　行政コスト		4,140,620,710

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
退職等年金給付	3,609,266,368	3,609,266,368	
繰入金			
共済業務勘定へ事務費繰入	531,198,000	531,198,000	
経常費用合計			4,140,464,368
経常収益			
掛金収入			
掛金	41,687,471,280	41,687,471,280	
受入金			
職域年金経理より加入者等負担軽減分受入	10,422,129,645	10,422,129,645	
財務収益			
受取利息	26,259,746		
信託収益	4,818,124,418	4,844,384,164	
雑益			
延滞金収入	1,160,100	1,160,100	
経常収益合計			56,955,145,189
経常利益			52,814,680,821
臨時損失			
財産処分損		1,470	
前期損益修正損		154,872	156,342
臨時利益			
前期損益修正益		278,430	278,430
当期純利益			52,814,802,909
当期総利益			52,814,802,909

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	利益剰余金				純資産合計
	退職等年金給付積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	403,705,833,164	51,216,040,821	—	454,921,873,985	454,921,873,985
当期変動額					
利益剰余金の当期変動額					
⑴利益の処分					
利益処分による積立	51,216,040,821	△ 51,216,040,821		—	—
⑵その他					
当期純利益		52,814,802,909	52,814,802,909	52,814,802,909	52,814,802,909
当期変動額合計	51,216,040,821	1,598,762,088	52,814,802,909	52,814,802,909	52,814,802,909
当期末残高	454,921,873,985	52,814,802,909	52,814,802,909	507,736,676,894	507,736,676,894

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
年金給付支出	△	3,609,266,368
共済業務勘定への繰入れによる支出	△	531,198,000
その他の業務支出	△	68,335,096
共済掛金収入		41,616,746,181
厚生年金勘定からの受入れによる収入		10,422,129,645
資産運用収入		25,602,713
その他の業務収入		65,859,497
業務活動によるキャッシュ・フロー		47,921,538,572
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
長期性預金の預入れによる支出	△	49,200,000,000
他勘定からの貸付金回収による収入		1,090,700,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	48,109,300,000
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		—
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金の減少額	△	187,761,428
Ⅵ　資金期首残高		1,229,884,187
Ⅶ　資金期末残高		1,042,122,759

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		52,814,802,909
当期総利益	52,814,802,909	
Ⅱ　利益処分額		
退職等年金給付積立金	52,814,802,909	52,814,802,909

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．退職等年金給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、事業団法第35条第３項及び、財会省令第19条の２の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、退職等年金給付積立金として計上して整理しております。

２．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

３．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
掛金等振替未収入金	退職等年金給付勘定における短期勘定からの掛金等未振替分
長期性預金	信託銀行等が事業団との金銭及び有価証券の信託契約により運用している事業団の資金
長期貸付金	退職等年金給付勘定から他勘定へ貸付した資金
退職等年金給付積立金	退職等年金給付勘定において、将来の年金支払のために積み立てる利益金
退職等年金給付	平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、私学共済の年金制度にあった職域部分は廃止され、それに代わり、平成27年10月以降の加入者期間分について創設された給付

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

退職等年金給付等に必要な流動性を確保しつつ、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

長期性預金は、国内債券のみで構成しており、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを内包しております。これら運用資産のリスクについては、関係法令に基づき適切に管理しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期性預金	496,327,444,100	466,528,084,737	△ 29,799,359,363

ウ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（単位：円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
長期性預金	—	466,528,084,737	—	466,528,084,737

㈠　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期性預金

包括信託契約に基づき管理受託機関にその管理を委託しており、時価は契約単位ごとにそれぞれの管理受託機関が算出したものであること、かつ構成物の中には無調整の相場価格が必ずしも入手できない有価証券等があることから、レベル２に分類しております。

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト		4,140,620,710円
自己収入等	△	56,955,423,619円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△	52,814,802,909円

Ⅴ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、遡及資格異動による掛金還付により154,872円を計上し、前期損益修正益として、過年度分の過払い給付金の回収により278,430円を計上しております。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

該当する事項はありません。

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

福祉勘定

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部				
Ⅰ 流動資産				
現金及び預金			79,697,147,839	
加入者貸付金		17,297,453,127		
貸倒引当金	△	51,892,359	17,245,560,768	
未収入金		2,976,505,952		
貸倒引当金	△	5,868,699	2,970,637,253	
掛金等振替未収入金			786,947,811	
棚卸資産			281,140,807	
立替金			16,085,027	
前払費用			42,590,389	
未収収益			5,372,344,785	
流動資産合計				106,412,454,679
Ⅱ 固定資産				
１ 有形固定資産				
建物		72,002,943,632		
減価償却累計額	△	54,562,293,539	17,440,650,093	
構築物		2,142,731,617		
減価償却累計額	△	1,796,944,776	345,786,841	
機械装置		765,948,658		
減価償却累計額	△	667,763,862	98,184,796	
医療器具機械		5,776,335,828		
減価償却累計額	△	4,234,606,603	1,541,729,225	
車両運搬具		90,553,137		
減価償却累計額	△	77,565,715	12,987,422	
工具器具備品		4,106,220,774		
減価償却累計額	△	3,000,157,517	1,106,063,257	
土地			15,507,566,750	
有形固定資産合計			36,052,968,384	
２ 無形固定資産				
ソフトウェア			430,936,689	
無形固定資産合計			430,936,689	
３ 投資その他の資産				
長期性預金			1,156,976,767,429	
長期貸付金		7,500,000		
貸倒引当金	△	75,000	7,425,000	
長期前払費用			113,599	
敷金・保証金			19,881,093	
加入金			980,000	
その他			49,745	
投資その他の資産合計			1,157,005,216,866	
固定資産合計				1,193,489,121,939
資産合計				1,299,901,576,618

負債の部		
Ⅰ 流動負債		
加入者貯金		1,196,995,413,381
預り補助金等(注)		16,688,000
未払消費税		206,511,860
未払金		1,675,063,802
未払費用		2,382,500,234
未払法人税等		967,000
前受金		5,736,244,126
償還金		2,085,505

預り金		590,525,452		
受入保証金		23,524,800		
引当金				
賞与引当金	623,200,653	623,200,653		
流動負債合計			1,208,252,724,813	
Ⅱ 固定負債				
長期借入金		2,707,614,028		
引当金				
退職給付引当金	5,257,474,131	5,257,474,131		
固定負債合計			7,965,088,159	
負債合計				1,216,217,812,972
純資産の部				
Ⅰ 資本剰余金				
別途積立金㈱		1,937,898,964		
資本剰余金合計			1,937,898,964	
Ⅱ 利益剰余金				
欠損金補てん積立金㈱		55,110,637,234		
貸付資金積立金㈱		1,957,063,881		
積立金		24,358,006,709		
当期未処分利益		320,156,858		
（うち当期総利益		2,547,853,684）		
利益剰余金合計			81,745,864,682	
純資産合計				83,683,763,646
負債純資産合計				1,299,901,576,618

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	33,275,681,696	
雑損	6,052,249	
臨時損失	71,518,342	
法人税等	967,000	
損益計算書上の費用合計		33,354,219,287
Ⅱ　その他行政コスト		0
Ⅲ　行政コスト		33,354,219,287

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
保健費	1,687,966,173		
特定健康診査等給付費	385,063,112		
材料費	3,746,182,341		
販売品費	222,316,305		
運営費	1,929,400,078		
支払利息	4,327,289,311		
支払手数料	910,807,341		
保険料	51,985,160		
借入金利息	20,380,306		
普及費	217,826,366		
貸倒引当金繰入	51,892,359		
施設整備費	410,799,351		
職員給与	7,167,755,371		
福利費	1,180,376,377		
業務経費	8,249,077,326		
奨学費	1,800,000		
減価償却費	1,853,909,421		
賞与引当金繰入	623,200,653		
退職給付引当金繰入	237,654,345	33,275,681,696	
雑損			
貸倒引当金繰入	5,943,699		
雑損	108,550	6,052,249	
経常費用合計			33,281,733,945
経常収益			
掛金収入			
福祉掛金	9,177,222,381	9,177,222,381	
保険患者収入		9,843,179,046	
一般患者収入		783,423,696	
施設収入		8,668,347,670	
販売収入		321,392,049	
委託収入		72,703,413	
貸付金利息		315,215,291	
保険料充当金収入		9,463,233	
保険手数料収入		330,734,231	

補助金等収益(注)			
国庫補助金収入			
特定健診等国庫補助金収益(注)	68,541,000		
都道府県補助金収入			
救急医療関連補助金収益(注)	5,733,000		
災害医療関連補助金収益(注)	500,000		
医療人材確保関連補助金収益(注)	23,338,000		
宿泊税システム改修費補助金収益(注)	1,260,000		
その他補助金収益(注)	51,366,000		
市区町村補助金収入			
保育所等物価高騰対策事業補助金収益(注)	105,053		
宿泊税特別徴収事務補助金収益(注)	332,000		
宿泊税システム改修費補助金収益(注)	860,000		
その他補助金収入			
電子処方箋管理サービスの導入に必要となる購入等に係る補助金収益(注)	2,007,000	154,042,053	
財務収益			
受取利息	543,391,449		
有価証券利息	5,019,424		
信託収益	5,277,272,703	5,825,683,576	
雑益			
受取配当金	7,165,644		
延滞金収入	1,131,610		
雑益	329,119,398	337,416,652	
経常収益合計			35,838,823,291
経常利益			2,557,089,346
臨時損失			
固定資産除却損		70,684,792	
財産処分損		225,483	
前期損益修正損		608,067	71,518,342
臨時利益			
貸倒引当金戻入		61,042,372	
退職給付引当金戻入		1,735,654	
前期損益修正益		471,654	63,249,680
税引前当期純利益			2,548,820,684
法人税、住民税及び事業税		967,000	967,000
当期純利益			2,547,853,684
当期総利益			2,547,853,684

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本剰余金	Ⅱ　利益剰余金								純資産合計
	別途積立金	欠損金補てん積立金	貸付資金積立金	積立金	繰越欠損金	当期未処分利益又は当期未処理損失（△）	うち当期総利益	うち前期繰越欠損金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,984,788,404	53,891,766,084	2,087,998,777	23,984,810,218	—	△　813,453,521	—	△　3,124,024,044	79,151,121,558	81,135,909,962
当期変動額										
Ⅰ　資本剰余金の当期変動額										
固定資産の取得	3,000,000					△　3,000,000			△　3,000,000	—
固定資産の除却	△　49,889,440					49,889,440			49,889,440	—
Ⅱ　利益剰余金の当期変動額										
(1)利益の処分										
利益処分による積立		1,218,871,150	△　130,934,896	797,652,040		△　1,885,588,294			—	—

⑵損失の処理										
損失処理による取崩				△ 424,455,549		424,455,549			—	—
損失処理による繰越欠損金の整理					△ 2,227,696,826	2,227,696,826		3,124,024,044	—	—
⑶その他										
当期純利益					2,227,696,826	320,156,858	2,547,853,684	△ 2,227,696,826	2,547,853,684	2,547,853,684
当期変動額合計	△ 46,889,440	1,218,871,150	△ 130,934,896	373,196,491	—	1,133,610,379	2,547,853,684	896,327,218	2,594,743,124	2,547,853,684
当期末残高	1,937,898,964	55,110,637,234	1,957,063,881	24,358,006,709	—	320,156,858	2,547,853,684	△ 2,227,696,826	81,745,864,682	83,683,763,646

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
保健事業支出	△	2,241,837,140
医療事業支出	△	3,448,442,811
宿泊事業支出	△	3,141,990,419
貯金事業支出	△	189,307,394,059
共済貸付事業支出	△	4,727,889,578
退職等年金給付勘定への返済による支出	△	1,090,700,000
人件費支出	△	9,189,314,192
その他の業務支出	△	9,648,818,357
共済掛金収入		9,153,883,895
補助金等収入㈱		107,949,018
保健事業収入		22,892,800
医療事業収入		10,554,527,356
宿泊事業収入		9,041,922,049
貯金事業収入		139,748,951,673
共済貸付事業収入		6,136,161,760
その他の業務収入		1,948,072,615
小　計	△	46,082,025,390
利息及び配当金の受取額		50,773,339
法人税等の支払額	△	967,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	46,032,219,051
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△	460,490,000,000
定期預金の払戻しによる収入		401,670,000,000
譲渡性預金の払戻しによる収入		16,580,000,000
長期性預金の払戻しによる収入		82,600,000,000
有形固定資産の取得による支出	△	935,899,005
無形固定資産の取得による支出	△	7,204,186
貸付金による支出	△	5,400,000
敷金保証金の差入れによる支出	△	3,097,012
敷金保証金の返還による収入		1,498,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		39,409,897,797
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		—
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金の減少額	△	6,622,321,254
Ⅵ　資金期首残高		22,489,469,093
Ⅶ　資金期末残高		15,867,147,839

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益				320,156,858
当期総利益			2,547,853,684	
前期繰越欠損金	△	2,227,696,826		
Ⅱ　利益処分額				
別途積立金取崩額	△	32,063,941		
別途積立金積立額		260,910		
貸付資金積立金取崩額	△	111,819,142		
欠損金補てん積立金積立額		741,370,771		
積立金積立額		2,280,923,518		
利益処分による繰越欠損金の整理	△	2,558,515,258		320,156,858

経理別利益の処分・損失の処理に関する書類

（単位：円）

科　　目	保健経理	医療経理	宿泊経理	貯金経理	貸付経理	福祉勘定計
利益の処分						
Ⅰ　当期未処分利益	1,235,088,364		861,708,680	748,451,957	64,806,146	2,910,055,147
当期総利益	1,235,088,364		2,184,416,510	748,451,957	64,806,146	4,232,762,977
前期繰越欠損金			1,322,707,830			1,322,707,830
Ⅱ　利益処分額	1,235,088,364		861,708,680	748,451,957	64,806,146	2,910,055,147
欠損金補てん積立金				741,370,771		741,370,771
貸付資金積立金					△ 111,819,142	△ 111,819,142
積立金	1,235,088,364		862,128,680	7,081,186	176,625,288	2,280,923,518
別途積立金取崩額			△ 420,000			△ 420,000
損失の処理						
Ⅰ　当期未処理損失		2,589,898,289				2,589,898,289
当期総損失		1,684,909,293				1,684,909,293
前期繰越欠損金		904,988,996				904,988,996
Ⅱ　損失処理額		31,383,031				31,383,031
別途積立金取崩額		31,643,941				31,643,941
積立金積立額		△ 260,910				△ 260,910
Ⅲ　次期繰越欠損金		2,558,515,258				2,558,515,258

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	６～50年
構　築　物	３～50年
機械装置	10～15年
医療器具機械	４～15年
車両運搬具	４～15年
工具器具備品	２～20年

⑵　無形固定資産

定額法により行っております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．賞与引当金の計上基準

職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上しております。

３．退職給付に係る引当金の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理することとしております。

４．貸倒引当金の計上基準

財会省令第32条に基づき、貸付金及び未収入金の貸倒れによる損失に備えるため、主務大臣の定めにより医療経理及び宿泊経理に関しては残高の１／100を計上し、貸付経理に関しては残高の0.3／100を計上しております。

令和７年度決算においては、加入者貸付金の年度末残高17,297,453,127円の0.3／100＝51,892,359円、未収入金（医療経理及び宿泊経理の売上未収入金）の年度末残高のうち586,870,647円の１／100＝5,868,699円（小数点以下切捨て）、長期貸付金（医療経理の奨学金貸与）の年度末残高7,500,000円の１／100＝75,000円の合計額57,836,058円を貸倒引当金として計上しております。

なお、未収入金の年度末残高に対する貸倒引当金は、施設ごとに計上しているため、未収入金の合計に対する１／100とは異なります。

5．欠損金補てん積立金の計上基準
　積立貯金事業の将来の欠損金の補てんに充てるため、会計規程第90条第１号に基づき、加入者貯金額の５／100に相当する金額の範囲内で計上しております。
　令和７年度決算における加入者貯金額は1,196,995,413,381円となり、５／100に相当する金額は59,849,770,670円（小数点以下切上げ）となります。
　令和７年度期首における欠損金補てん積立金55,110,637,234円に対する不足額は4,739,133,436円となるため、積立貯金事業の当期利益金741,370,771円を全額欠損金補てん積立金に積み増すこととなります。
6．貸付資金積立金の計上基準
　貸付事業の資金に充てるため、会計規程第89条に基づき、当該事業年度以前３事業年度末日における平均貸付残高の10／100に相当する金額を計上しております。
　令和７年度においては、令和５年度から令和７年度までの３事業年度末日における貸付残高の平均額（令和５年度19,594,162,618円、令和６年度18,465,726,421円、令和７年度17,297,453,127円、合計55,357,342,166円の１／３（平均）＝18,452,447,388円）の10／100に相当する額は1,845,244,739円（小数点以下切上げ）となります。
　令和７年度期首における貸付資金積立金1,957,063,881円に対する余剰額は111,819,142円となるため、積立金に振り替えることとなります。
7．有価証券の評価基準及び評価方法
　財会省令第31条に基づき取得価額で計上しております。
8．棚卸資産の評価基準及び評価方法
　材料　　先入先出法による原価法
　販売品　　先入先出法による原価法
　事業用消耗品　先入先出法による原価法
　その他　　先入先出法による原価法
9．収益及び費用の計上基準
ア．医療事業に係る収益
　医療事業に係る収益は、主に医療経理における患者収入であり、医療契約に基づいて医療行為を提供する義務を負っております。当該履行義務は、外来患者については医療行為を提供した時点において充足されることから、当該時点で収益を認識しております。一方、入院患者については入院期間に応じた医療行為を提供することから、一定の期間にわたり収益を認識しております。
イ．宿泊事業に係る収益
　宿泊事業に係る収益は、主に宿泊経理における施設収入であり、顧客との契約に基づいて、宿泊・婚礼・宴集会・食堂等のサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客にサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
（収益認識関係）
　以下に記載する内容以外の収益は重要性が乏しいため、注記を省略しております。
⑴　収益の分解情報
　福祉勘定の一定の事業等のまとまりごとの区分は、保健経理、医療経理、宿泊経理、貯金経理、貸付経理であり、そのうち収益認識基準の適用となる収益は、医療経理の患者収入と宿泊経理の施設における宿泊・婚礼・宴集会等のサービス提供による施設収入になります。上記に係るそれぞれの収益は、医療経理における患者収入が10,626,602,742円、宿泊経理における施設収入が8,668,347,670円になります。
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
　「９．収益及び費用の計上基準」ア、イに記載のとおりになります。
⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
　顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりとなります。

（単位：円）

	令和８年３月31日現在
顧客との契約から生じた債権	2,247,195,090
契約負債	17,909,126

　貸借対照表において顧客から生じた債権は「未収入金」に、契約負債は「前受金」に含まれております。当該事業年度末に計上している顧客との契約から生じた債権及び契約負債は、すべて翌事業年度に回収または履行義務を充足する取引になります。
10．消費税等の会計処理
　税込方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産の取得取引並びに収益事業に該当する医療事業及び宿泊事業に係るものについては税抜方式によっております。
11．重要な会計上の見積り
　会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘定科目	内容
加入者貸付金	加入者への一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付
掛金等振替未収入金	保健経理における短期勘定からの掛金未振替分
長期性預金	信託銀行等が事業団との金銭及び有価証券の信託契約により運用している事業団の資金
長期貸付金	医療経理における奨学金
加入者貯金	貯金経理における加入者の貯金の受入・払出を処理する勘定
前受金	貯金経理における加入者貯金にかかる学校法人等からの事前送金分
償還金	貸付経理の加入者貸付金償還にかかる未処理分
長期借入金	福祉勘定において加入者貸付事業の財源として厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定から借入れた長期貸付金
資本剰余金	福祉勘定における、補助金や助成金等をもって取得した固定資産に対して、当該固定資産の価額に相当する金額を積み立てている別途積立金
欠損金補てん積立金	貯金経理において、将来の欠損金の補てんに充てるために一定金額に達するまで積み立てる利益金
貸付資金積立金	貸付経理において貸付事業の資金に充てるために積み立てる利益金

Ⅲ　貸借対照表に関する事項
１．金融商品関係
ア．金融商品の状況に関する事項
⑴　金融商品に対する取組方針
　福祉事業の貯金事業に関する業務を実施するため、資金運用を安全かつ効率的に行うこととしております。
⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制
　金融商品のうち、流動性を確保するための現金及び預金は信用リスクを内包しております。長期性預金は、国内債券のみで構成しており、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを内包しております。加入者貯金は、市場の混乱等により資金調達が困難となる資金流動性リスクを内包しております。これら運用資産のリスクについては、関係法令に基づき適切に管理しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、加入者貯金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期性預金	1,156,976,767,429	998,560,890,923	△ 158,415,876,506

ウ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（単位：円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
長期性預金	—	998,560,890,923	—	998,560,890,923

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期性預金

包括信託契約に基づき管理受託機関にその管理を委託しており、時価は契約単位ごとにそれぞれの管理受託機関が算出したものであること、かつ構成物の中には無調整の相場価格が必ずしも入手できない有価証券等があることから、レベル２に分類しております。

２．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役員及び職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を設けております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。厚生年金基金には加入しておりません。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

区　　分	令和８年３月31日現在
期首における退職給付債務	5,240,057,514
勤務費用	350,710,916
利息費用	108,481,562
数理計算上の差異の当期発生額	△ 223,273,787
退職給付の支払額	△ 218,502,074
期末における退職給付債務	5,257,474,131

⑶　退職給付に関連する損益

（単位：円）

区　　分	自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日
勤務費用	350,710,916
利息費用	108,481,562
数理計算上の差異の当期費用処理額	△ 223,273,787
合計	235,918,691

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　　分	令和８年３月31日現在
割引率	1.29％～4.60％
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	発生年度に一括処理

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	33,354,219,287円
自己収入等	△ 35,748,030,918円
法人税等	△ 967,000円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△ 2,394,778,631円

Ⅴ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、任継掛金還付等により608,067円を計上し、前期損益修正益として、保健費の戻入等により471,654円を計上しております。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	79,697,147,839円
定期預金	△ 63,830,000,000円
資金期末残高	15,867,147,839円

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

共済業務勘定

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部				
Ⅰ 流動資産				
現金及び預金		11,825,735,332		
未収入金		10,390,318		
掛金等振替未収入金		601		
立替金		6,954,912		
前払費用		2,132,783		
未収収益		12,222,177		
流動資産合計			11,857,436,123	
Ⅱ 固定資産				
1 有形固定資産				
建物	2,845,775,033			
減価償却累計額	△ 2,415,582,898	430,192,135		
構築物	84,412,775			
減価償却累計額	△ 75,971,488	8,441,287		
工具器具備品	159,639,674			
減価償却累計額	△ 92,491,918	67,147,756		
土地		583,156,700		
有形固定資産合計		1,088,937,878		
2 無形固定資産				
ソフトウェア		4,067,100,769		
ソフトウェア仮勘定		558,950,000		
無形固定資産合計		4,626,050,769		
3 投資その他の資産				
長期前払費用		136,222		
敷金・保証金		451,000		
投資その他の資産合計		587,222		
固定資産合計			5,715,575,869	
資産合計				17,573,011,992

負債の部				
Ⅰ 流動負債				
未払消費税		2,107,334		
未払金		4,972,781,546		
未払費用		30,674,760		
預り金		11,791,812		
引当金				
賞与引当金	114,386,350	114,386,350		
流動負債合計			5,131,741,802	
Ⅱ 固定負債				
引当金				
退職給付引当金	2,148,144,640	2,148,144,640		
固定負債合計			2,148,144,640	
負債合計				7,279,886,442
純資産の部				
Ⅰ 資本剰余金				
別途積立金㈱		3,236,243,437		
資本剰余金合計			3,236,243,437	
Ⅱ 利益剰余金				
積立金		6,343,105,709		
当期未処分利益		713,776,404		
（うち当期総利益		713,776,404）		
利益剰余金合計			7,056,882,113	
純資産合計				10,293,125,550
負債純資産合計				17,573,011,992

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ 損益計算書上の費用			
一般管理費		10,658,560,895	
臨時損失		310,806	
損益計算書上の費用合計			10,658,871,701
Ⅱ その他行政コスト			0
Ⅲ 行政コスト			10,658,871,701

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
一般管理費			
役員給与	40,274,872		
職員給与	1,185,441,132		
福利費	196,118,371		
一般管理経費	74,548,253		
業務管理費	7,865,825,981		
減価償却費	1,180,083,186		
賞与引当金繰入	114,386,350		
退職給付引当金繰入	1,882,750	10,658,560,895	
経常費用合計			10,658,560,895

経常収益		
受入金		
短期勘定より事務費受入	4,561,435,000	
厚生年金経理より事務費受入	4,679,777,000	
職域年金経理より事務費受入	1,143,429,000	
退職等年金給付勘定より事務費受入	531,198,000	10,915,839,000
補助金等収益㈱		
事務費国庫補助金収益㈱	247,794,000	247,794,000
財務収益		
受取利息	54,452,301	54,452,301
雑益		
雑益	21,536,910	21,536,910
経常収益合計		11,239,622,211
経常利益		581,061,316
臨時損失		
固定資産除却損	162,370	
財産処分損	145,270	
前期損益修正損	3,166	310,806
臨時利益		
退職給付引当金戻入	131,233,307	
前期損益修正益	1,792,587	133,025,894
当期純利益		713,776,404
当期総利益		713,776,404

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本剰余金	Ⅱ　利益剰余金			純資産合計
	別途積立金	積立金	当期未処分利益	利益剰余金合計	
			うち当期総利益		
当期首残高	3,217,021,731	6,050,530,803	311,796,612	6,362,327,415	9,579,349,146
当期変動額					
Ⅰ　資本剰余金の当期変動額					
固定資産の取得	27,309,621		△ 27,309,621	△ 27,309,621	—
固定資産の除却	△ 8,087,915		8,087,915	8,087,915	—
Ⅱ　利益剰余金の当期変動額					
⑴利益の処分					
利益処分による積立		292,574,906	△ 292,574,906	—	—
⑵その他					
当期純利益			713,776,404	713,776,404	713,776,404	713,776,404
当期変動額合計	19,221,706	292,574,906	401,979,792	713,776,404	694,554,698	713,776,404
当期末残高	3,236,243,437	6,343,105,709	713,776,404	713,776,404	7,056,882,113	10,293,125,550

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
人件費支出	△	1,613,850,928
その他の業務支出	△	7,224,820,600
共済掛金収入		85,278
他勘定からの受入れによる収入		10,915,839,000
補助金等収入㈱		247,794,000
その他の業務収入		41,824,816
小　　計		2,366,871,566
利息の受取額		44,366,332
業務活動によるキャッシュ・フロー		2,411,237,898
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△	27,000,000,000
定期預金の払戻しによる収入		16,000,000,000
有形固定資産の取得による支出	△	16,937,468
無形固定資産の取得による支出	△	970,880,000
敷金保証金の差入れによる支出	△	93,000
敷金保証金の返還による収入		204,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	11,987,706,468
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		—
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金の減少額	△	9,576,468,570
Ⅵ　資金期首残高		10,402,203,902
Ⅶ　資金期末残高		825,735,332

㈱　これは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			713,776,404
当期総利益		713,776,404	
Ⅱ　利益処分額			
別途積立金	△	95,820,577	
積立金		809,596,981	713,776,404

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　６～50年

構　築　物　10～40年

工具器具備品　３～20年

⑵　無形固定資産

定額法により行っております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．賞与引当金の計上基準

役員及び職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上しております。

３．退職給付に係る引当金の計上基準

役員及び職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理することとしております。

国との人事交流による出向職員であり国に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが明らかな役職員については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

４．消費税等の会計処理

税込方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産の取得取引に係るものは税抜方式によっております。

５．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
掛金等振替未収入金	共済業務勘定における短期勘定からの掛金未振替分
資本剰余金	共済業務勘定における、補助金や助成金等をもって取得した固定資産に対して、当該固定資産の価額に相当する金額を積み立てている別途積立金
事務費国庫補助金収益	国から短期給付事業及び年金等給付事業の事務を行うために共済業務勘定に対して交付される補助金

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

１．金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

共済業務全般に係る事務費用を負担する勘定であり、各給付勘定からの繰入金を財源としているため、資金運用は基本的に行わないこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

金融商品である現金及び預金は、信用リスクを内包しております。また、債務である未払金は、１年以内の支払期日であり、流動性リスクを内包しております。これら運用資産等のリスクについては、関係法令等に基づき適切に管理しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における現金は注記を省略しており、預金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役員及び職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を設けております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。厚生年金基金には加入しておりません。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

区　　分	令和８年３月31日現在
期首における退職給付債務	2,350,289,697
勤務費用	71,448,474
利息費用	51,501,985
数理計算上の差異の当期発生額	△　252,301,016
退職給付の支払額	△　72,794,500
期末における退職給付債務	2,148,144,640

⑶　退職給付に関連する損益

（単位：円）

区　　分	自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日
勤務費用	71,448,474
利息費用	51,501,985
数理計算上の差異の当期費用処理額	△　252,301,016
合計	△　129,350,557

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　　分	令和８年３月31日現在
割引率	1.29％～4.60％
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	発生年度に一括処理

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

1．業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	10,658,871,701円
自己収入等	△　11,124,854,105円
機会費用	1,115,400円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△　464,867,004円

2．機会費用の計上方法

国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

Ⅴ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、資格喪失等に伴う過納掛金還付により3,166円を計上し、前期損益修正益として、業務経費の戻入等により1,792,587円を計上しております。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	11,825,735,332円
定期預金	△　11,000,000,000円
資金期末残高	825,735,332円

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

裁決取消訴訟の判決確定の公告

第一東京弁護士会が同会所属弁護士加藤木正紀会員（登録番号25002）に対してなした懲戒処分（戒告・令和５年12月４日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（令和６年11月15日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、令和８年２月５日、東京高等裁判所において原告の請求を却下ないし棄却する旨の判決が、また、同年８月26日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

令和８年10月29日　　日本弁護士連合会

裁決取消訴訟の判決確定の公告

第一東京弁護士会が同会所属弁護士石嵜信憲会員（登録番号16223）に対してなした懲戒処分（戒告・令和６年11月１日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（令和７年３月18日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、令和８年３月25日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、同年９月17日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

令和８年10月29日　　日本弁護士連合会

公認会計士等の登録及び登録抹消の公告

令和８年10月中の公認会計士等の登録及び登録抹消者は、次のとおりにつき、公認会計士法第21条の２の規定により公告する。

令和８年11月１日　　日本公認会計士協会

〔開業登録〕

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
Ⅰ　公認会計士			
10月23日			
49109	鵜飼　大地	49110	鹿島　領人
49111	石野　玲於	49112	松尾　麗愛
49113	青木　陽和	49114	原　颯太
49115	梅月皇二郎	49116	小粥　二郎
49117	福田　幸子	49118	苗村　遥
49119	中嶋　来維	49120	中島　竜也
49121	森　翔麻	49122	三木　陽子
49123	竹澤　華実	49124	佐藤　新
49125	松浦　尚吾	49126	川合　航平
49127	藤岡可奈子	49128	井口　顕吾
49129	秋元　秀斗	49130	三宅　隆太
49131	平賀　理希	49132	守屋　蒼
49133	三本松　貴	49134	亀重　伸二
49135	花井　志朗	49136	石松　理奈
49137	江原　凛	49138	横井　孝哉
49139	鶴貝　智恵	49140	西山　遥
49141	岡本　知也	49142	森山　愛子
49143	佐々木悠太	49144	正躰　健祐

49145	佐野　太亮	49146	佐藤　礼楽
49147	岡戸　正義	49148	服部　優季
49149	盛川　正和	49150	南　太郎
49151	日髙悠起子	49152	竹牟禮麻衣
49153	末吉　晃希	49154	野内　敬太
49155	栗田　智紀	49156	栗原　友貴
49157	横山　有翼	49158	竹内　朋子
49159	大野　実弘	49160	松下　真大
49161	坂口　星也	49162	間宮　孝章
49163	大前　浩美	49164	杉本　菜緒
49165	石原　拓人	49166	二見航太郎
49167	桑田　悠次	49168	寺門　天彌
49169	比嘉　航也	49170	亀井　慧吾
49171	山本　幾巳	49172	荻原　廉
49173	中田　彩恵	49174	福地　陽
49175	溝口　竜平	49176	安並　颯太
49177	武田　光友	49178	深山　達平
49179	内田　開	49180	大住真一郎
49181	齋藤　彰彦	49182	萱野　光雅
49183	大山　莞	49184	堤　大樹
49185	唐澤　健吾	49186	歌津　彰悟
49187	尾嶋　理	49188	茂木　孝之
49189	佃　悠介	49190	三井麻衣子
49191	堀内健太郎	49192	床枝　秀斗
49193	小澤　真衣	49194	塩田　賢

〔登録抹消〕

登録番号	氏　名	抹消の理由	抹消の日
Ⅰ	公認会計士		
3153	陣川　公平	死　亡	8. 7.13
6019	永井　乙彦	死　亡	8. 8.26
6555	萩原　英彦	死　亡	8. 8.27
6704	伊東　秀志	死　亡	8. 8.16
7262	藤浪　洋介	死　亡	8. 8.26
11085	鵜澤　實	死　亡	8. 9. 4
19868	浅井　徹	死　亡	8. 8.24
28379	森　浩彰	死　亡	8. 6.15
29134	後藤　克仁	死　亡	8. 9.21
3746	仲崎　義弘	業務廃止	8.10.23
5286	山中　俊廣	業務廃止	8.10.23
5673	小澤　裕	業務廃止	8.10.23
7437	上野　光正	業務廃止	8.10.23
7777	五木田　明	業務廃止	8.10.23
8003	乾　紀彦	業務廃止	8.10.23
8099	不破　邦俊	業務廃止	8.10.23
9272	山本　香澄	業務廃止	8.10.23
10238	中村　雅晴	業務廃止	8.10.23
10533	劔山　清	業務廃止	8.10.23
12787	田中　重信	業務廃止	8.10.23
13958	萩野　眞司	業務廃止	8.10.23
14104	羽入　敏祐	業務廃止	8.10.23
27876	前田　宏童	業務廃止	8.10.23
28862	本田　了子	業務廃止	8.10.23
33391	熊谷　穣	業務廃止	8.10.23
34172	富田一太郎	業務廃止	8.10.23
35302	須内　哲郎	業務廃止	8.10.23
Ⅱ	会計士補		
10534	山本　団	業務廃止	8.10.23

税理士登録者公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により令和８年10月21日税理士名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和８年10月21日　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
160258	冨岡勇次郎	160259	加藤　光治
160260	矢野根浩昭	160261	穴井　佳洋
160262	宮崎　一成	160263	三又　康代
160264	中岡　俊晃	160265	西山　実希（田中　実希）
160266	寺澤　瑞希	160267	本間　弘一
160268	玄　和哲	160269	本間　恭子
160270	鈴木　善也	160271	花水　祐士
160272	三浦　彩乃	160273	神谷　明広
160274	五十嵐彩恵	160275	里見　律夫
160276	東　智江美	160277	吉田　孝之
160278	今泉　雄太	160279	前田　智美
160280	橋脇　健弘	160281	武山　晶則
160282	長井　佑馬	160283	小渡　良太
160284	尾形　悠佑	160285	皆川　颯太
160286	加藤　理路	160287	大木　稔
160288	北城　徹	160289	福坂　光記
160290	米田　祥隆	160291	田中　貴大
160292	小杉　直弘	160293	目黒　優作
160294	山﨑　智史	160295	鈴木総太朗
160296	髙盛　洋明	160297	田岡　昌彦
160298	山口　和廣	160299	秋葉　靖文
160300	佐藤　洋	160301	黒澤　和成
160302	岩城　恵	160303	水口　倫
160304	白土　雅明	160305	岩淵　貴史
160306	青木　宏介	160307	髙橋　諒
160308	中島　瑞穂	160309	阿部　史生
160310	三井　海里	160311	河西　聡
160312	松尾　進司	160313	村山　菜摘
160314	服部　奈菜	160315	井上　直人
160316	江本　磨奈	160317	矢部　章江
160318	佐々木優夏	160319	秋川　僚平
160320	藤田　明子	160321	島田　晋作
160322	杉田くるみ	160323	五十畑直登
160324	島　健祐	160325	稲瀬貴美代
160326	西袋　寿彦	160327	髙山　邦彦
160328	澤井　勝美	160329	相川　雅樹
160330	西村　英希	160331	大谷　一将
160332	橋本　和子	160333	青木　愛世
160334	廣瀬加代子	160335	髙梨　英樹
160336	新井　空翔	160337	中村　崇宏
160338	二宮　裕介	160339	横山　圭介
160340	松島　勇斗	160341	別所　宏康
160342	伊藤　潔	160343	河瀬　里美
160344	今井　利次	160345	平野　由香
160346	田村　友果	160347	伊藤　貴文
160348	谷口　一平	160349	石井　弥範
160350	増田　達也	160351	佐野　茂生
160352	中山　竜二	160353	中嶋　隆一（川村　隆一）
160354	菅原　明彦	160355	土　智子
160356	内藤　治之	160357	杉本　眞一
160358	鈴木　賀久	160359	矢野　慎二
160360	柳田美由紀	160361	坂本　達哉
160362	廣瀬　訓久	160363	福島　進
160364	福田　和夫	160365	廣畠　正訓
160366	唐澤　正浩	160367	林　登美夫
160368	小林　由治	160369	池田　益夫
160370	上村　雅之	160371	伏木生祐子
160372	佐藤　和彦	160373	川崎　裕司
160374	土屋　知之	160375	菅谷佑里佳
160376	山口　真広	160377	蟻塚　広志
160378	森口　徹仁	160379	清水　竜之
160380	寺澤　一	160381	傳川　和広
160382	小林　猛	160383	山崎　茂
160384	宮田　恭裕	160385	笠島　幹男
160386	森田　宏明	160387	野村　太郎
160388	上中　寿孝	160389	渡邊　康夫
160390	齊藤　勉	160391	樋口　俊郎
160392	中村　学	160393	元木　克典
160394	吉本　則行	160395	倉田　忠宗
160396	米吉　亜美	160397	藤本　和臣
160398	川畑　泰彦	160399	山本　訓寛
160400	北山　英治	160401	田村あおい
160402	白井　大紀	160403	木村　彰宏
160404	田伏　華子	160405	植戸　祐介
160406	坂本　雄二	160407	大川　俊介
160408	吉永　勝	160409	後藤　昌弘
160410	川眞田祐介	160411	倉井　杏子
160412	久保　晃一	160413	三輪　匠美（稲葉　匠美）
160414	細川　良太	160415	難波　明星
160416	緒方　夕子（中川　夕子）	160417	枝木　成晃
160418	志野　公俊	160419	佐久間玄任
160420	藤崎　祐希	160421	泉澤　百代
160422	玉山　英祐	160423	坂部　昌美
160424	工藤　博志	160425	松岡　祐樹
160426	藤原　博伸	160427	花香　雅美
160428	神村慎一朗	160429	室橋　利安
160430	梅田　知央	160431	千葉　光
160432	風張　勇大	160433	木村　保徳
160434	高橋　宏道	160435	加藤　昌巳
160436	小関由佳子	160437	行野　翔太
160438	鈴原　啓一	160439	渡辺　聡
160440	市川　元美	160441	松野　和彦
160442	鬼頭　勇気	160443	李　雪
160444	皆川　敏浩	160445	青葉　康至
160446	田北　賢行	160447	廣中　剛臣
160448	柴田　拳吾	160449	中村　和寛
160450	鈴木　彬人	160451	西　和宏
160452	岡田　綾香	160453	向井　俊二
160454	長田　勇一	160455	上岡　桃子
160456	西本　準司	160457	西内　勝
160458	田邉　靖	160459	谷川　恭嗣
160460	藤田　和也	160461	小島　歩美
160462	松棟　孝志	160463	半澤万里香
160464	市野　勝也	160465	藤本　高士
160466	門原　亮人	160467	樺山　雅光
160468	松永　光弘	160469	高尾　マリ
160470	太田　圭次	160471	中島　一人
160472	峰　麻衣子（小堀麻衣子）	160473	簑原　敦子
160474	関戸　裕信	160475	松田　譲二
160476	飯開　義幸	160477	田部　帝治
160478	矢上　勝久	160479	原　一孝
160480	日髙　康輔	160481	森　正幸
160482	庄司　敦	160483	宮里　真也
160484	島袋　俊吾		

弁理士登録公告

令和８年10月28日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
10月28日	24087	石井　孝明
10月28日	24088	坪田　匡史

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
令和８年10月12日	17567	飯野　修司	申請抹消
令和８年10月15日	10271	在原　元司	申請抹消

令和８年11月16日　日本弁理士会

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

令和８年11月16日　山形県教育委員会

１　取上げ処分を行った免許状

氏名　遠藤　淳、本籍地　山形県

免許状の種類等、授与年月日、授与権者

(1)高等学校教諭一種免許状（保健体育）

令６高一第242号、令和７年３月19日

新潟県教育委員会

２　処分年月日　令和８年10月９日

３　処分事由

教育職員免許法第11条第３項該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別不詳、身長163cm位、着衣及び所持品なし

上記の者は、令和８年６月17日午前10時20分頃山形県最上郡戸沢村大字津谷1376番地２所在の金打坊公民館南南西図則370m先最上川河川内において一部白骨した状態にて発見されたもので、死後１か月から１年程度経過したものと推定される。死因は不明。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当村健康福祉課福祉係までお申し出ください。

令和８年11月16日

山形県　戸沢村長　加藤　文明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢不明

上記の者は、令和８年10月12日午後２時25分頃、千葉県夷隅郡大多喜町小田代370番地の山林内で白骨化した状態で発見されたもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は睦沢町大円寺敷地内納骨堂に保管してありますので、心当たりの方は、当町健康福祉課まで申し出てください。

令和８年11月16日

千葉県　大多喜町長　平林　昇

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、靴下（ミズノの黒色ロゴマーク入り、左足のみ）所持

上記の者は、令和７年４月29日午後４時頃、江東区若洲３丁目１番３号東京都立若洲海浜公園南東側テトラポットで死亡しているところを発見されました。死亡日は令和７年１月頃（推定）。

遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

令和８年11月16日

東京都　江東区長　大久保朋果

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

岩手県盛岡市加賀野四丁目二番二七号

有限会社ホーム・リアノ

清算人　山本　希

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

宮城県仙台市若林区南染師町四九番地の二

有限会社コスモススズキ

清算人　鈴木　典幸

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

栃木県小山市東城南五丁目二四番地一四

株式会社ＦＲＯＭ栃木

代表清算人　中島綜一郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野二丁目九番三号

有限会社ウチダ

清算人　内田　義昭

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

埼玉県所沢市緑町二丁目三番一九号

ブレス株式会社

代表清算人　劉　佩貞

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

埼玉県草加市栄町二丁目九番一号

合同会社ベルノ

清算人　河野　直也

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

埼玉県さいたま市南区白幡四丁目二番一〇ライフピア武蔵浦和二〇三号

株式会社円企画

代表清算人　寺﨑　瑛一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都大田区池上八丁目二七番一号

有限会社名川工務店

清算人　名川　浩人

解散公告

当社は、令和八年十月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都中央区銀座六丁目六番一号銀座風月堂ビル五Ｆ　ＢＴ　Ｐｏｗｅｒ株式会社

代表清算人　チョウ　ケンシュ

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ　ＡＣ２０１般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和八年十一月六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

特定目的会社７Ｃ

代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号シルスフィア会計事務所内

ＳＡＩＪＰ１合同会社

清算人　稲葉　孝史

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都港区南麻布四丁目一〇番二一号

ＴＢＳジャパン株式会社

代表清算人　石川　卓

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都荒川区荒川八丁目九番一〇号

合同会社マツミ運送

清算人　松見　清美

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都中央区八重洲一丁目五番二〇号

Ｎｅｗｔ株式会社

代表清算人　藤川　淳史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都千代田区紀尾井町七番一号

合同会社ｍａｎａ

清算人　江尻智津子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都板橋区小豆沢三丁目一〇番一〇―八〇三号

合同会社Ｒｅｃｔａ港

清算人　佐藤　隆

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｈｉｊｅｔ　Ⅱ特定目的会社

代表清算人　遠山　壮一

解散公告

当社は、令和八年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都東大和市南街三丁目四七番地の一

有限会社中村商会

清算人　中村　一惠

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都豊島区東池袋二丁目三二番二〇号

合同会社宝来

清算人　関　信哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都世田谷区宮坂二丁目一五番五号

有限会社鈴木花店

清算人　鈴木　俊夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社ＫＲＥ

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

株式会社アルバクリス

代表清算人　中村　駿吾

解散公告

当社は、令和八年十一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都立川市錦町六丁目一〇番九号

株式会社小川工業

代表清算人　小川　和人

解散公告

当社は、平成二十七年十二月十五日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都中野区野方六丁目五一番一二号

株式会社マースホーム

代表清算人　大石　豊

解散公告

当社は、令和八年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都江東区東陽四丁目七番一四号

株式会社スリーエス

代表清算人　渋谷　真一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都中央区築地四丁目三番一二―三〇三号

合同会社ｆｌｉｐｐｅｒ

清算人　小林　大介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

麻布台プロパティー合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

神奈川県秦野市羽根一九六番地

有限会社ＣＯＭＳＡＴ

清算人　山口　忠男

解散公告

当社は、令和八年十月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

神奈川県横浜市神奈川区金港町五―一四

クアドリフォリオ八階　合同会社プラナコ

清算人　川名　貴大

解散公告

当法人は、令和八年九月二十四日基本財産の滅失による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

横浜市西区みなとみらい三丁目七番二―六〇八号

一般財団法人日本モンゴル未来財団

代表清算人　前野　茂雄

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

富山県下新川郡朝日町平柳六二八番地一

一般社団法人レッツあさひ

代表清算人　善田洋一郎

解散公告

当社は、令和八年十一月一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

石川県小松市白山町四五番地

山崎合同会社

清算人　山崎　豊徳

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

長野県佐久市岩村田一八九〇番地六

室作商会株式会社

代表清算人　室作　利明

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

静岡市葵区足久保口組一五一番地の九五

テクノライン株式会社

代表清算人　小原　秀樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

静岡県富士市三ツ沢二八四番地の二

有限会社鈴木建材

清算人　鈴木　初夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右の期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年十一月十六日

静岡県三島市西若町七―四二―二〇一

M―style合同会社

清算人　山田　充洋

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

名古屋市中区丸の内二丁目一九番一九号丸の内ヒルズ一F

株式会社ツバキユニオンレーベル

代表清算人　岡崎美有紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

愛知県清須市新清洲六丁目二番地四

株式会社KASAI

代表清算人　劉　治子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

名古屋市守山区森宮町九三番地

株式会社ダイコク

代表清算人　北村　友美

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

名古屋市中村区中島町三丁目四四番地

株式会社岩田

代表清算人　岩田　英嗣

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

愛知県名古屋市南区西又兵ヱ町二丁目一〇番地の一　一般社団法人全国健康介護協会

代表清算人　瀬口　志保

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

名古屋市北区楠味鋺一丁目八一二番地

マーキュリー合同会社

清算人　リベルテ地所株式会社

職務執行者　瀬口　靖生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

滋賀県栗東市小野二二四番地の一三九

株式会社イサオ

代表清算人　仁井田　功

解散公告

当社は、令和八年十月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

京都市中京区堺町通三条下る道祐町一四一番地―四一〇号室　辰墨空間合同会社

清算人　閆　浩

解散公告

当社は、令和八年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市旭区赤川二丁目七番七号

億鑫メディカルテクノロジー株式会社

代表清算人　蘇　銘哲

解散公告

当法人は、令和八年十月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市北区西天満五丁目三番一〇号ウォーターエンジニアリング内

特定非営利活動法人水フォーラム21

清算人　中本　正明

解散公告

当法人は、令和八年七月十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪府吹田市内本町三丁目一番八号

特定非営利活動法人ボンジョルノフットボールクラブ

清算人　植村　博光

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市淀川区西中島六丁目七番一一号

株式会社プレセア

代表清算人　黄堂　泰昌

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市都島区片町二丁目一番三一号

大阪プラス工業株式会社

代表清算人　盛田　節生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市生野区林寺五丁目四番三〇号

Ｈｏａｎｇ Ｔｒｕｏｎｇ合同会社

清算人　ゴ・クアン・フアン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪府柏原市安堂町二二一番地の三グレープヒル安堂二〇三号室

合同会社Ｌａ　ａｌｏｈｉ

清算人　石川　貴恵

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

兵庫県伊丹市伊丹一丁目三番一六号

有限会社忠見商会

清算人　忠見まさ子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

兵庫県丹波篠山市西阪本五六四番四

ＮＰＯ法人Ｎａｔｕｒａｌ Ｂａｃｋｙａｒｄ Ｆａｃｔｏｒｙ

清算人　足立　伸也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

広島県三原市大和町蔵宗一五四七番地の二

有限会社庄屋

清算人　田中　惠子

解散公告

当社は、令和八年十月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

山口県宇部市東平原一丁目一〇番二―九号

有限会社江山企画

清算人　江山　幸江

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

山口市桜畠二丁目五番二三号

中国住宅建設工業株式会社

代表清算人　笠原　正治

解散公告

当法人は、令和八年十月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

香川県高松市木太町一六五八番地七

一般社団法人日本美学協会

代表清算人　森本　圭典

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

福岡県北九州市若松区ひびきの一番八号

株式会社イノヴェックス

代表清算人　桐畑　剛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

福岡市中央区大名一丁目九番四号イニシアイオ大名二〇二

Ａｋａｎｅ合同会社

清算人　仲野　修輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一九番一七号トーカン博多第５ビル三一二号室

株式会社ダイノリープ

代表清算人　川端　明

解散公告

当社は、令和八年十月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

長崎県長崎市小ヶ倉町三丁目六番地

三洋テック株式会社

代表清算人　山道　洋樹

解散公告

当法人は、令和八年十一月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大分県杵築市大字猪尾六四番地五

特定非営利活動法人みどりの葉

清算人　木元　朝子

解散公告

当社は、令和八年十一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大分県杵築市大字猪尾六三番地の一

株式会社ホワイトブルーコンサルタント

代表清算人　木元　朝子

解散公告

当社は令和八年九月三十日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

宮崎県東臼杵郡門川町中須五丁目四二番地

東興海事株式会社

代表清算人　山口　勝偉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

宮崎県宮崎市高岡町浦之名三二五〇番地一

有限会社入田木材

清算人　入田　兼満

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

沖縄県那覇市三原二丁目七番三一号

有限会社我部商店

清算人　我部　嘉宏

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年十月十四日福島地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

福島県福島市山田字神場五番地

清算法人龍音寺

清算人　井上　航

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都江戸川区瑞江二丁目二二番五号グリーンハウス下鎌田一階B号室

医療法人社団浩然会

清算人　渡邊　浩次

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年十月六日長野県知事の認可により解散しましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

長野県安曇野市明科中川手六八二四番地一

安曇野市明科川西土地改良区

代表清算人　遠藤　宏一

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年十月二十七日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内に申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪府吹田市泉町一丁目三番四〇号

清算法人吹田土地改良区

代表清算人　村田　幸夫

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年九月十日広島県知事の命令により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

広島県呉市豊浜町大字豊島八八九番地一

清算法人豊田郡豊浜町土地改良区

清算人　髙野　信行

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月八日高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

香川県三豊市山本町二三二三番地

宗教法人般若寺

清算人　弁護士　秋月　智美

連絡先　香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号グランシャトー坂本二階

有明法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

千葉県白井市大山口二丁目三番三号

医療法人社団宝樹会

清算人　森川　眞一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

愛知県大府市月見町三丁目八八番地

医療法人バンビ会

清算人　伴　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道茅部郡森町字森川町一〇番地一〇、最後の住所札幌市中央区南八条西七丁目一〇三六番地安藤マンション六号

被相続人　亡　蛯子　君江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

札幌市中央区北一条西九丁目三番地二七第三古久根ビル五階札幌あすかぜ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　川北　映輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区曙九条二丁目一番、最後の住所札幌市手稲区手稲山口五五〇番地

二　北都病院　被相続人　亡　大谷　幸弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

札幌市中央区南一条西十一丁目三二七番地

八　RICH南1条ビル六階　弁護士法人竹村合同法律事務所札幌事務所

相続財産清算人　弁護士　清水　友香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡七戸町字七戸五九番地、最後の住所青森県上北郡七戸町字上町野一二番地

被相続人　亡　蛯名　久樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

青森市長島三丁目一八番六号　小野・清水共同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　清水　和秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡最上町大字向町八一五番地七、最後の住所山形県最上郡最上町大字向町八一五番地の七　被相続人　亡　金田　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

群馬県桐生市元宿町四番七号元宿ビル二Ｆ　相続財産清算人　司法書士　木口　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市馬橋五〇七番地二、最後の住所千葉県松戸市馬橋五〇七番地の二　被相続人　亡　伊勢　晴男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

茨城県牛久市柏田町三〇四七番地二四　司法書士塚本事務所　相続財産清算人　塚本　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県みどり市大間々町大間々一二八番地一〇、最後の住所群馬県桐生市新里町新川三九〇三番地一　被相続人　亡　松井　直人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九　京阪松戸ビル五階　東葛総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　萩原　得誉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区北新宿一丁目三四二番地、最後の住所東京都新宿区上落合三丁目一九番二号　被相続人　亡　金原　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一二号日本ガス協会ビル五階ＬＭ虎ノ門南法律事務所　相続財産清算人　弁護士　曽根　翼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市大町三丁目一八二六番地、最後の住所横浜市栄区笠間四丁目五番一六―五〇一号　被相続人　亡　阿部謙治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

事務所横浜市中区相生町一丁目三　モア・グランド関内ビル三階　相続財産清算人　弁護士　中村真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市岩村田八三七番地、最後の住所長野県飯田市上郷黒田二二七三番地五　被相続人　亡　吉田伊佐男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

長野県飯田市育良町二丁目五番三号　相続財産清算人　弁護士　松澤　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市宮下三〇一番地一六、最後の住所静岡県富士市宮下三〇一番地の一六　被相続人　亡　古牧　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

静岡県富士市永田町一丁目一五番地　中村ビル一〇二　フジタ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　藤田　峻弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市中島一六三番地五、最後の住所静岡県富士市中島一六三番地の五　被相続人　亡　天野　尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇　弁護士法人杉山法律事務所　相続財産清算人　弁護士　杉山　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市宝町三六八番地、最後の住所愛知県蒲郡市宝町一四番四号　被相続人　亡　神谷　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番地一　ＷＡＬＬ　ＣＡＰＩＴＡＬ　ＨＩＬＬ　Ａ号室　福岡法律事務所　相続財産清算人　弁護士　福岡　孝往

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区古出来一丁目七一三番地、最後の住所愛知県瀬戸市東茨町一七番地の五　被相続人　亡　丹羽　巴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号　名古屋丸の内ビル七階　せせらぎ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　山口　季男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区生江二丁目四番、最後の住所大阪府大阪市旭区生江二丁目四番一二号　被相続人　亡　藤村　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市北区西天満三丁目一四番六号セン　チュリー西天満ビル二階　相続財産清算人　弁護士　工藤　大基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋二丁目一―一八―六〇一、死亡の場所大阪市西成区、死亡年月日令和六年十一月下旬頃（推定）、出生の場所不明、出生年月日不明、職業不明　被相続人　亡　（推定）三田　成光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市北区西天満一丁目一〇番八号西天満第一一松屋ビル三〇六　相続財産清算人　弁護士　大山　弘通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市走谷一丁目八番、最後の住所大阪府枚方市牧野北町五番四―六一〇号　被相続人　亡　星　勝也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市中央区博労町一丁目七番一六号ｙｔｃビル三階　リード総合法律会計事務所　相続財産清算人　弁護士　吉田　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字椿東五六四五番地、最後の住所大阪府大阪市旭区大宮三丁目二〇番二二―六〇四号　被相続人　亡　小野村容子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪府大阪市北区西天満二丁目九番一四号北ビル三号館七階

相続財産清算人　弁護士　佐井　利信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県赤穂郡上郡町上郡一番地、最後の住所神戸市長田区滝谷町一丁目六番六一八号　被相続人　亡　高田　靖子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

神戸市中央区西町三五番地三井神戸ビル二階新神戸法律事務所

相続財産清算人　弁護士　種谷有希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市松山町一四番、最後の住所岡山県倉敷市北畝五丁目一二番二八号　被相続人　亡　松崎　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

岡山県岡山市北区春日町五番六号

相続財産清算人

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市能美町中町八三四番地一、最後の住所広島県江田島市能美町中町三三七四番四　被相続人　亡　川崎　道男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十八日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

広島市中区上幟町二番三一―三〇四号

相続財産清算人　司法書士　杉原　和巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区大字楠橋七九四番地、最後の住所北九州市八幡西区楠橋南一丁目七番三四号　被相続人　亡　前田佐和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

北九州市小倉北区室町二丁目一一番一九号A&Aビル二〇二号　阿野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　阿野　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県遠賀郡遠賀町広渡一丁目一九〇二番地五七、最後の住所福岡県遠賀郡遠賀町広渡一丁目二五番二号　被相続人　亡　松田　剛治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

福岡県北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア三階

相続財産清算人　弁護士　阿部　哲茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区大江三丁目一番、最後の住所熊本市中央区新大江三丁目一一番四―一六号　被相続人　亡　川添　徹矢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

熊本市中央区帯山三―三五―一―一〇三

相続財産清算人　司法書士　杉本　裕志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市川辺町下山田一七七六番地、最後の住所鹿児島市下福元町九五六三番地　特別養護老人ホームはっぴー園　被相続人　亡　日吉　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

鹿児島市住吉町一三番一号　ハーバーフロントビル四階　きとう司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　木藤　貴文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市小野原町八五一番地二、最後の住所鹿児島県鹿屋市小野原町八五一番地二　被相続人　亡　大淵　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

事務所鹿児島県垂水市田神三四九五番地一

村山ビル二階國師司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　國師　博文

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　齊藤　寛

住所　静岡県三島市梅名四三八番地の四

生年月日　昭和五十年八月三十日

二　供託所　静岡地方法務局沼津支局

三　供託番号　令和八年度金第九〇六号

四　供託金額　二百九十八万四千七百四十七円

五　裁判所　静岡家庭裁判所沼津支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　平成二十七年（家）第八一一三号

令和八年十一月十六日

静岡県裾野市平松四七四番地　ＴＡＫビルⅡ―二〇二　マーブル法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　鈴木　秀忠

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　原　宏朗

従来の住所　名古屋市天白区元八事一丁目二四五番地　朝日ビル一〇一号

生年月日　昭和十六年二月十三日

二　供託所　名古屋法務局

三　供託番号　令和八年度金第四二五七号

四　供託金額　一、三三二、三八八円

五　裁判所　名古屋家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇一二号

令和八年十一月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号　ＦＬＥＺＩＯ　ＬＡ二階　弁護士法人かみすき法律事務所　久屋大通事務所

不在者財産管理人　弁護士　小田原宏之

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　深田　すみ

住所　不明

生年月日　明治三十七年四月十一日

二　供託所　神戸地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第一八六〇号

四　供託金額　一七八、六一〇円

五　裁判所　神戸家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第四〇四一〇号

令和八年十一月十六日

兵庫県神戸市中央区花隈町二三番二三号　第二花隈ダイヤハイツ一〇一号　神戸花くま法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　野田　倫子

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために、長年に亘り連絡が取れない無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として合祀墓に改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年十一月十六日

一、墳墓等所在地　埼玉県さいたま市西区三橋五―一五〇五

一、墳墓等の名称　青葉園

一、墳墓等区画番号及び死亡者の本籍と氏名

①六区一七列一六一番　本籍不明　鈴木芳子

②一一区一二列五八番　本籍不明　高山實

③一一区一八列六一番　本籍不明　鈴木要造

一、改葬を行おうとする者　埼玉県さいたま市西区三橋五―一五〇五　公益財団法人青葉園　代表理事　吉田　奉行

一、連絡先　青葉園管理事務所（電話〇四八―六二三―二一一一）

第 13 期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

シアンリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,840
	合計	3,840
負純債資産及のび部	株主資本	3,840
	資本金	7,000
	利益剰余金	△3,159
	（その他利益剰余金）	（△3,159）
	合計	3,840

㈱　当期純利益　50,725千円

第 22 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日

東京都渋谷区広尾一丁目11番２号

ＴＴプリンシパル株式会社

代表取締役　畠中　純

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	137,684
	固定資産	18,120
	資産合計	155,804
負純債資産及のび部	流動負債	26,238
	固定負債	49,980
	株主資本	79,585
	資本金	30,000
	利益剰余金	49,585
	利益準備金	882
	その他利益剰余金	48,703
	（うち当期純利益）	（1,544）
	負債・純資産合計	155,804

第 51 期決算公告　令和８年11月16日

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目７番１号

電力ビル本館５階

空調企業株式会社

代表取締役　勝又　雅浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	471,997
	固定資産	287,568
	資産合計	759,565
負純債資産及のび部	流動負債	260,973
	固定負債	123,371
	株主資本	364,257
	資本金	40,000
	利益剰余金	324,257
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	314,257
	（うち当期純利益）	（5,392）
	評価・換算差額等	10,963
	負債・純資産合計	759,565

第９期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

コーズウェイリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,842,093
	固定資産	1,288,961
	合計	5,131,055
負純債資産及のび部	流動負債	1,027,256
	固定負債	5,159,366
	株主資本	2,688
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,311
	（その他利益剰余金）	（△2,311）
	評価・換算差額等	△1,058,256
	（繰延ヘッジ損益）	（△1,058,256）
	合計	5,131,055

㈱　当期純損失　312千円

第 10 期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ドルフィーリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,333,930
	固定資産	0
	合計	2,333,930
負純債資産及のび部	流動負債	747,492
	固定負債	2,057,002
	株主資本	2,317
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,682
	（その他利益剰余金）	（△2,682）
	評価・換算差額等	△472,882
	（繰延ヘッジ損益）	（△472,882）
	合計	2,333,930

㈱　当期純損失　312千円

第 12 期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ラリマーリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,901
	合計	3,901
負純債資産及のび部	株主資本	3,901
	資本金	7,000
	利益剰余金	△3,098
	（その他利益剰余金）	（△3,098）
	合計	3,901

㈱　当期純損失　302千円

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ウィンドリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,700
	合計	4,700
負純債資産及のび部	株主資本	4,700
	資本金	5,000
	利益剰余金	△299
	（その他利益剰余金）	（△299）
	合計	4,700

㈱　当期純損失　299千円

第２期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

スピネルリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,038,592
	固定資産	3,407,889
	合計	4,446,481
負純債資産及のび部	流動負債	285,718
	固定負債	4,278,643
	株主資本	4,456
	資本金	5,000
	利益剰余金	△543
	（その他利益剰余金）	（△543）
	評価・換算差額等	△122,336
	（繰延ヘッジ損益）	（△122,336）
	合計	4,446,481

㈱　当期純損失　247千円

第２期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

スピネルリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,038,589
	固定資産	3,407,889
	合計	4,446,478
負純債資産及のび部	流動負債	285,718
	固定負債	4,278,643
	株主資本	4,453
	資本金	5,000
	利益剰余金	△546
	（その他利益剰余金）	（△546）
	評価・換算差額等	△122,336
	（繰延ヘッジ損益）	（△122,336）
	合計	4,446,478

㈱　当期純損失　247千円

第 10 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日

東京都港区西新橋二丁目８番６号

株式会社カケハシ

代表取締役　中川　貴史

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,801,389	流動負債	2,307,467
固定資産	8,553,550	（賞与引当金）	（28,021）
		固定負債	7,654,777
		株主資本	5,931,767
		資本金	100,000
		資本剰余金	7,775,434
		資本準備金	7,547,204
		その他資本剰余金	228,230
		利益剰余金	△1,943,666
		その他利益剰余金	△1,943,666
		（うち当期純損失）	（1,943,666）
		新株予約権	460,926
資産合計	16,354,939	負債・純資産合計	16,354,939

決　　算　　公　　告

令和８年 11 月 16 日

東京都板橋区蓮沼町８番６号

株式会社サイトウ製作所

代表取締役　齋藤　智義

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	955,646	流動負債	111,032
固定資産	601,505	固定負債	583,808
		引当金	1,097
		株主資本	861,215
		資本金	40,000
		資本剰余金	311
		資本準備金	311
		利益剰余金	820,904
		利益準備金	24,805
		その他利益剰余金	796,099
		（うち当期純利益）	（113,746）
資産合計	1,557,152	負債・純資産合計	1,557,152

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

サブレリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,704
	合計	**4,704**
負債及び純資産の部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	**4,704**

（注）当期純損失　295千円

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ウィンドリーシング３株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,704
	合計	**4,704**
負債及び純資産の部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	**4,704**

（注）当期純損失　295千円

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ウィンドリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,704
	合計	**4,704**
負債及び純資産の部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	**4,704**

（注）当期純損失　295千円

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ストリームリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,997
	合計	**4,997**
負債及び純資産の部	株主資本	4,997
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2
	（その他利益剰余金）	（△2）
	合計	**4,997**

（注）当期純損失　2千円

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

サブレリーシング３株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,704
	合計	**4,704**
負債及び純資産の部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	**4,704**

（注）当期純損失　295千円

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

サブレリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,704
	合計	**4,704**
負債及び純資産の部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	**4,704**

（注）当期純損失　295千円

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ファンリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,997
	合計	**4,997**
負債及び純資産の部	株主資本	4,997
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2
	（その他利益剰余金）	（△2）
	合計	**4,997**

（注）当期純損失　2千円

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ストリームリーシング３株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,997
	合計	**4,997**
負債及び純資産の部	株主資本	4,997
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2
	（その他利益剰余金）	（△2）
	合計	**4,997**

（注）当期純損失　2千円

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ストリームリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,997
	合計	**4,997**
負債及び純資産の部	株主資本	4,997
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2
	（その他利益剰余金）	（△2）
	合計	**4,997**

（注）当期純損失　2千円

第１期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ファンリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,997
	合計	**4,997**
負債及び純資産の部	株主資本	4,997
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2
	（その他利益剰余金）	（△2）
	合計	**4,997**

（注）当期純損失　2千円

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,960,495
	固定資産	2,090,229
	合計	**4,050,725**
負債及び純資産の部	流動負債	645,547
	（賞与引当金）	（56,279）
	固定負債	54,623
	（退職給付引当金）	（54,623）
	株主資本	3,350,554
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,340,554
	その他利益剰余金	3,340,554
	（うち当期純利益）	（452,855）
	合計	**4,050,725**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコネクタに係る試作事業（生産部設備課に係るものに限る。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

東京都町田市原町田五丁目三番二四号

（甲）I－PEX Electronics株式会社

代表取締役　タン・ゲック・ホン

島根県松江市北陵町一二番地

（乙）I－PEX島根株式会社

代表取締役　原　昭彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコネクタ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) https://corp.i-pex.com/ja/ir/e_publicnotice

令和八年十一月十六日

島根県松江市北陵町一二番地

(甲) I－PEX島根株式会社

代表取締役　原　昭彦

京都市下京区水銀屋町六三七番地

(乙) I－PEX株式会社

代表取締役　小西　玲仁

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,960,495
	固定資産	2,090,229
	合計	4,050,725
負債及び純資産の部	流動負債	645,547
	（賞与引当金）	(56,279)
	固定負債	54,623
	（退職給付引当金）	(54,623)
	株主資本	3,350,554
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,340,554
	その他利益剰余金	3,340,554
	（うち当期純利益）	(452,855)
	合計	4,050,725

第１期決算公告

令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ファンリーシング３株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,997
	合計	4,997
負債及び純資産の部	株主資本	4,997
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2
	（その他利益剰余金）	(△2)
	合計	4,997

(注)　当期純損失　2千円

第　10　期　決　算　公　告

令和８年11月16日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

特定目的会社７Ｃ

代表清算人　鄭　武壽

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産	13,448,576	流動負債	623,131
流動資産	13,448,576	負債合計	623,131
		社員資本	12,825,445
		特定資本金	100
		優先資本金	5,260,901
		剰余金	7,564,443
		当期未処分利益	7,564,443
		純資産合計	12,825,445
資産合計	13,448,576	負債・純資産合計	13,448,576

損益計算書の要旨

（自　令和８年５月１日　至　令和８年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	20,289,175
営業費用	12,418,958
営業利益	7,870,216
営業外収益	2,656
経常利益	7,872,873
税引前当期純利益	7,872,873
法人税、住民税及び事業税	1,887
当期純利益	7,870,985

第13期決算公告

令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ノーブルリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,850
	合計	3,850
負債及び純資産の部	株主資本	3,850
	資本金	7,000
	利益剰余金	△3,149
	（その他利益剰余金）	(△3,149)
	合計	3,850

(注)　当期純損失　254千円

第　18　期　決　算　公　告

令和８年11月16日

秋田市大町一丁目２番10号

株式会社ワイズキッチン

代表取締役　野口かおり

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,294
	固定資産	1,108
	合計	4,402
負債及び純資産の部	流動負債	1,922
	固定負債	29,757
	株主資本	△27,277
	資本金	15,000
	利益剰余金	△42,277
	その他利益剰余金	△42,277
	（うち当期純損失）	(3,529)
	合計	4,402

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年八月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

秋田市大町一丁目二番一〇号

株式会社ワイズキッチン

代表取締役　野口かおり

第13期決算公告

令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ノーブルリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,505
	合計	3,505
負債及び純資産の部	株主資本	3,505
	資本金	6,500
	利益剰余金	△2,994
	（その他利益剰余金）	(△2,994)
	合計	3,505

(注)　当期純損失　162千円

第　22　期　決　算　公　告

令和８年11月16日

茨城県水戸市上水戸四丁目６番23号

株式会社ビルドアップ

代表取締役　中野　和之

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	147,439
	固定資産	170,273
	資産合計	317,713
負債及び純資産の部	流動負債	127,933
	固定負債	164,809
	株主資本	24,971
	資本金	3,000
	利益剰余金	21,971
	その他利益剰余金	21,971
	（うち当期純利益）	(3,857)
	負債・純資産合計	317,713

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＨＡＬＥ（住所　茨城県水戸市上水戸四丁目六番二三号）に対して当社の保育事業部門、介護事業部門、飲食店事業部門に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年十月十九日に終了しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

茨城県水戸市上水戸四丁目六番二三号

株式会社ビルドアップ

代表取締役　中野　和之

第16期決算公告

令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

リーガルリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,489
	合計	3,489
負債及び純資産の部	株主資本	3,489
	資本金	6,800
	利益剰余金	△3,310
	（その他利益剰余金）	(△3,310)
	合計	3,489

(注)　当期純損失　212千円

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

群馬県高崎市倉賀野町三二五〇番地
昭和電気鋳鋼株式会社
代表取締役　手塚加津子

第44期決算公告

令和８年11月16日
群馬県高崎市倉賀野町3250番地
昭和電気鋳鋼株式会社
代表取締役　手塚加津子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,505,108
	固定資産	916,557
	合計	2,421,665
負債及び純資産の部	流動負債	1,214,624
	固定負債	555,607
	株主資本	651,433
	資本金	100,000
	利益剰余金	551,433
	利益準備金	3,890
	その他利益剰余金	547,543
	（うち当期純利益）	(24,503)
	合計	2,421,665

第12期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
リーガルリーシング２株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,644
	合計	3,644
負債及び純資産の部	株主資本	3,644
	資本金	6,500
	利益剰余金	△2,855
	（その他利益剰余金）	(△2,855)
	合計	3,644

㈱　当期純損失　212千円

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十六日
埼玉県川口市芝新町四番二八号
（甲）株式会社トキコ
代表取締役　松尾　秀喜
埼玉県川口市芝新町四番二八号
（乙）有限会社スバル
取締役　松尾　時子

第40期決算公告　令和８年11月16日
埼玉県川口市芝新町４番28号
株式会社トキコ
代表取締役　松尾　秀喜

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,451
	固定資産	328,503
	資産合計	344,954
負債及び純資産の部	流動負債	76,751
	固定負債	193,805
	負債合計	270,556
	株主資本	74,397
	資本金	5,000
	利益剰余金	69,397
	その他利益剰余金	69,397
	（うち当期純利益）	(6,789)
	純資産合計	74,397
	負債・純資産合計	344,954

第1期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
ロイヤルリーシング１株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,709
	合計	4,709
負債及び純資産の部	株主資本	4,709
	資本金	5,000
	利益剰余金	△290
	（その他利益剰余金）	(△290)
	合計	4,709

㈱　当期純損失　290千円

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
京都市中京区梅忠町二四三条ＣＯＨＪ
ＵＢＬＤＧ．三Ｆ
株式会社インゼルサラブレッドクラブ
代表取締役　松島　正昭

第6期決算公告　令和８年11月16日
京都市中京区梅忠町24
三条ＣＯＨＪＵＢＬＤＧ．３Ｆ
株式会社インゼルサラブレッドクラブ
代表取締役　松島　正昭

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	828,024
	固定資産	2,044,734
	合計	2,872,759
負債及び純資産の部	流動負債	2,593,470
	株主資本	279,289
	資本金	110,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	69,289
	その他利益剰余金	69,289
	（うち当期純利益）	(1,730)
	合計	2,872,759

第13期決算公告　令和８年11月16日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
ロイヤルリーシング２株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,757
	合計	3,757
負債及び純資産の部	株主資本	3,757
	資本金	7,000
	利益剰余金	△3,242
	（その他利益剰余金）	(△3,242)
	合計	3,757

㈱　当期純損失　162千円

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億千四百七十二万七千五百七十二円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号セブンシーズアドバイザーズ株式会社内
セブンシーズアドバイザーズ株式会社
代表取締役　米倉　稔

第18期決算公告　令和８年11月16日
東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
セブンシーズアドバイザーズ株式会社内
セブンシーズ株式会社
代表取締役　米倉　稔

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	219,343
	固定資産	771,382
	資産合計	990,726
負債及び純資産の部	流動負債	512
	株主資本	990,213
	資本金	30,000
	資本剰余金	722,227
	資本準備金	722,227
	利益剰余金	237,985
	その他利益剰余金	237,985
	（うち当期純損失）	(2,147)
	負債・純資産合計	990,726

第49期決算公告　令和８年９月14日
東京都新宿区下宮比町２番26号
日本電算企画株式会社
代表取締役　横江　宏文

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,209,480
	固定資産	693,335
	合計	1,902,815
負債及び純資産の部	流動負債	691,230
	固定負債	393,207
	株主資本	818,378
	資本金	50,000
	利益剰余金	778,878
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	766,378
	（うち当期純利益）	(63,725)
	自己株式	△10,500
	合計	1,902,815

第９期決算公告

令和８年11月16日
東京都中央区日本橋三丁目２番２号
シーザー八重洲ビル３階
株式会社
KABAYAN INTERNATIONAL

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,913
	固定資産	19,234
	合計	118,148
負債及び純資産の部	流動負債	3,747
	株主資本	114,400
	資本金	99,000
	資本剰余金	97,546
	資本準備金	97,546
	利益剰余金	△82,145
	その他利益剰余金	△82,145
	（うち当期純損失）	(51,609)
	合計	118,148

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を三千二百十四万五千七百六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
東京都中央区日本橋三丁目二番二号
シーザー八重洲ビル三階
株式会社KABAYAN INTERNATIONAL
代表取締役　カルバハル・メルチャン・メレグリト

第３期決算公告

令和８年11月16日
神奈川県茅ヶ崎市円蔵370番地
日本超電導応用開発株式会社
代表取締役　大坪　正人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	256,937
	固定資産	77,720
	資産合計	334,658
負債及び純資産の部	流動負債	32,374
	固定負債	65,885
	株主資本	236,398
	資本金	10,000
	資本剰余金	379,975
	資本準備金	250,000
	その他資本剰余金	129,975
	利益剰余金	△153,577
	その他利益剰余金	△153,577
	（うち当期純損失）	(153,577)
	負債・純資産合計	334,658

第20期決算公告

令和８年11月16日
岐阜市六条片田一丁目12番地
岐阜ヤナセＡＧ株株式会社
代表取締役　近藤登志満

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	157,296
	固定資産	737,166
	繰延資産	445
	合計	894,908
負債及び純資産の部	流動負債	5,165
	固定負債	247,800
	株主資本	641,943
	資本金	10,000
	利益剰余金	631,943
	その他利益剰余金	631,943
	（うち当期純利益）	(5,374)
	合計	894,908

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
掲載の官報　掲載の日付　令和八年五月二十六日
掲載頁　六十三頁（号外第一一六号）
令和八年十一月十六日
岐阜市六条片田一丁目一二番地
（甲）岐阜ヤナセＡＧ株式会社
代表取締役　近藤登志満
岐阜市六条片田一丁目一二番地
（乙）岐阜ヤナセ株式会社
代表取締役　近藤登志満

第16期決算公告

令和８年11月16日
愛知県小牧市中央二丁目137番地
ＳＡ＆Ｓ株式会社
代表取締役　友松　道夫

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	85,111
	固定資産	1,177,985
	合計	1,263,097
負債及び純資産の部	流動負債	263,133
	固定負債	512,762
	株主資本	487,202
	資本金	1,750
	利益剰余金	490,452
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	490,052
	（うち当期純利益）	(25,001)
	自己株式	△5,000
	合計	1,263,097

第２期決算公告

令和８年11月16日
愛知県瀬戸市西原町二丁目１番地１
せと丸ビル２階２Ａ号室
ＪＩＮＦＬＥＸ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　松本実奈美

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,699
	固定資産	293
	合計	10,992
負債及び純資産の部	流動負債	7,980
	固定負債	7,247
	株主資本	△4,235
	資本金	1,000
	利益剰余金	△5,235
	その他利益剰余金	△5,235
	（うち当期純利益）	(△2,740)
	合計	10,992

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和八年十一月十六日
愛知県瀬戸市西原町二丁目一番地一せと丸ビル二階二Ａ号室
（甲）株式会社ＷＡＳホールディングス
代表取締役　近藤　靖暢
愛知県瀬戸市西原町二丁目一番地一せと丸ビル二階二Ａ号室
（乙）ＪＩＮＦＬＥＸ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　松本実奈美

第９期決算公告

令和８年11月16日
愛知県小牧市中央二丁目137番地
株式会社Ｙ’ｓ　Ｃｏｍｐａｎｙ
代表取締役　友松　弓子

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,123
	固定資産	26,250
	合計	41,374
負債及び純資産の部	流動負債	7,484
	固定負債	12,042
	株主資本	21,848
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,848
	その他利益剰余金	11,848
	（うち当期純利益）	(308)
	合計	41,374

第60期決算公告

令和８年11月16日
山口県長門市仙崎字漁港南4297番２
青海島観光汽船株式会社
代表取締役　長尾　幸彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,409
	固定資産	73,845
	合計	96,254
負債及び純資産の部	流動負債	15,427
	固定負債	261,339
	株主資本	△180,512
	資本金	46,903
	利益剰余金	△227,415
	利益準備金	3,307
	その他利益剰余金	△230,722
	（うち当期純損失）	(2,314)
	合計	96,254

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業全てに関する権利義務を承継して乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和八年十一月十六日
山口県長門市仙崎字漁港南四二九七番地二
（甲）株式会社青海島観光汽船準備会社
代表取締役　長尾　幸彦
山口県長門市仙崎字漁港南四二九七番二
（乙）青海島観光汽船株式会社
代表取締役　長尾　幸彦

第48期決算公告

令和８年11月16日
名古屋市中川区東起町四丁目133番地１
株式会社名古屋シリコン
代表取締役　成田　修一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	364,685
	固定資産	181,320
	合計	546,005
負債及び純資産の部	流動負債	166,319
	固定負債	248,104
	株主資本	131,582
	資本金	10,000
	利益剰余金	121,582
	その他利益剰余金	121,582
	（うち当期純利益）	(7,630)
	合計	546,005

第19期決算公告

令和８年11月16日
愛知県東海市養父町二丁目41番地
株式会社成和
代表取締役　成田　修一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	928
	合計	928
負純資産及び部	流動負債	30,467
	固定負債	36,900
	株主資本	△66,438
	資本金	1,200
	利益剰余金	△67,638
	その他利益剰余金	△67,638
	（うち当期純損失）	（24,089）
	合計	928

第56期決算公告

令和８年11月16日
愛媛県今治市登畑甲１番地１
花椿テリー株式会社
代表取締役　山田千可子

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	13,740
	固定資産	69,546
	繰延資産	404
	合計	83,690
負純資産及び部	流動負債	9,238
	固定負債	23,280
	株主資本	51,172
	資本金	11,000
	利益剰余金	40,172
	利益準備金	2,750
	その他利益剰余金	37,422
	（うち当期純利益）	（4,125）
	合計	83,690

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
愛媛県今治市登畑甲一番地一
花椿テリー株式会社
代表取締役　山田千可子

第41期決算公告

令和８年11月16日
群馬県佐波郡玉村町大字飯倉１番地１
株式会社サナック
代表取締役　山本　亮輔

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	455
	固定資産	1,428
	合計	1,883
負純資産及び部	流動負債	572
	固定負債	1,972
	株主資本	△660
	資本金	90
	利益剰余金	△750
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	△758
	（うち当期純損失）	（195）
	合計	1,883

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「Beyond Live」のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、未使用のアプリ内通貨残高の払戻しをいたします。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞
株式会社Beyond Live Corporation
＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞
Beyond LIVE Gift Card 英数字12桁コード、Beyond LIVE Gift Card 登録残高
＜払戻しの申出期間＞
2026年11年16日（月）13:00:00より2027年１月15日（金）23:59:59まで
上記の申出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。
＜払戻しの申出方法＞
https://beyondlive.com/
＜本件に関するお問い合わせ＞
https://beyondlive.com/mypage/inquiry
令和8年11月16日

東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12Ｆ
株式会社Beyond Live Corporation

第41期決算公告　令和８年９月30日

東京都豊島区高松一丁目１番11号
株式会社ステージ

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,395,178
	繰延資産	297,856
	資産合計	1,693,034
負純資産及び部	流動負債	218,785
	賞与引当金	23,850
	固定負債	713,525
	株主資本	760,724
	資本金	100,000
	資本剰余金	98,480
	資本準備金	48,480
	利益剰余金	562,244
	利益準備金	5,212
	その他利益剰余金	557,032
	（うち当期純利益）	（148,646）
	負債・純資産合計	1,693,034

第35期決算公告　令和８年11月16日

京都府福知山市字土1117番地の287
株式会社橋電
代表取締役　橋本　良一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,251,546
	固定資産	731,939
	合計	1,983,485
負純資産及び部	流動負債	234,712
	株主資本	1,748,772
	資本金	40,000
	資本剰余金	7,400
	資本準備金	7,400
	利益剰余金	1,701,372
	利益準備金	2,940
	その他利益剰余金	1,698,432
	（うち当期純利益）	（33,745）
	合計	1,983,485

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十六日
京都府福知山市字土一一一七番地の二八七
（甲）株式会社橋電
代表取締役　橋本　良一
京都府福知山市字長田小字大野下二七三七番地一二
（乙）株式会社ＨＤ
代表取締役　橋本　良一

第73期決算公告　令和８年11月16日

東京都豊島区西池袋五丁目13番13号
東都自動車ビルヂング４階Ｄ室
日本シーズ線株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	857,801
	固定資産	78,506
	資産合計	936,308
負純資産及び部	流動負債	54,487
	賞与引当金	1,000
	特別賞与引当金	8,700
	株主資本	881,820
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,527,855
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,517,855
	（うち当期純利益）	（76,737）
	自己株式	△686,035
	負債・純資産合計	936,308

第12期決算公告　令和８年11月16日

東京都文京区本郷四丁目１番４号
Ｇｅｎｏｍｅｄｉａ株式会社
代表取締役　山田　智之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	49,863
	固定資産	144,794
	資産合計	194,658
負純資産及び部	流動負債	166,584
	株主資本	28,073
	資本金	491,000
	資本剰余金	489,000
	資本準備金	489,000
	利益剰余金	△951,926
	その他利益剰余金	△951,926
	（うち当期純利益）	（19,580）
	負債・純資産合計	194,658

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億二千六十四万八千三円、資本準備金の額を五億二千九百万二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
東京都文京区本郷四丁目一番四号
Ｇｅｎｏｍｅｄｉａ株式会社
代表取締役　山田　智之

第８期決算公告

令和８年11月16日
東京都渋谷区宇田川町15―１
株式会社ＤＯＵ
代表取締役　石部　達也

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	167,685,799
	固定資産	24,902,608
	繰延資産	213,196
	資産合計	192,801,603
負純資産及び部	流動負債	23,765,935
	株主資本	169,035,668
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	298,686,969
	資本準備金	298,686,969
	利益剰余金	△179,651,301
	その他利益剰余金	△179,651,301
	（うち当期純利益）	(25,376,727)
	負債・純資産合計	192,801,603

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二九八、六八六、九六九円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十六日
東京都渋谷区宇田川町一五―一
株式会社ＤＯＵ
代表取締役　石部　達也

第16期決算公告

令和８年11月16日
東京都中央区銀座６丁目10番１号
ＧＩＮＺＡＳＩＸ８階
ケンゾーエステイトワイナリージャパン株式会社
代表取締役　辻本　憲三

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,060,735
	固定資産	2,018,099
	合計	5,078,835
負純資産及び部	流動負債	1,771,609
	株主資本	3,307,226
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,257,226
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	3,247,226
	（うち当期純利益）	(600,282)
	合計	5,078,835

第４期決算公告

令和８年11月16日
東京都港区六本木六丁目16番11号
株式会社ＪＥＳＧＯ
代表取締役　森　一美

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,322
	固定資産	42,897
	資産合計	75,220
負純資産及び部	流動負債	54,192
	株主資本	21,027
	資本金	100,000
	資本剰余金	244,999
	資本準備金	244,999
	利益剰余金	△323,972
	その他利益剰余金	△323,972
	（うち当期純損失）	(91,322)
	負債・純資産合計	75,220

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九千万円、資本準備金の額を金二億三千三百九十七万二千五百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
東京都港区六本木六丁目一六番一一号
株式会社ＪＥＳＧＯ
代表取締役　森　一美

第15期決算公告

令和８年11月16日
東京都中央区銀座６丁目10番１号
ＧＩＮＺＡＳＩＸ８階
ケンゾーエステイトワイナリーショップジャパン株式会社
代表取締役　辻本　憲三

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	155,758
	合計	155,758
負純資産及び部	流動負債	12,074
	株主資本	143,684
	資本金	10,000
	利益剰余金	133,684
	その他利益剰余金	133,684
	（うち当期純利益）	(16,615)
	合計	155,758

第29期決算公告

令和８年11月16日
横浜市瀬谷区本郷一丁目68番地４
株式会社ハッタ
代表取締役　八田　信生

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	130,152,778
	固定資産	15,721,401
	資産合計	145,874,179
負純資産及び部	流動負債	80,668,631
	固定負債	20,368,000
	負債合計	101,036,631
	株主資本	44,837,548
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	41,837,548
	その他利益剰余金	41,837,548
	（うち当期純利益）	(45,629,297)
	純資産合計	44,837,548
	負債・純資産合計	145,874,179

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十六日
横浜市瀬谷区本郷一丁目六八番地四
(甲)株式会社ハッタ
代表取締役　八田　信生
横浜市瀬谷区下瀬谷三丁目三二番地一七
(乙)有限会社ＫＳＣコーポレーション
代表取締役　八田悠吏那

第66期決算公告

令和８年11月16日
東京都江戸川区西一之江一丁目11番３号
三協株式会社
代表取締役　山本　亮輔

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,964
	固定資産	6,550
	繰延資産	75
	合計	15,590
負純資産及び部	流動負債	3,078
	固定負債	4,569
	株主資本	7,943
	資本金	360
	利益剰余金	7,583
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	7,493
	（うち当期純利益）	(917)
	合計	15,590

第15期決算公告

令和８年11月16日
大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
株式会社リアルエステート
代表取締役　金沢　徹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,066,443
	固定資産	697,471
	資産合計	3,763,915
負純資産及び部	流動負債	2,081,235
	賞与引当金	10,828
	固定負債	1,494,590
	株主資本	188,088
	資本金	50,000
	利益剰余金	138,088
	その他利益剰余金	138,088
	（うち当期純利益）	(80,922)
	負債・純資産合計	3,763,915

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙　官報
　掲載の日付　令和八年四月八日
　掲載頁　六十頁（号外第八十三号）
(乙)左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
大阪市中央区淡路町四丁目二番一三号
(甲)レクストアセットマネジメント株式会社
代表取締役　金沢　徹
大阪市中央区淡路町四丁目二番一三号
(乙)株式会社リアルエステート
代表取締役　金沢　徹

第47期決算公告

令和８年11月16日
長野県中野市大字中野1698番地の２
株式会社東和
代表取締役　粕谷　光一

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	409,025
	固定資産	110,904
	繰延資産	368
	合計	520,299
負純資産及び部	流動負債	323,575
	固定負債	260,623
	株主資本	△63,900
	資本金	10,000
	利益剰余金	△73,900
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	△74,150
	（うち当期純利益）	(43,554)
	合計	520,299

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百七万七千円、資本準備金の額を四千九百八十万百十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一六番二六号
株式会社ＫＵＤＥＮ　ＷＯＲＬＤ
代表取締役　中島　晋哉

第４期決算公告

令和８年11月16日
東京都渋谷区恵比寿一丁目16番26号
株式会社ＫＵＤＥＮ　ＷＯＲＬＤ
代表取締役　中島　晋哉

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,920
	固定資産	143,653
	合計	149,573
負債及び純資産の部	流動負債	32,900
	固定負債	31,372
	株主資本	85,300
	資本金	70,050
	資本剰余金	65,050
	資本準備金	65,050
	利益剰余金	△49,800
	その他利益剰余金	△49,800
	（うち当期純損失）	(38,050)
	合計	149,573

第９期決算公告

令和８年11月16日
名古屋市中区栄三丁目４番21号
株式会社トーシンモバイル
代表取締役　石田　雅文

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	4,383,113,158
	固定資産	62,490,000
	合計	4,445,603,158
負債及び純資産の部	流動負債	4,635,829,664
	賞与引当金	3,700,001
	固定負債	780,514,348
	退職給付引当金	4,889,400
	株主資本	△970,740,854
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△980,740,854
	その他利益剰余金	△980,740,854
	（うち当期純損失）	(40,570,458)
	合計	4,445,603,158

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年十二月二十一日とする株式会社ステンレス久世との株式交換、効力発生日を令和八年十二月二十一日とする株式会社フィッティング久世との株式交換及び効力発生日を令和八年十二月二十一日とする株式会社ベローズ久世との株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、同日付でその増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

石川県河北郡津幡町字南中条リ七四番地一
株式会社久世ベローズ工業所
代表取締役　久世　太郎

第70期決算公告

令和８年11月16日
石川県河北郡津幡町字南中条リ74番地１
株式会社久世ベローズ工業所
代表取締役　久世　太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,284,572
	固定資産	1,020,759
	合計	8,305,331
負債及び純資産の部	流動負債	4,527,103
	賞与引当金	16,800
	固定負債	28,934
	退職給付引当金	28,934
	株主資本	3,749,293
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,739,293
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,736,793
	（うち当期純利益）	(363,580)
	合計	8,305,331

第21期決算公告

令和８年11月16日
名古屋市中区栄三丁目４番21号
トーシンリゾート株式会社
代表取締役　石田　雅文

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	208,243
	固定資産	2,560,428
	合計	2,768,671
負債及び純資産の部	流動負債	969,969
	賞与引当金	8,558
	固定負債	1,683,540
	退職給付引当金	11,639
	株主資本	115,161
	資本金	100,000
	利益剰余金	15,161
	その他利益剰余金	15,161
	（うち当期純損失）	(1,253,715)
	合計	2,768,671

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産保有事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

沖縄県那覇市古波蔵三丁目三番三七―一三〇一号ブランシエラ那覇古波蔵
（甲）株式会社モアナ上地一二一九
代表取締役　上地　啓太
（乙）太平運輸株式会社
代表取締役　平敷　兼一

第53期決算公告

令和８年11月16日
沖縄県中頭郡西原町字小那覇1219番地
太平運輸株式会社
代表取締役　平敷　兼一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	113,130
	固定資産	69,631
	資産合計	182,762
負債及び純資産の部	流動負債	38,401
	固定負債	65,173
	株主資本	79,187
	資本金	30,000
	利益剰余金	49,187
	その他利益剰余金	49,187
	（うち当期純利益）	(18,623)
	負債・純資産合計	182,762

第79期決算公告

令和８年10月29日
大阪市鶴見区放出東一丁目６番13号
カナエ塗料株式会社
代表取締役　春田　隆司

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,622,100
	固定資産	980,950
	合計	3,603,050
負債及び純資産の部	流動負債	1,475,760
	固定負債	69,767
	株主資本	2,057,523
	資本金	98,100
	資本剰余金	892
	利益剰余金	1,958,531
	（うち当期純利益）	(257,911)
	合計	3,603,050

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百九十万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

静岡県牧之原市白井七番地一〇
株式会社相良ドラゴンズクラブ
代表取締役　増田　政義

第60期決算公告

令和８年11月16日　静岡県牧之原市白井７番地10
株式会社相良ドラゴンズクラブ
代表取締役　増田　政義

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	105,621	流動負債	73,997
固定資産	292,272	固定負債	160,856
		株主資本	163,040
		資本金	63,900
		資本剰余金	8,250
		資本準備金	8,250
		利益剰余金	114,789
		役員退職金	20,000
		別途積立金	40,000
		その他利益剰余金	54,789
		（うち当期純利益）	(39,368)
		自己株式	△23,900
資産合計	397,893	負債・純資産合計	397,893

「官報の発行に関する法律」の施行により
令和７年４月１日から
「官　報」は電子化されました。
内閣府

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一八七頁（号外第一四五号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

京都市中京区室町御池下ル円福寺町三三八　樋口・進和ビル五階

（甲）株式会社イセトー

代表取締役　小谷　紘平

京都市中京区室町御池下ル円福寺町三三八　樋口・進和ビル五階

（乙）株式会社イセトー・インターメディア・ソリューションズ

代表取締役　小谷　紘平

第 49 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日

京都市中京区室町御池下ル円福寺町338　樋口・進和ビル５階

株式会社イセトー・インターメディア・ソリューションズ

代表取締役　小谷　紘平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,930
	合計	13,930
負債及び純資産の部	流動負債	70
	株主資本	13,860
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,860
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,360
	（うち当期純損失）	(629)
	合計	13,930

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

大阪市中央区久太郎町四丁目二番一五号

株式会社ＣＰＨＤ

代表取締役　伊藤　公健

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日　大阪市中央区久太郎町四丁目２番15号

株式会社ＣＰＨＤ

代表取締役　伊藤　公健

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	334	流動負債	190,458
固定資産	1,683,822	固定負債	1,004,400
		株主資本	487,738
		資本金	150,000
		資本剰余金	470,000
		資本準備金	150,000
		その他資本剰余金	320,000
		利益剰余金	△132,261
		その他利益剰余金	△132,261
		（うち当期純損失）	(59,621)
		新株予約権	1,559
資産合計	1,684,156	負債・純資産合計	1,684,156

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産保有事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

沖縄県那覇市古波蔵三丁目三番三七－一三〇一号ブランシエラ那覇古波蔵

（甲）株式会社モアナ

代表取締役　上地　啓太

沖縄県浦添市牧港五丁目三番二号

（乙）エッカ石油株式会社

代表取締役　上地　啓太

第 61 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日　沖縄県浦添市牧港５丁目３番２号

エッカ石油株式会社

代表取締役　上地　啓太

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,485,941	流動負債	2,138,031
固定資産	5,023,290	固定負債	2,359,312
		退職給付引当金	4,376
		その他	2,354,936
		株主資本	4,011,888
		資本金	40,000
		資本剰余金	99,026
		資本準備金	99,026
		利益剰余金	3,872,862
		利益準備金	10,223
		その他利益剰余金	3,862,638
		（うち当期純利益）	(304,501)
資産合計	8,509,231	負債・純資産合計	8,509,231

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の訪問看護事業、訪問リハビリ事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十六日

愛媛県松山市余戸南二丁目二四番三八号

（甲）株式会社悠遊社

代表取締役　寺河　駿

愛媛県新居浜市西喜光地町八番一号

（乙）合同会社リハテラス

代表社員　株式会社悠遊社

職務執行者　寺河　駿

第 26 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日

愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号

株式会社悠遊社

代表取締役　寺河　駿

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,005
	固定資産	3,851
	合計	4,856
負債及び純資産の部	流動負債	1,124
	固定負債	3,484
	株主資本	247
	資本金	50
	利益剰余金	197
	（うち当期純利益）	(165)
	合計	4,856

第３期決算公告

令和８年11月16日
福岡市西区今津4801―228
株式会社アグリ・フード・サービス
代表取締役　井澤　孝浩

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,722
	固定資産	31,739
	資産合計	38,461
負純資産及び部	流動負債	147
	固定負債	42,425
	負債合計	42,572
	株主資本	△ 4,111
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 5,111
	その他利益剰余金	△ 5,111
	（うち当期純損失）	(642)
	純資産合計	△ 4,111
	負債・純資産合計	38,461

第 33 期 決 算 公 告

令和８年11月16日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
ＧＬＰプロパティ特定目的会社
取締役　名古路秀和

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	16,252,122	流動負債	3,130,907
投資その他の資産	16,252,122		
特定資産合計	16,252,122	負債合計	3,130,907
その他の資産	21,617	社員資本	13,142,832
流動資産	17,918	特定資本金	169,100
繰延資産	3,699	優先資本金	13,016,500
		剰余金	△42,767
		当期未処理損失	42,767
その他の資産合計	21,617	純資産合計	13,142,832
合計	16,273,740	合計	16,273,740

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年10月１日　至　令和８年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	9
営業費用	8,207
営業損失	8,197
営業外収益	34
営業外費用	一
経常損失	8,163
税引前当期純損失	8,163
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	9,373
前期繰越損失	33,394
当期未処理損失	42,767

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
静岡県浜松市中央区鴨江三丁目六番一〇号
（甲）社会福祉法人慈悲庵
理事長　影山　浩二
静岡県浜松市中央区鴨江二丁目八番五号
（乙）社会福祉法人浜松仏教養護院
理事長　木全　哲之

甲の貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	850
	固定資産	2,635
	基本財産	2,380
	その他の固定財産	255
	合計	3,485
負純資産及び部	流動負債	307
	固定負債	1,053
	基本金	235
	国庫補助金等特別積立金	401
	その他の積立金	57
	次期繰越活動増減差額	1,432
	（うち当期活動増減差額）	(139)
	合計	3,485

乙の貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24
	固定資産	502
	基本財産	168
	その他の固定財産	334
	合計	526
負純資産及び部	流動負債	6
	固定負債	3
	基本金	43
	国庫補助金等特別積立金	101
	その他の積立金	320
	次期繰越活動増減差額	53
	（うち当期活動増減差額）	(△33)
	合計	526

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
茨城県常総市大塚戸町字篠山一六〇〇番一
（甲）株式会社アールブイランド
代表取締役　阿部　和英
茨城県常総市大塚戸町一六〇〇番地一
（乙）株式会社大和産業
代表取締役　阿部　和英

第 6 期 決 算 公 告

令和８年11月16日
茨城県常総市大塚戸町1600番地１
株式会社大和産業
代表取締役　阿部　和英

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	157,230
	資産合計	157,230
負純資産及び部	流動負債	149,405
	株主資本	7,825
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,175
	その他利益剰余金	△2,175
	（うち当期純利益）	(3,286)
	負債・純資産合計	157,230

第 34 期 決 算 公 告

令和８年11月16日
茨城県常総市大塚戸町字篠山1600番１
株式会社アールブイランド
代表取締役　阿部　和英

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,026,133
	固定資産	812,085
	資産合計	2,838,218
負純資産及び部	流動負債	1,847,823
	固定負債	576,261
	株主資本	414,134
	資本金	20,000
	利益剰余金	394,134
	その他利益剰余金	394,134
	（うち当期純利益）	(41,071)
	負債・純資産合計	2,838,218

第 41 期決算公告

令和８年11月16日
栃木県下都賀郡壬生町幸町三丁目３番８号
シーエフ工業株式会社
代表取締役　梅山　聡大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,697
	固定資産	137,053
	繰延資産	188
	合計	218,938
負純資産及び部	流動負債	56,392
	固定負債	8,210
	株主資本	154,336
	資本金	10,000
	利益剰余金	144,336
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	143,336
	（うち当期純利益）	(151,979)
	合計	218,938

第 27 期 決 算 公 告

令和８年11月16日
栃木県下都賀郡壬生町幸町三丁目３番８号
株式会社都市住研
代表取締役　梅山　聡大

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	40,105
	固定資産	35,934
	合計	76,039
負純資産及び部	流動負債	2,345
	固定負債	71,000
	株主資本	2,694
	資本金	32,000
	利益剰余金	△29,306
	その他利益剰余金	△29,306
	（うち当期純損失）	(5,794)
	合計	76,039

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月二日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
栃木県下都賀郡壬生町幸町三丁目三番八号
（甲）株式会社都市住研
代表取締役　梅山　聡大
栃木県下都賀郡壬生町幸町三丁目三番八号
（乙）シーエフ工業株式会社
代表取締役　梅山　聡大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十二月十六日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

埼玉県狭山市富士見一丁目15番24号
（甲）株式会社朝日フロンティア
代表取締役　山崎　真実

埼玉県狭山市富士見一丁目一五番二四号
（乙）株式会社朝日ハンズ
代表取締役　山崎　真実

第40期決算公告

令和８年11月16日
埼玉県狭山市富士見一丁目15番24号
株式会社朝日ハンズ
代表取締役　山崎　真実

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,967,376
	固定資産	60,114,804
	合計	81,082,180
負純資産債及の部び	流動負債	27,851,948
	固定負債	18,723,000
	株主資本	34,507,232
	資本金	75,000,000
	利益剰余金	△40,492,768
	その他利益剰余金	△40,492,768
	（うち当期純損失）	（7,311,993）
	合計	81,082,180

第43期決算公告

令和８年11月16日
埼玉県狭山市富士見一丁目15番24号
株式会社朝日フロンティア
代表取締役　山崎　真実

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	175,773,685
	固定資産	124,088,729
	合計	299,862,414
負純資産債及の部び	流動負債	136,991,128
	固定負債	110,043,000
	株主資本	52,828,286
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	2,828,286
	その他利益剰余金	2,828,286
	（うち当期純利益）	（631,432）
	合計	299,862,414

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

東京都品川区東品川四丁目一二番六号
（甲）株式会社ＷＩＮＸ
代表取締役　秋葉　侑輝

東京都品川区東品川四丁目一二番六号
（乙）株式会社ＷＩＮＸマネジメント
代表取締役　秋葉　侑輝

第10期決算公告　令和８年11月16日

東京都品川区東品川四丁目12番６号
株式会社ＷＩＮＸマネジメント
代表取締役　秋葉　侑輝

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	12,321
	固定資産	799
	資産合計	13,120
負純資産債及の部び	流動負債	26,945
	株主資本	△13,824
	資本金	5,000
	利益剰余金	△18,824
	その他利益剰余金	△18,824
	（うち当期純利益）	（1,272）
	負債・純資産合計	13,120

第11期決算公告　令和８年11月16日

東京都品川区東品川四丁目12番６号
株式会社ＷＩＮＸ
代表取締役　秋葉　侑輝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,059,415
	固定資産	173,017
	繰延資産	843
	資産合計	1,233,275
負純資産債及の部	流動負債	823,069
	従業員賞与引当金	2,967
	固定負債	163,264
	株主資本	246,941
	資本金	10,000
	利益剰余金	236,941
	その他利益剰余金	236,941
	（うち当期純損失）	（14,447）
	負債・純資産合計	1,233,275

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

東京都港区麻布台一丁目七番二号
（甲）ロングブラックパートナーズ株式会社
代表取締役　牛越　直

東京都港区麻布台一丁目七番二号
（乙）ＬＢＰコンサルティング株式会社
代表取締役　牛越　直

第５期決算公告

令和８年11月16日
東京都港区麻布台一丁目７番２号
ＬＢＰコンサルティング株式会社
代表取締役　牛越　直

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	102,127
	固定資産	2,376
	資産合計	104,503
負純資産債及の部	流動負債	77,334
	株主資本	27,169
	資本金	20,000
	利益剰余金	7,169
	その他利益剰余金	7,169
	（うち当期純利益）	（8,812）
	負債・純資産合計	104,503

第18期決算公告

令和８年11月16日
東京都港区麻布台一丁目７番２号
ロングブラックパートナーズ株式会社
代表取締役　牛越　直

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,055,781
	固定資産	411,991
	資産合計	1,467,772
負純資産債及の部	流動負債	469,686
	固定負債	311,626
	株主資本	686,460
	資本金	11,700
	利益剰余金	746,249
	利益準備金	2,925
	その他利益剰余金	743,324
	（うち当期純利益）	（201,441）
	自己株式	△71,489
	負債・純資産合計	1,467,772

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に伴い、甲は商号をＡ＆Ｍ株式会社に変更し、本店を山梨県甲府市山宮町三〇〇〇番地一二に移転する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

山梨県甲府市塩部三丁目一三番三号
（甲）株式会社マルケー商事
代表取締役　功刀　亜紀

山梨県甲府市山宮町三〇〇〇番地一二
（乙）Ａ＆Ｐ株式会社
代表取締役　功刀　亜紀

第19期決算公告

令和８年11月16日
山梨県甲府市山宮町3000番地12
Ａ＆Ｐ株式会社
代表取締役　功刀　亜紀

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,870
	固定資産	623
	合計	12,493
負純資産債及の部	流動負債	1,362
	固定負債	12,405
	株主資本	△1,274
	資本金	1,000
	利益剰余金	△2,274
	その他利益剰余金	△2,274
	（うち当期純損失）	（1,957）
	合計	12,493

第64期決算公告　令和８年11月16日

山梨県甲府市塩部三丁目13番３号
株式会社マルケー商事
代表取締役　功刀　亜紀

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	117,963
	固定資産	2,008
	合計	119,972
負純資産債及の部	流動負債	8,910
	（うち退職給付引当金）	（1,698）
	固定負債	514
	株主資本	110,547
	資本金	8,867
	利益剰余金	101,680
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	100,180
	（うち当期純損失）	（158,843）
	合計	119,972

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

千葉市稲毛区作草部一丁目三三番一号
ハイムスイート西千葉一一三号
（甲）株式会社ナチュラルヒンジ
代表取締役　中島　篤

千葉市稲毛区作草部一丁目三三番一号
ハイムスイート西千葉一一三号
（乙）株式会社ブラックプール
代表取締役　中島　篤

決　算　公　告

令和８年11月16日

千葉市稲毛区作草部一丁目33番１号
ハイムスイート西千葉113号
株式会社ブラックプール
代表取締役　中島　篤

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	688
	固定資産	3,000
	資産合計	3,688
負純資産の債及び部	固定負債	9,403
	株主資本	△5,714
	資本金	3,000
	利益剰余金	△8,714
	その他利益剰余金	△8,714
	（うち当期純損失）	(977)
	負債・純資産合計	3,688

第10期決算公告

令和８年11月16日

千葉市稲毛区作草部一丁目33番１号
ハイムスイート西千葉113号
株式会社ナチュラルヒンジ
代表取締役　中島　篤

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,530
	固定資産	63,897
	資産合計	67,428
負純資産の債及び部	流動負債	377
	固定負債	78,894
	株主資本	△11,843
	資本金	5,000
	利益剰余金	△16,843
	その他利益剰余金	△16,843
	（うち当期純損失）	(1,505)
	負債・純資産合計	67,428

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十一月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

大阪府堺市堺区神南辺町五丁一五二番地二
（甲）真生印刷株式会社
代表取締役　河内　克之

大阪市此花区西九条二丁目一四番六号
サンケイ総合印刷株式会社内
（乙）株式会社ＬＡＢ．ＡＳ
代表取締役　河内　克之

第32期決算公告

令和８年11月16日

大阪市此花区西九条二丁目14番６号
サンケイ総合印刷株式会社内
株式会社ＬＡＢ．ＡＳ
代表取締役　河内　克之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,032
	固定資産	2,332
	資産合計	48,364
負純資産の債及び部	流動負債	3,806
	株主資本	44,558
	資本金	64,000
	利益剰余金	△19,441
	利益準備金	180
	その他利益剰余金	△19,621
	（うち当期純利益）	(5,414)
	負債・純資産合計	48,364

第73期決算公告

令和８年11月16日

大阪府堺市堺区神南辺町五丁152番地２
真生印刷株式会社
代表取締役　河内　克之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,976,656
	固定資産	2,147,432
	資産合計	5,124,089
負純資産の債及び部	流動負債	2,252,865
	固定負債	1,334,942
	株主資本	1,536,281
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,506,281
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,498,781
	（うち当期純利益）	(201,879)
	負債・純資産合計	5,124,089

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

埼玉県蕨市錦町一―九―一
（甲）株式会社仁
代表取締役　越後屋晶子

埼玉県蕨市錦町一―九―一プランドールＪＩＮ三〇一号室
（乙）株式会社ライフケアサポート
代表取締役　辻川　昭仁

第14期決算公告

令和８年11月16日

埼玉県蕨市錦町１－９－１
プランドールＪＩＮ301号室
株式会社ライフケアサポート
代表取締役　辻川　昭仁

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,920
	合計	16,920
負純資産の債及び部	流動負債	70
	株主資本	16,850
	資本金	1,000
	利益剰余金	15,850
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	15,600
	（うち当期純損失）	(1,952)
	合計	16,920

第10期決算公告

令和８年11月16日

埼玉県蕨市錦町１－９－１
株式会社仁
代表取締役　越後屋晶子

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	61,221
	固定資産	356,258
	合計	417,479
負純資産の債及び部	流動負債	14,732
	固定負債	193,109
	株主資本	209,638
	資本金	100
	利益剰余金	209,538
	その他利益剰余金	209,538
	（うち当期純利益）	(16,870)
	合計	417,479

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和九年二月一日までに乙にご提出ください。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。甲は、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇
九号株式会社赤坂国際会計内
（甲）ＭＣＰ５６株式会社
代表取締役　小野　俊法

東京都中央区新川一丁目一六番四号三Ｆ
（乙）株式会社内田工務店
代表取締役　内田　正人

第26期決算公告

令和８年11月16日

東京都中央区新川一丁目16番４号３Ｆ
株式会社内田工務店
代表取締役　内田　正人

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,060,563
	固定資産	202,472
	合計	1,263,036
負純資産の債及び部	流動負債	757,857
	固定負債	279,478
	株主資本	225,699
	資本金	30,000
	利益剰余金	195,699
	その他利益剰余金	195,699
	（うち当期純利益）	(137,773)
	合計	1,263,036

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇
九号株式会社赤坂国際会計内
ＭＣＰ５６株式会社
代表取締役　小野　俊法

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

愛知県豊田市大林町十二丁目六番地一八

（甲）株式会社フードセンターいたくら

代表取締役　板倉　昌英

愛知県豊田市大林町十二丁目六番地一八

（乙）株式会社とよたん本舗

代表取締役　板倉　昌英

第38期決算公告　令和８年11月16日

愛知県豊田市大林町十二丁目６番地18

株式会社フードセンターいたくら

代表取締役　板倉　昌英

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	131,791
	固定資産	17,413
	資産合計	149,205
負純資債及産のび部	流動負債	28,100
	固定負債	162,305
	負債合計	190,406
	株主資本	△41,200
	資本金	10,000
	利益剰余金	△51,200
	その他利益剰余金	△51,200
	（うち当期純利益）	(10,654)
	純資産合計	△41,200
	負債・純資産合計	149,205

第11期決算公告　令和８年11月16日

愛知県豊田市大林町十二丁目６番地18

株式会社とよたん本舗

代表取締役　板倉　昌英

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,952
	固定資産	10,356
	資産合計	21,309
負純資債及産のび部	流動負債	118,635
	固定負債	77,438
	負債合計	196,073
	株主資本	△174,764
	資本金	1,000
	利益剰余金	△175,764
	その他利益剰余金	△175,764
	（うち当期純損失）	(11,005)
	純資産合計	△174,764
	負債・純資産合計	21,309

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

神戸市中央区元町通五丁目五番一〇一号

（甲）株式会社プラム建設

代表取締役　塩釜　竜太

大阪市北区天神橋二丁目四番一七号

（乙）株式会社イー・グループ

代表取締役　朽原　功

第20期決算公告　令和８年11月16日

神戸市中央区元町通五丁目５番10―901号

株式会社プラム建設

代表取締役　塩釜　竜太

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,560
	固定資産	304,607
	合計	331,167
負純資債及産のび部	流動負債	171,240
	固定負債	114,513
	株主資本	45,413
	資本金	40,000
	利益剰余金	5,413
	その他利益剰余金	5,413
	（うち当期純利益）	(2,853)
	合計	331,167

第25期決算公告　令和８年11月16日

大阪市北区天神橋二丁目４番17号

株式会社イー・グループ

代表取締役　朽原　功

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,996,148
	固定資産	1,691,116
	合計	11,687,265
負純資債及産のび部	流動負債	7,121,813
	固定負債	1,532,213
	株主資本	3,033,238
	資本金	50,000
	資本剰余金	7,300
	その他資本剰余金	7,300
	利益剰余金	2,975,938
	その他利益剰余金	2,975,938
	（うち当期純利益）	(224,846)
	合計	11,687,265

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

北九州市戸畑区中原西二丁目一八番一二号

（甲）株式会社フジコー

代表取締役　萩尾　寿昭

北九州市小倉北区馬借一丁目五番一八号ランドスペース馬借二Ｆ

（乙）株式会社マスクフジコー

代表取締役　山本　厚生

第68期決算公告　令和８年11月16日

北九州市戸畑区中原西二丁目18番12号

株式会社フジコー

代表取締役　萩尾　寿昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,334,385
	固定資産	5,210,600
	繰延資産	60,045
	合計	16,605,031
負純資債及産のび部	流動負債	8,183,168
	固定負債	7,149,615
	株主資本	1,272,247
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,172,747
	利益準備金	19,218
	その他利益剰余金	1,153,529
	（うち当期純損失）	(412,916)
	自己株式	△500
	合計	16,605,031

第15期決算公告

令和８年11月16日

北九州市小倉北区馬借一丁目５番18号ランドスペース馬借２Ｆ

株式会社マスクフジコー

代表取締役　山本　厚生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,656
	固定資産	3,478
	繰延資産	20
	合計	80,154
負純資債及産のび部	流動負債	102,270
	固定負債	0
	株主資本	△22,116
	資本金	10,000
	利益剰余金	△32,116
	その他利益剰余金	△32,116
	（うち当期純損失）	(22,064)
	合計	80,154

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

新潟県南魚沼市余川一八三〇番地一

（甲）株式会社丸川屋工務店

代表取締役　桑原　貴之

新潟県南魚沼市長崎三三一番地四

（乙）株式会社高橋建築所

代表取締役　関　聡

第52期決算公告

令和８年11月16日

新潟県南魚沼市余川1830番地１

株式会社丸川屋工務店

代表取締役　桑原　貴之

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	222,860
	固定資産	94,512
	資産合計	317,373
負純資債及産のび部	流動負債	119,766
	株主資本	197,606
	資本金	45,000
	利益剰余金	166,081
	利益準備金	823
	その他利益剰余金	165,258
	（うち当期純利益）	(38,174)
	自己株式	△ 13,475
	負債・純資産合計	317,373

第18期決算公告

令和８年11月16日

新潟県南魚沼市長崎331番地４

株式会社高橋建築所

代表取締役　関　聡

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	183,520
	固定資産	24,339
	資産合計	207,860
負純資債及産のび部	流動負債	70,374
	株主資本	137,485
	資本金	20,000
	利益剰余金	117,485
	利益準備金	703
	その他利益剰余金	116,782
	（うち当期純利益）	(14,595)
	負債・純資産合計	207,860

第22期決算公告

令和８年11月16日
東京都中央区銀座七丁目15番11号
マネジメント・カレッジ株式会社
代表取締役　新井　崇志

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	111,561
	固定資産	3,534
	合計	115,095
負債及び純資産の部	流動負債	12,613
	固定負債	27,600
	株主資本	74,882
	資本金	29,000
	利益剰余金	72,482
	利益準備金	8,807
	その他利益剰余金	63,675
	（うち当期純利益）	(9,012)
	自己株式	△26,600
	合計	115,095

第39期決算公告

令和８年11月16日
石川県金沢市鞍月４丁目133番地
ｉＡＬＩＮＫ株式会社
代表取締役　豊泉未知洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,592,000
	固定資産	1,110,616
	合計	2,702,615
負債及び純資産の部	流動負債	1,030,700
	固定負債	751,951
	株主資本	919,964
	資本金	50,000
	資本剰余金	217,628
	利益剰余金	652,335
	その他利益剰余金	652,335
	（うち当期純利益）	(68,398)
	合計	2,702,615

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社雅（住所石川県野々市市押越二丁目四九番地一）に対して当社の工事事業（電気工事・電気通信工事その他これに付随する事業）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十六日
石川県金沢市鞍月四丁目一三三番地
ｉＡＬＩＮＫ株式会社
代表取締役　豊泉未知洋

第32期決算公告

令和８年11月16日
長崎市旭町６番１号タワーコート204
株式会社アイベック
代表取締役　原　一史

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	193,327
	固定資産	194,922
	合計	388,249
負債及び純資産の部	流動負債	60,486
	固定負債	44,281
	株主資本	283,482
	資本金	13,000
	利益剰余金	270,482
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	267,232
	（うち当期純利益）	(59,016)
	合計	388,249

第69期決算公告

令和８年11月16日
東京都港区麻布台二丁目２番１号
株式会社サウンド・シティ
代表取締役　明地　権

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	470,711
	固定資産	540,317
	合計	1,011,028
負債及び純資産の部	流動負債	305,022
	固定負債	226,187
	株主資本	479,818
	資本金	83,000
	利益剰余金	422,751
	利益準備金	20,750
	その他利益剰余金	402,001
	（うち当期純利益）	(43,304)
	自己株式	△25,932
	合計	1,011,028

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千三百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十六日
東京都港区麻布台二丁目二番一号
株式会社サウンド・シティ
代表取締役　明地　権

第28期決算公告

令和８年11月16日
広島市中区鶴見町２番19号
株式会社タカキベーカリー
代表取締役　坂本　和久

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,518,106
	固定資産	20,596,930
	合計	29,115,037
負債及び純資産の部	流動負債	7,115,750
	賞与引当金	976,825
	役員賞与引当金	11,880
	固定負債	8,955,856
	負債の部合計	16,071,606
	株主資本	12,572,517
	資本金	60,000
	資本剰余金	976,443
	資本準備金	875,845
	その他資本剰余金	100,597
	利益剰余金	11,536,074
	利益準備金	21,300
	その他利益剰余金	11,514,774
	（うち当期純利益）	(1,459,149)
	評価・換算差額等	470,913
	その他有価証券評価差額金	470,913
	純資産の部合計	13,043,430
	合計	29,115,037

第43期決算公告

令和８年11月16日

横浜市港南区日野八丁目８番11号

株式会社三春情報センター

代表取締役　春木磨碑露

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,521,690
	固定資産	2,239,640
	資産合計	4,761,330
負債及び純資産の部	流動負債	1,438,149
	賞与引当金	132,000
	固定負債	1,854,825
	株主資本	1,468,356
	資本金	90,000
	資本剰余金	63,800
	その他資本剰余金	63,800
	利益剰余金	1,314,556
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	1,292,056
	（うち当期純利益）	(83,590)
	負債・純資産合計	4,761,330

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十六日
横浜市港南区日野八丁目八番一一号
（甲）株式会社三春情報センター
代表取締役　春木磨碑露
横浜市港南区日野八丁目八番一一号
（乙）株式会社スマイルダイニング
代表取締役　春木磨碑露

第12期決算公告

令和８年11月16日
横浜市港南区日野八丁目８番11号
株式会社スマイルダイニング
代表取締役　春木磨碑露

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,305
	固定資産	21,997
	資産合計	90,302
負債及び純資産の部	流動負債	661,592
	閉鎖店舗損失引当金	20,721
	株主資本	△571,289
	資本金	1,000
	利益剰余金	△572,289
	その他利益剰余金	△572,289
	（うち当期純損失）	(230,563)
	負債・純資産合計	90,302

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十七日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月十六日

東京都港区六本木三丁目一五番一一号ホーマット・ウエスト三三〇号室

（甲）KIZUNA Global Properties&Consulting JAPAN株式会社

代表取締役　モリ・スターリング・レベッカ・マリバゴ

東京都渋谷区円山町五番一八号

（乙）MEGALASH株式会社

代表取締役　尾崎　友美

第 16 期決算公告

令和８年11月16日

東京都渋谷区円山町５番18号

ＭＥＧＡＬＡＳＨ株式会社

代表取締役　尾崎　友美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	20,124,426
	固定資産	18,737,727
	資産合計	38,862,153
負純資産の債及び部	流動負債	21,956,144
	固定負債	13,544,000
	負債合計	35,500,144
	株主資本	3,362,009
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△1,637,991
	その他利益剰余金	△1,637,991
	（うち当期純利益）	(12,247,739)
	純資産合計	3,362,009
	負債・純資産合計	38,862,153

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式二百株を含む）並びに丙、丁及び戊の権利義務全部をそれぞれ承継して存続し、乙、丙、丁及び戊はそれぞれ解散することにいたしましたので公告します。

この四件の合併それぞれに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十六日

東京都千代田区九段南三丁目三番六号

（甲）イー・トップ株式会社

代表取締役　飯塚　昌吾

東京都千代田区九段南三丁目三番六号

（乙）イー・トップホールディングス株式会社

代表取締役　飯塚　昌吾

沖縄県石垣市字登野城二番地一〇

（丙）イー・ホテルズ株式会社

代表取締役　畠山　秀夫

大阪市淀川区西中島三丁目一四番二七号

（丁）イー・ヒューマンリレーション株式会社

代表取締役　飯塚　昌吾

東京都千代田区九段南三丁目三番六号

（戊）米原リゾート開発Ｂ株式会社

代表取締役　飯塚　昌吾

第 17 期決算公告

令和８年11月16日

東京都千代田区九段南三丁目３番６号

イー・トップ株式会社

代表取締役　飯塚　昌吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,997,970
	固定資産	4,534,575
	合計	6,532,546
負純資産の債及び部	流動負債	1,045,674
	固定負債	4,154,965
	株主資本	1,331,906
	資本金	20,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	1,311,906
	その他利益剰余金	1,311,906
	（うち当期純利益）	(71,169)
	合計	6,532,546

第 5 期決算公告

令和８年11月16日

沖縄県石垣市字登野城２番地10

イー・ホテルズ株式会社

代表取締役　畠山　秀夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,137
	固定資産	259
	繰延資産	539
	合計	12,937
負純資産の債及び部	流動負債	1,416
	固定負債	69,711
	株主資本	△58,190
	資本金	1,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△59,190
	その他利益剰余金	△59,190
	（うち当期純損失）	(23,798)
	合計	12,937

第 8 期決算公告

令和８年11月16日

東京都千代田区九段南三丁目３番６号

米原リゾート開発Ｂ株式会社

代表取締役　飯塚　昌吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	269,388
	固定資産	—
	繰延資産	380
	合計	269,769
負純資産の債及び部	流動負債	9,767
	固定負債	269,500
	株主資本	△9,497
	資本金	50
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△9,547
	その他利益剰余金	△9,547
	（うち当期純損失）	(1,304)
	合計	269,769

第 8 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日

東京都千代田区九段南三丁目３番６号

イー・トップホールディングス株式会社

代表取締役　飯塚　昌吾

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	18,587	流動負債	3,053
固定資産	516,200	固定負債	632,000
繰延資産	490	株主資本	△99,775
		資本金	1,110
		資本剰余金	—
		利益剰余金	△100,885
		その他利益剰余金	△100,885
		（うち当期純損失）	(13,633)
合計	535,278	合計	535,278

第 7 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日

大阪市淀川区西中島三丁目14番27号

イー・ヒューマンリレーション株式会社

代表取締役　飯塚　昌吾

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	187	流動負債	71
固定資産	—	固定負債	—
		株主資本	115
		資本金	6,000
		資本剰余金	—
		利益剰余金	△5,884
		その他利益剰余金	△5,884
		（うち当期純損失）	(589)
合計	187	合計	187

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十一月十六日

鹿児島市下荒田一丁目三七番五―一〇Ａ

（甲）株式会社ステート

代表取締役　国生　泰和

東京都中央区月島一丁目二二番一―二四一五号

（乙）株式会社ライフウェル

代表取締役　国生　泰資

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十一月十六日

東京都中央区月島一丁目二二番一―二四一五号

株式会社ライフウェル

代表取締役　国生　泰資

第31期決算公告

令和８年11月16日

鹿児島市下荒田一丁目37番５―10Ａ

株式会社ステート

（旧商号　有限会社ステート）

代表取締役　国生　泰和

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	158,963
	固定資産	277,505
	合計	436,468
負純資産の債及び部	流動負債	2,388
	固定負債	446,736
	株主資本	△12,656
	資本金	3,000
	利益剰余金	△15,656
	その他利益剰余金	△15,656
	（うち当期純利益）	(4,773)
	合計	436,468

第27期決算公告

令和８年11月16日

東京都中央区月島一丁目22番１―2415号

株式会社ライフウェル

代表取締役　国生　泰資

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5
	固定資産	59,843
	合計	59,848
負純資産の債及び部	流動負債	70
	固定負債	78,522
	株主資本	△18,744
	資本金	10,000
	利益剰余金	△28,744
	その他利益剰余金	△28,744
	（うち当期純損失）	(1,984)
	合計	59,848

第28期決算公告

令和８年９月30日

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

新宿ＮＳビル18階

株式会社グローバル住販

代表取締役社長　奥田　晃久

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,097,546
	固定資産	67,568
	資産合計	3,165,114
負債及び純資産の部	流動負債	1,760,344
	賞与引当金	4,113
	その他	1,756,231
	固定負債	197,590
	その他	197,590
	負債合計	1,957,934
	株主資本	1,202,585
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	1,072,585
	その他利益剰余金	1,072,585
	（うち当期純利益）	(489,743)
	評価・換算差額等	4,595
	その他有価証券評価差額金	4,595
	純資産合計	1,207,180
	負債・純資産合計	3,165,114

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十一月十六日

横浜市泉区和泉が丘二丁目三一番三三号

（甲）河野商事株式会社

代表取締役　河野　正仁

横浜市泉区和泉が丘二丁目三一番三三号

（乙）株式会社Ｋｏｈｎｏ　Ｇｒｏｕｐ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　河野　正仁

決算公告

令和８年11月16日

横浜市泉区和泉が丘二丁目31番33号

河野商事株式会社

代表取締役　河野　正仁

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	693,988,762
	固定資産	2,108,200,662
	合計	2,802,189,424
負純資産の債及び部	流動負債	176,326,859
	固定負債	242,963,619
	株主資本	2,382,898,946
	資本金	31,200,000
	資本剰余金	43,150,000
	その他資本剰余金	43,150,000
	利益剰余金	2,308,548,946
	利益準備金	7,937,000
	その他利益剰余金	2,300,611,946
	（うち当期純利益）	(4,544,061)
	合計	2,802,189,424

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＫＯＨＮＯ（住所：横浜市戸塚区戸塚町四〇一八番地一―六〇七号）に対して当社の不動産賃貸事業及び資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十一月十六日

横浜市泉区和泉が丘二丁目三一番三三号

河野商事株式会社

代表取締役　河野　正仁

決算公告

令和８年11月16日

横浜市泉区和泉が丘二丁目31番33号

株式会社Kohno Group Holdings

代表取締役　河野　正仁

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	391,887,814
	固定資産	1,784,516,276
	合計	2,176,404,090
負純資産の債及び部	流動負債	692,179,331
	株主資本	1,484,224,759
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	1,602,491,579
	その他資本剰余金	1,602,491,579
	利益剰余金	△128,266,820
	その他利益剰余金	△128,266,820
	（うち当期純損失）	(5,014,770)
	合計	2,176,404,090

第21期決算公告

令和８年９月30日

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

新宿ＮＳビル18階

株式会社グローバル・ハート

代表取締役社長　古賀　輝則

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	232,730
	固定資産	16,976
	資産合計	249,706
負債及び純資産の部	流動負債	61,679
	賞与引当金	1,356
	その他	60,323
	固定負債	—
	その他	—
	負債合計	61,679
	株主資本	188,027
	資本金	50,000
	資本剰余金	26,000
	資本準備金	26,000
	利益剰余金	112,027
	その他利益剰余金	112,027
	（うち当期純利益）	(18,418)
	純資産合計	188,027
	負債・純資産合計	249,706

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日　　東京都港区芝公園二丁目６番３号

株式会社ディアーズ・ブレインホールディングス

代表取締役　小岸　弘和

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	625,622	流動負債	2,233,301
固定資産	16,044,218	賞与引当金	40,471
		固定負債	11,669,999
		株主資本	2,763,475
		資本金	50,000
		資本剰余金	4,709,170
		資本準備金	1,286,695
		その他資本剰余金	3,422,475
		利益剰余金	△1,995,694
		その他利益剰余金	△1,995,694
		（うち当期純損失）	（562,677）
		新株予約権	3,064
合計	16,669,841	合計	16,669,841

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日

福岡市博多区博多駅前二丁目10番19号

株式会社トランドール

代表取締役　坂本　和久

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	158,685	流動負債	264,754
固定資産	433,062	賞与引当金	36,961
		固定負債	147,438
		退職給付引当金	136,109
		株主資本	179,554
		資本金	10,000
		資本剰余金	38,456
		その他資本剰余金	38,456
		利益剰余金	131,097
		その他利益剰余金	131,097
		（うち当期純利益）	（47,162）
資産合計	591,748	負債・純資産合計	591,748

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十一月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十一月十六日

島根県益田市美都町仙道八五〇番地一

（甲）島根中井工業株式会社

代表取締役　宮浦　克己

大阪市北区梅田三丁目一番三号

（乙）中井工業株式会社

代表取締役　大村　修司

第 24 期 決 算 公 告

2026 年 11 月 16 日

横浜市港北区新横浜二丁目２番地15パレアナビル

コムスキャンテクノ株式会社

代表取締役社長　松田　良成

貸借対照表の要旨　（2026年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	304,542	流動負債	28,287
固定資産	110,031	負債合計	28,287
		株主資本	386,286
		資本金	24,000
		資本剰余金	381,600
		その他資本剰余金	381,600
		利益剰余金	△ 18,593
		利益準備金	1,554
		その他利益剰余金	△ 20,147
		（うち当期純損失）	（54,356）
		自己株式	△ 720
		純資産合計	386,286
資産合計	414,574	負債・純資産合計	414,574

第 40 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日　　島根県益田市美都町仙道850番地１

島根中井工業株式会社

代表取締役　宮浦　克己

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	823	流動負債	2,730
固定資産	2,042	賞与引当金	92
		退職給与引当金	433
		固定負債	874
		退職給与引当金	268
		株主資本	△739
		資本金	50
		利益剰余金	△789
		利益準備金	6
		その他利益剰余金	△795
		（うち当期純損失）	（935）
資産合計	2,865	負債・純資産合計	2,865

第 8 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 16 日　　大阪市北区梅田三丁目１番３号

中井工業株式会社

代表取締役　大村　修司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,067	流動負債	3,791
固定資産	1,057	賞与引当金	33
		退職給付引当金	165
		固定負債	672
		退職給付引当金	72
		株主資本	△339
		資本金	100
		資本剰余金	1,524
		資本準備金	124
		その他資本剰余金	1,399
		利益剰余金	△1,964
		その他利益剰余金	△1,964
		（うち当期純損失）	（744）
資産合計	4,125	負債・純資産合計	4,125

第 16 期 決 算 公 告

令和８年９月 30 日

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号新宿ＮＳビル18階

株式会社ＴＨＥグローバル社

代表取締役　岡田　圭司

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	50,603	流動負債	17,712
固定資産	1,361	賞与引当金	6
		その他	17,706
		固定負債	23,623
		その他	23,623
		負債合計	41,335
		株主資本	10,629
		資本金	1,924
		資本剰余金	2,871
		資本準備金	1,811
		その他資本剰余金	1,060
		利益剰余金	5,834
		その他利益剰余金	5,834
		自己株式	△0
		純資産合計	10,629
資産合計	51,964	負債・純資産合計	51,964

損益計算書の要旨

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	31,915	特別利益	1
売上原価	26,326	特別損失	21
売上総利益	5,589	税引前当期純利益	2,965
販売費及び一般管理費	2,744	法人税、住民税及び事業税	575
営業利益	2,845	法人税等調整額	110
営業外収益	1,266	当期純利益	2,280
営業外費用	1,126		
経常利益	2,985		